

珠洲市地域防災計画
津波災害対策編

令和 3 年 1 0 月 1 日修正
珠洲市防災会議

沿 革

平成 2 7 年 8 月 2 8 日作成

平成 2 8 年 6 月 1 0 日修正

平成 2 9 年 6 月 9 日修正

平成 3 0 年 6 月 8 日修正

令和 元年 6 月 7 日修正

令和 3 年 1 0 月 1 日修正

珠洲市地域防災計画（津波災害対策編） 目次

第1章 津波災害予防計画	1-1
第1節 防災知識の普及	1
第2節 市民及び事業者等のとるべき措置	4
第3節 自主防災組織の育成	8
第4節 防災ボランティアの活動環境の整備	10
第5節 防災訓練の充実	11
第6節 防災体制の整備	13
第7節 通信及び放送施設災害予防	16
第8節 消防力の充実、強化	17
第9節 水害予防	19
第10節 避難体制の整備	20
第11節 要配慮者対策	24
第12節 緊急輸送体制の整備	26
第13節 医療体制の整備	28
第14節 健康管理活動体制の整備	30
第15節 こころのケア体制の整備	31
第16節 食料及び生活必需品等の確保	32
第17節 積雪・寒冷対策	34
第18節 建築物等災害予防	35
第19節 公共施設災害予防	36
第20節 危険物等災害予防	42
第2章 津波災害応急対策計画	2-1
第1節 初動体制の確立	1
第2節 大津波警報・津波警報・注意報の発表	9
第3節 災害情報の収集・伝達	21
第4節 通信手段の確保	28
第5節 消防防災ヘリコプターの活用	31
第6節 災害広報	33
第7節 消防活動	36
第8節 自衛隊の災害派遣	39
第9節 避難誘導等	44
第10節 要配慮者の安全確保	49
第11節 災害医療及び救急医療	51
第12節 健康管理活動	53
第13節 救助・救急活動	55
第14節 水防活動	56
第15節 災害救助法の適用	57
第16節 災害警備及び交通規制	60
第17節 行方不明者の捜索、遺体の収容・埋葬	67
第18節 危険物の応急対策	69

第 1 9 節	ライフライン施設の応急対策	7 0
第 2 0 節	公共土木施設等の応急対策	7 3
第 2 1 節	給水活動	7 5
第 2 2 節	食料の供給	7 8
第 2 3 節	生活必需品の供給	7 9
第 2 4 節	障害物の除去	8 0
第 2 5 節	輸送手段の確保	8 1
第 2 6 節	こころのケア活動	8 2
第 2 7 節	防疫、保健衛生活動	8 3
第 2 8 節	ボランティア活動の支援	8 4
第 2 9 節	し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理	8 6
第 3 0 節	住宅の応急対策	8 9
第 3 1 節	文教対策	9 1
第 3 章	復旧・復興計画	3 - 1
第 1 節	公共施設災害の復旧	1
第 2 節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	3
第 3 節	災害復旧資金	5
第 4 節	被災者への支援	6
第 5 節	被災者の生活確保のための緊急措置	8
第 6 節	災害義援金及び義援物資の配分	1 0
第 7 節	復興計画	1 1
第 4 章	複合災害対策	4 - 1
第 1 節	基本方針	1
第 2 節	災害予防対策	1
第 3 節	災害応急対策	2
第 4 節	災害復旧対策	2

第1章 津波災害予防計画

第1節 防災知識の普及

1 基本方針

津波災害対策は住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、人的被害防止を最優先とし、市、県及び防災関係機関は、平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、住民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ、津波防災知識の普及徹底を図り、関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努める。

また、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識を持った津波に強い市民の育成に努める。

なお、市は、防災関係機関と連携し、住民が緊急地震速報を受けた時の適切な対応行動を含め、緊急地震速報について、普及、啓発に努める。

2 津波ハザードマップの作成、周知

市は、県の示す津波浸水想定区域図に基づき、津波ハザードマップを作成、公開するとともに、住民に配布し、津波ハザードマップを活用した地域学習や防災訓練の継続的な実施を推進することにより、津波ハザードマップの正しい理解と普及啓発に努める。

なお、津波ハザードマップが安心マップとならないよう、あわせてその特性や限界を住民に周知する。

3 職員に対する防災教育

市及び防災関係機関は、津波発生時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な活動を期すため、防災業務に従事する職員等に対し、職員研修等で防災教育を取り込むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した防災活動手引等印刷物の配布等

(2) 教育の内容

- ア 珠州市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 津波災害についての知識及びその特性
- ウ 防災知識と技術
- エ 防災関係法令の運用
- オ 地域の地震・津波災害等の危険度
- カ その他津波対策に必要な事項

4 学校教育における防災教育

児童生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の津波災害に強い市民を育成する上で重要である。

そのため、教育委員会及び学校長は、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等についても、学校の教育活動全体を通じて、継続的な防災教育を推進する。

なお、防災教育を含めた安全教育については、各学校で「学校安全計画」、「危機管理マニュアル」を点検し、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。

- (1) 大規模津波災害から児童生徒等の安全の確保を図るため、保護者をはじめ、当該学校が所在する地域の実情に応じて、市その他関係機関、地域の住民との連携を図り、より実践的な防災訓練の実施に努める。

(2) 児童生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット、津波ハザードマップ等を作成・活用して、以下の事項等について指導を行う。また、津波でんでんこ等、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

- ア 防災知識一般
- イ 避難の際の留意事項
- ウ 登下校中、在宅中に津波災害が発生した場合の避難の方法
- エ 具体的な危険箇所
- オ 要配慮者に対する配慮
- カ 地域の地震・津波災害等の危険度
- キ その他津波対策に必要な事項

5 住民に対する防災知識の普及

市及び防災関係機関は、津波防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、住民に対してわかりやすい防災情報の発信に努めるとともに、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

(1) 普及の方法

- ア 生涯学習教育を通じての普及
教育内容の中に防災関係の事項をとりあげるほか、防災関連の講座等を実施して、津波防災上必要な知識の普及に努める。
- イ 広報媒体等による普及
 - (ア) ラジオ、テレビ、インターネット、携帯電話等による普及
 - (イ) 新聞、雑誌による普及
 - (ウ) 防災に関するテキストやマニュアル等の印刷物による普及
 - (エ) ビデオ、映画、スライドによる普及
 - (オ) 広報車の巡回による普及
 - (カ) 図画、作文等の募集による普及
 - (キ) 講演会や実地研修等の開催による普及
 - (ク) 防災器具、災害写真等の展示による普及
 - (ケ) 津波ハザードマップの活用による普及
 - (コ) 自動車運転免許の取得時及び更新時の活用による普及
 - (サ) 避難看板の設置による普及
 - (シ) 各地域の標高や想定される津波高、津波到達予想時間の表示等による普及
- ウ 社会教育施設の活用を通じた普及
公民館等の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

(2) 普及の内容

- ア 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制
- イ 津波災害についての知識及びその特性
- ウ 津波警報等や避難指示等の意味と内容
- エ 要配慮者に対する配慮
- オ 市民及び事業所のとるべき措置
- カ 自主防災組織の活動
- キ 地域の地震・津波災害等の危険度
- ク その他津波対策に必要な事項

6 防災相談及び意識調査

市及び防災関係機関は、その所管する事項について、住民の津波対策の相談に積極的に応じ

るとともに、防災意識を把握するため、住民に津波対策の意識調査を必要に応じて実施する。

7 災害教訓の伝承

- (1) 市は、能登半島地震など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

- (2) 住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取組を推進する。

第2節 市民及び事業者等のとるべき措置

1 基本方針

津波災害時における被害及び混乱を防止するため、市民及び事業者等の果たす役割が極めて大きいことから、市民及び事業者等は、自ら防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。

2 市民のとるべき措置

平素から次のことに留意し、万一の場合に備えておく。

平常時の心得	○ 日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類は保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検
	○ 消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置
	○ 住宅の耐震性を確認する。 柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは補強
	○ 家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講ずる。 ・タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定 ・家具の上に物を置かない ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下防止の措置
	○ ブロック塀等の点検補修をする。 ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、転倒防止の措置
	○ 食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ・自動車へのこまめな満タン給油
	○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・津波発生時の役割分担 ・避難場所等、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び津波災害時の連絡先と連絡方法及び避難ルールの取決め ・「津波てんでんこ」の理解と確認
	○ ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。
	○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。
	○ 地域等の防災訓練に積極的に参加し、震災時の行動力を身につける。
	○ 緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。
	○ 津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。

地震を感じた時や大津波警報・津波警報・注意報が発表された場合は、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

津波発生時の心得	一般用
	○ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。 - 地震による揺れを感じにくい場合でも、津波警報、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。 ○ 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。 ○ 避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。 ○ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを理解して迅速に避難する。また、声掛けをして、避難を促すように努める。 ○ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。 ○ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。 ○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。 ○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報などの精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の区現実性を理解する。
	船舶用
	○ 強い地震（震度4程度異常）を感じた時、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とし、すでに海上にいる船舶のみ港外（注1）退避を行うものとする。 ○ 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報または津波注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とする。 ○ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。 ○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。 ○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報などの精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の区現実性を理解する。

注1 港外：水深の深い、広い海域

3 事業者等のとるべき措置

- (1) 事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（BCP）、消防計画、予防規程その他の規程等を含む。）に基づくなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

平常時の心得	○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報の収集伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 防火用品等の備蓄をしておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練へ積極的に参加する。 ○ 緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○ 津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○ 損害保険への加入など資金の確保を図ること。 ○ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市との協定の締結に努める。
--------	--

なお、防災計画等の作成上の留意事項は、次のとおりとする。

防災計画等作成上の留意事項	○ 市の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（津波ハザードマップに基づく浸水リスク、交通手段、建築構造及び周辺市街地の状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものにする。 ○ 従業員、顧客及び周辺住民の生命の安全確保、出火の防止、混乱の防止等二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生についての対策を重点に作成する。 ○ 責任者の不在時についても考慮する。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。 ○ 他の防災又は保安等の規程がある場合は、それらの計画と整合性を図る。 ○ 事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものにしていく。 ○ 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。 ○ 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
---------------	--

(2) 津波発生時には、次の事項に留意し、被害及び混乱の防止に努める。

津波発生時の心得	○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になり易い人々の安全に特に留意する。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、市民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○ 屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
----------	--

4 市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

なお、市は、珠洲市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、珠洲市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第3節 自主防災組織の育成

1 基本方針

(1) 津波等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。

このため、市及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、市社会福祉協議会、NPO、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。

また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する県民の理解促進のための広報活動に努める。

(2) 県及び市は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

2 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織の育成

市は、住民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の育成、強化を図り、組織率の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携を促進する。

その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。

なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。

(2) 活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び津波発生時において効果的な防災活動を次により行う。なお、市は、津波災害時における自主防災組織の役割について効果的な周知を行う。

平常時	○ 情報の収集伝達体制の確立 ○ 津波ハザードマップを活用した防災知識の普及及び防災訓練の実施 ○ 火気使用設備器具等の点検 ○ 防災資機材の備蓄及び管理 ○ 地域における避難行動要支援者の把握 ○ 避難所となる学校との連携・情報交換、協力体制の確立 ○ 避難路の危険個所のチェックを含めた維持管理
-----	---

津波発生時	○ 地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達 ○ 救出救護の実施及び協力 ○ 集団避難の実施 ○ 避難所運営の実施及び協力 ○ 炊き出しや救助物資の配分に対する協力 ○ 避難行動要支援者の避難行動への支援
-------	---

(3) 避難行動要支援者に対する地域協力体制

避難行動要支援者は、津波等の災害が発生した場合には、自力による避難が困難である。

このため、自主防災組織は、市と連携しながら、寝たきりや一人暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。

(4) 漁業地域における関係機関等との連携

自主防災組織は、漁港・港湾管理者や漁業協同組合等と連携して、正確な災害情報や防災知識の共有、津波発生時における避難行動や災害支援のあり方などの地域の防災対策の検討や防災訓練の実施等の取り組みを推進する。

3 事業所の自衛消防隊等

事業所は、家庭に比べて使用する火気設備・器具や、貯蔵又は取扱う危険物が質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。

また、不特定多数の者を収容する施設にあっては、津波発生時のパニック等による被害も予想される。

このため、事業者は、市及び防災関係機関の実施する防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制の整備に努める。

第4節 防災ボランティアの活動環境の整備

1 基本方針

津波等の災害による被害の拡大を防止するため、県、市及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。

このため、市及び関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行われるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO、町会（自治会）、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化に努める。

また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する市民の理解促進のための広報活動に努める。

2 防災ボランティアの環境整備

防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難所における炊出し、清掃作業等特に資格や経験が必要としないものがあるが、被災者ニーズ等の情報提供を適切に行ったうえで、その効果的な活用が図られるよう、市の各担当部局と関係機関とが連携して環境整備を行う。

3 防災ボランティアの受入体制等

(1) 防災ボランティアの柔軟な受け入れ

市及び関係機関は、津波発生時において防災ボランティアを効果的に活用できるよう、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。

(2) 災害対策ボランティア現地本部の運営訓練

市は、ボランティア活動の支援に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるよう、平常時より災害対策ボランティア現地本部（以下「ボランティア現地本部」という。）の運営訓練を行う。

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

緊急の判定活動に速やかに対応するため、市は、全国被災宅地危険度判定連絡協議会と連携しながら、地域連絡協議会を組織し被災宅地危険度判定の活動体制の整備を図る。

(4) 災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

4 防災ボランティアの育成

(1) 市及び関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会（自治会）、民生委員、防災士、NPO・ボランティアなど地域住民と一体となった訓練を実施する。

(2) 市は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、県民や学生、企業、NPO・ボランティア等に積極的に参加を呼びかける。

(3) 市及び日本赤十字社等も災害ボランティアコーディネーターの養成等に努める。

(4) 市は、地域住民及び関係機関と連携して、災害ボランティアコーディネーターの活用を中心に、被災者ニーズに即したボランティア活動が効果的に行える体制作りに努める。

第5節 防災訓練の充実

1 基本方針

市及び防災関係機関等は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、津波発生時における避難、救助、通信等の効果的方策を検討し、東日本大震災の教訓等を踏まえ、具体的計画をたて、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。

また、市及び防災関係機関は、特に自主防災組織や一般住民に参加を求めて、津波発生時の避難等をより多くの住民が身をもって体験できるよう努める。

なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練等や防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。

2 防災訓練計画

市及び防災関係機関等は、津波災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。

なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する器材及び冬季や夜間といった実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

(1) 図上訓練

図上訓練は、津波災害応急対策を地図等を使用して実施するもので、訓練実施項目は、次のとおりとする。

- ア 迅速、的確な情報の収集、伝達
- イ 広域応援の要請
- ウ 防災関係機関相互の緊密な連絡、調整
- エ 多種多様に発生する非常事態に対応する措置の実施
- オ その他津波災害対策事務又は業務の迅速的確な処理

(2) 実地訓練

津波災害の発生を想定し、災害応急対策を実地に行う。

ア 総合防災訓練

市は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び学校、自主防災組織、地域住民等の地域に関係する多様な主体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、福祉避難所開設・運営、災害ボランティアセンター開設・運営等の各種の訓練を総合的に実施する。

イ 防災関係機関の訓練

防災関係機関は、職員に対する防災体制の周知等を図るため、必要に応じて他機関あるいは住民、防災士、災害ボランティアコーディネーター等の参加を得て、それぞれが所管する業務に関して、防災訓練を実施する。

ウ 事業所等の防災訓練

事業所等は、応急対策を実施するため、関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて、他の訓練と共同又は単独で次の訓練を年1回以上実施する。

- (ア) 災害情報等の通信訓練
- (イ) 災害応急対策従事者の動員訓練
- (ウ) 避難救助訓練

また、各事業所等の立地状況、事業内容を勘案し、地域の自主防災組織等との連携を目的とした防災訓練も実施するよう努める。

エ 住民・自主防災組織の防災訓練

大津波発生時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し実施することが必要である。

このため、住民においては「自らの身の安全は自らが守る」、自主防災組織においては「自らの地域は皆で守る」という防災の基本に立って、平素から自主的に避難訓練、救出訓練、応急救護訓練等各種防災訓練を行い、また防災活動に必要な知識、技術を習得しておく。

市は、自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や防災訓練の映像による発信等、体験訓練等を行う上で必要な支援を実施する。

第6節 防災体制の整備

1 基本方針

津波災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、市は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。

また、市及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや電源車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

2 市の活動体制

(1) 災害対策本部要員等の確保

市は、大津波が発生した時に災害対策本部を速やかに設置できるよう災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

また、市は、応急対策活動の中核拠点として、地域の防災拠点を整備するとともに、災害現場での応急対策活動を行う地区拠点の整備に努める。なお、整備に当たっては、県の示す浸水想定区域図等における津波浸水リスクを考慮するものとし、加えて防災拠点機能の維持を図るため、事前に複数の拠点を整備しておくように努める。

(2) 国、県との連絡体制等の整備

市は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(3) 災害情報の収集

市は災害情報の収集にあたっては平常時から地区、町会ごとに収集・伝達体制を整える。

(4) 情報発信

市は、避難所、地区・町会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を図る。

なお、在宅被災者など、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、居住地以外の市町村に避難する被災者を想定し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(5) 他の地方公共団体や民間事業者等との応援協定締結の推進等

ア 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

イ 市は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で相互応援の協定を締結

するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

ウ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

エ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

オ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

(6) 業務継続計画の策定等

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

(7) 受援計画の策定等

ア 市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えとともに関係機関との情報の共有に努める。

イ 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

ウ 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(8) 罹災証明交付体制の確立

市は、速やかに罹災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。

ア 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めること。

イ 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図ること。

ウ 自治体間の支援体制を確立するための協定などを締結すること。

エ 国、県等が実施する罹災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させること。

オ 民間の調査要員の確保策について検討すること。

また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非

常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

(9) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定

市は、平常時から、応急危険度判定対象建築物及び仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定しておく。
また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(10) 災害廃棄物の仮置き場の確保等

市は、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

また、市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場、処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。

(11) 被災者生活再建支援制度等の周知

市は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。

(12) 情報のバックアップ化

市は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

(13) 事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援

市は、事業所等の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築を支援するため、情報提供等に努める。

(14) 事業継続力強化支援計画の策定

市は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(15) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握

市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(16) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制

市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

3 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、大津波が発生した時に応急対策活動を行えるよう職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

4 人材確保方策

市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

第7節 通信及び放送施設災害予防

1 基本方針

津波発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、市及び防災関係機関は、転倒防止対策を含めた情報通信設備の耐震性、耐浪性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、一体的な整備を図る。

なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

2 通信用施設設備の整備

(1) 市の整備

ア 市は、住民等に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J－ALER T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。

また、IP通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を図る。

さらに、孤立化が懸念される山間地集落等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。

イ 市等は、119番通信回線が確保されるよう設備等の保守点検に努める。

(2) 防災関係機関の整備

防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、衛星携帯電話などの整備を図り、通信の確保に努める。

なお、市は、NTT等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

(3) 応急用資機材の整備

市及び防災関係機関は、停電による通信不能を回避するため、非常用電源（自家発電用設備、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線などの応急用資機材の確保充実を図り、非常災害時に使用できるよう対策を講じるとともに、これらの点検整備に努め、緊急連絡体制を確保する。

また、災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう、通信活用マニュアルを作成するとともに平常時から機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的の実施する。

(4) 災害時優先電話の確保

市及び防災関係機関は、災害時の電話の利用制限を回避するため、平常時から防災関係機関・団体間の優先電話の確保に努める。

(5) 緊急地震速報の通信施設の整備等

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるとともに、受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により住民等へ伝達するよう努める。

第8節 消防力の充実、強化

1 基本方針

市は、消防力の充実、強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努める。

2 所要地域の警戒措置等

(1) 所要地域の防火のための警戒

市長は、台風の接近等による強風時、又はフェーン現象発現時等大規模火災が発生するおそれがある気象状況下における所要地域の防火のための警戒措置が十分行われるよう必要に応じて消防機関に出動を命ずる。また、木造大規模建築物、危険物等貯蔵所、大量火気使用場等火災発生危険の大きいもの、あるいは火災が発生した場合著しく拡大延焼するおそれのある防火対象物又は文化財等については、防火管理者の協力等により特別な警戒措置がとられるよう、あらかじめ指導協議の上、所要の警戒計画を定めておく。

(2) 破壊消防による防ぎょ線の設定等

市長は、火災被害の想定をもとにし、破壊消防による防ぎょ線の設定場所、方法、補償、破壊用具の整備又は調達などについて事前に検討し、計画をたてておく。

3 消防力の強化

市長は、消防施設装備等の強化や消防体制の充実、消防水利の多様化及び消防団の活性化を図るなど、消防力の強化に努める。

(1) 消防施設装備等の強化

市長は、「消防力の整備指針」に定められた施設及び人員を目標として、消防の責任を十分果たすために必要な消防体制の確立に努める。

(2) 消防水利の強化

市長は、危険地域における消火栓、耐震性貯水槽、防火水槽などの消防水利を増設し、その適正配置を推進する。また、海水、河川水などの自然水利はもちろんのこと、井戸、ため池、ダム、農業用水及び工業用水なども、消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画をたてる。

(3) 消防団の活性化

市長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の大規模災害等への対応力を強化し、施設・装備の充実、処遇の改善、及び知識・技能の向上のための教育訓練体制の充実を図る。

また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するとともに、地域ぐるみでの活性化を図る。

(4) 関係機関の連携強化

市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防防災体制の整備に努める。

4 消防機械器具の点検整備と出動計画等

市長は、消防機関に消防機械器具の点検整備をさせるとともに、次の事項について、あらかじめ計画を定めておく。

(1) 消防機械の特別点検整備計画

(2) 出動計画等

ア 要員招集計画

消防ポンプ自動車にあつては、少なくとも機関員待機以上の体制をとり、必要な招集待機の計画を定めておく。なお、消防ポンプ自動車以外の消防ポンプに対する団員待機についても、計画を定めておく。

イ 出動計画

消防署及び消防団の地域別、区分別の出動計画を定め、統制ある消防活動を行うよう留意するとともに、次の事項についても計画を定めておく。

- (ア) 特殊危険地域に対する出動、消防計画
- (イ) 飛火警戒のための出動、配置計画
- (ウ) 応援部隊の誘導、配置計画
- (エ) 隣接市町からの要請に基づく区域外出動計画

ウ 現場水利統制計画

5 消防機関の警戒警備体制の確保

市長は、津波発生時における消防機関の警戒警備体制の確保を図るため、あらかじめ警戒警備計画を定めておく。

この計画は、おおむね次の事項について策定する。

- (1) 警戒のための組織体制
- (2) 警戒区域の分掌
- (3) 警戒出動のための要員召集又は伝達方法
- (4) 消防無線、有線放送等の通信の確保
- (5) 上水道、用水路等の水利統制のための要員待機計画

6 火災発生防止の徹底

市長は、宣伝広報車等による巡回予防広報、有・無線放送施設を利用しての一斉広報等により、火災予防上必要な事項について住民に徹底するものとし、このための予防広報計画をあらかじめ定めておく。

7 救助・救急体制の整備

(1) 救助資機材の整備

ア 市長は、大規模災害時に発生するあらゆる救助事案に的確に対応するために、高度救助資機材の整備を図る。なお、必要に応じ、民間事業者等との連携を図る。

イ 家屋や建造物などの下敷きになった人々の救出を迅速に行うため、レスキューツール、エンジンカッター及びチェーンソー等の救助資機材の整備を図る。

(2) 体制の整備

ア 市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、関係省庁との連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

イ 市長は、津波発生時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タッグ（患者識別票）の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資機材及び救護所用資機材の整備に努める。また、津波発生時に迅速に医療機関に搬送するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の活用を図る。

第9節 水害予防

1 基本方針

津波発生時は人的被害防止を最優先とするため、水防活動に従事する者の安全確保を図ったうえで、津波発生後（津波警報解除）の豪雨又は高潮・高波による二次災害に対して、次の措置を講ずるほか、石川県水防計画の定めに基づいて所要の警戒措置をとる。

2 水防計画に基づく危険区域の監視

水防管理者は、石川県水防計画の定めるところにより危険区域の堤防等の巡視を行い、状況に応じて監視のための水防団員又は消防団員を配置する。

この団員の配置等危険区域の監視体制については、津波発生時の団員の安全確保に配慮する。

また、水防管理者は河川管理者の同意を得た上で、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。

3 水防作業人員の確保

市等の水防管理者は、津波等の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

4 雨量及び水位情報の公表

水防管理団体等の関係機関は、河川総合情報システム等により自主的に常時雨量及び水位情報を入手し、水防警報発表前にあっても状況を勘案して出動準備や出動に遺漏のないよう注意する。

5 避難準備措置の確立

市長は、津波発生後の豪雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波による二次災害が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により直接被害を受けるおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。

また、県は、市長が行う避難指示等の判断を支援するため、市長に河川の状況等を直接伝えるなど、その通知に係る情報提供をする。

6 水防施設等の安全対策

津波による水害対策上重要な水防施設等については、適切な耐震性を有するよう所要の措置を講ずる。また、市は、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるとともに、常時開放の必要がない水門、陸閘等については、できるだけ閉鎖するように努める。

第10節 避難体制の整備

1 基本方針

津波被害の軽減には、早期の避難が最も重要であることから、市は、最大クラスの津波の襲来を予測した上で、住民が安全に避難できるよう、地域の実情を踏まえて災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（津波避難ビルを含む。）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所並びに避難路について、管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、町会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。

また、避難所については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者にも配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努める。

さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

なお、市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等

市は、津波発生時に住民が安全かつ迅速に避難できるよう次の事項に留意し、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定するとともに、町会、自主防災組織等を通じて、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等への周知徹底を図る。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

また、市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

(1) 指定緊急避難場所

ア 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であること。

なお、緊急の避難場所として、道路空間が有効な避難場所と判断される場合は、各道路管理者と協議の上、相互に協力し、避難場所として整備を図る。

イ 災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有していること。

ウ 都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有すること。

エ 下記の災害の発生のおそれのない区域または、当該災害に対して安全な構造であることのほか、このうち、浸水、津波等については、その水位よりも避難上有効なスペースがあること。

(ア) 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がない所であること。

(イ) 津波に対する安全性

沿岸地域及び河川の下流域にあっては、できるだけ津波による浸水の危険性が低い所であること。

やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせた電源の二重化、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

(ウ) 火災に対する安全性等

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で住民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

(2) 指定避難所

- ア 被災者等を滞在させるために必要となる適切な規模を有するものであること。
- イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- エ 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。
- オ 火災に対する安全性等
 - 周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で住民の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。
- カ 生活必需品等の供給
 - 避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、医薬品、マスク、消毒液等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。
 - また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることができる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。
- キ 被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。
- ク ペット動物の飼育場所等について検討すること。
- ケ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。
- コ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- サ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- シ 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえること。
- ス 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。

(3) 避難路

- 市は、次の事項に留意し、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮の工夫・改善に努める。なお、避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、低地や河川沿いでの液状化や噴砂、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。
- ア 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がない所であること。
- イ 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。
- ウ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。
- エ 津波や浸水の危険のない道路であること。
- オ 自動車の交通量が少ない道路であること。
- カ 冬季の積雪時や夜間でも安全に通行できること。

(4) 避難指示の発令基準の策定等

- ア 市長は、避難指示の意思決定を迅速・的確に実施するため、津波警報等が発表された場

合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。また、市長不在時における発災に備え、避難指示発令に係る代理規程を整備する。

イ 市は、躊躇なく避難指示を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

ウ 県は、市に対し、避難指示の発令基準の策定を支援するなど、国とともに、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

3 津波避難ビルの指定等

市は、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で、津波到達時間が短い地域では概ね5分程度で避難が可能となるよう、民間ビルを含めた津波避難ビル等の指定等を進める。

その際、管理協定の締結や指定などにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

4 二次避難支援体制の整備

高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。

また、被災者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う県の災害派遣福祉チームの受け入れや関係団体との連携により、要配慮者の避難所内の一般避難スペースから福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

5 交通規制

警察は、津波発生時の住民等の円滑な避難のため、避難場所等の周辺及び周辺道路において、交通規制を実施するなど交通混乱の防止を図る。

6 避難誘導標識等の設置

市は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所等・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置等をまちのわかりやすい場所に表示することや、畜光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような避難誘導標識等の整備に努める。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、町会、自主防災組織等を通じて住民等にわかりやすく示すよう留意する。

誘導標識については、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。このため、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識や外部電源が遮断された際にも夜間発光する再生可能エネルギーと蓄電池を併設した避難誘導灯等の設置に努める。

7 避難誘導体制

(1) 市等

ア 津波による危険が予想される市は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所・避難所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル・避難所や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上

に努める。

イ 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生する恐れがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、市は、自動車の運転者等に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

ウ 市は、消防職団員、水防団員、警察官、職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

エ 市は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

オ 高齢者や障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

カ 市は、要配慮者が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

(2) 児童生徒の安全確保

教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難場所等の複数化や二次避難場所等の設定を含む避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、市長、PTA等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水・医薬品等の調達等についても定めておく。

また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

(3) 事業所等の安全確保

病院、社会福祉施設、興業場、事業所等多人数が利用、入所、又は勤務する施設その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ設備等を定期確認するとともに、津波避難計画等を定め、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施し、避難に万全を期す。

8 避難所運営マニュアルの活用

市は、避難所における円滑な救護活動や要配慮者及び自宅に留まっている被災者への適切な対応を図るため、珠洲市避難所運営マニュアルを活用し、災害時における自助、共助による運営が図られるよう努める。

第11節 要配慮者対策

1 基本方針

津波発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高い。

このため、市及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

2 在宅の要配慮者への配慮

(1) 避難行動要支援者名簿の作成等

市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

ア 避難行動要支援者名簿の作成

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より県との連携及び民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じて、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

イ 名簿情報の利用及び提供

市は、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

ウ 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(2) 避難行動要支援者の避難支援計画の策定

市は、防災関係部局と福祉関係部局、警察本部等との連携の下、消防団、自主防災組織等、また、平常時から避難行動要支援者と接している市社会福祉協議会、地区民生委員協議会、介護サービス事業者、障害者団体等の福祉関係機関と協力して、個人情報保護やプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難支援プランの策定等に努める。

特に、市レベルでの避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした避難支援プランの全体計画を早期に作成するものとする。

(3) 緊急通報システム等の整備

市は、在宅の要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導體制の確立を図る。

(4) 防災知識の普及及び防災訓練の充実

市は、要配慮者及びその家族に対して、パンフレット配布等による防災知識の普及を図るとともに、地域の防災訓練に参加できるよう訓練内容を工夫する。

(5) 防災マップの作成

市は、要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できる、コミュニティ単位の防災マップ（地震・津波災害）の作成に努める。

(6) 避難行動要支援者避難支援マップの作成

市等は、避難行動要支援者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用するコミュニテ

ィ単位の避難支援マップの作成に努める。

(7) 福祉避難所の指定

市は、高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、地区ごとの福祉避難所の指定を進める。

ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

ウ 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。

(8) 二次避難支援体制の整備

市は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。

(9) 避難後の支援対策

市は、要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

3 社会福祉施設等の整備

(1) 防災組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、県が示す指針を活用するなどし、施設の実情に応じた「具体的な防災計画」を定め、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化しておく。

また、社会福祉施設の管理者は、平常時から関係機関、地域住民及び自主防災組織等との連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

(2) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、できるだけ浸水の危険性の低い場所に施設を立地するよう努めるものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、耐浪化、防災設備の整備等に努めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設種別を考慮して利用者や職員の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。

また、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）を確保するよう努め、その設置場所を工夫する。

(3) 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、防災に関する基礎的な知識や津波発生時にとるべき行動等についての理解、関心を高めるため、施設の職員等に対して防災教育を実施する。

また、津波発生時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や土地条件・避難場所等を考慮して防災訓練を定期的に実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。

4 外国人等に対する防災対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。

(1) 避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を簡明かつ効果的なものにするるとともに、多言語化を推進する。

(2) 市は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

(3) 多言語による防災知識の普及を推進する。

(4) 外国人等の防災訓練への参加を推進する。

(5) 地域全体で、外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。

第12節 緊急輸送体制の整備

1 基本方針

道路管理者は、想定津波による浸水範囲を考慮したうえで、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うものとする。

市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備えるとともに、大量輸送を行うための船舶の確保や漁港の整備を図る。

また、県及び市は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

2 臨時離着陸場の整備

市長等は、道路の損傷により陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターの離着陸可能な空地を調査し、臨時離着陸場を設ける。

また、ヘリコプターが安全に離着陸ができるよう十分な面積を有する空地を確保し、周囲に障害物となるものが生じないように維持管理に努める。

3 漁港の整備

(1) 漁港等管理者は、人員・物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、岸壁・道路等の耐震性を強化する。

また、緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備を図る。

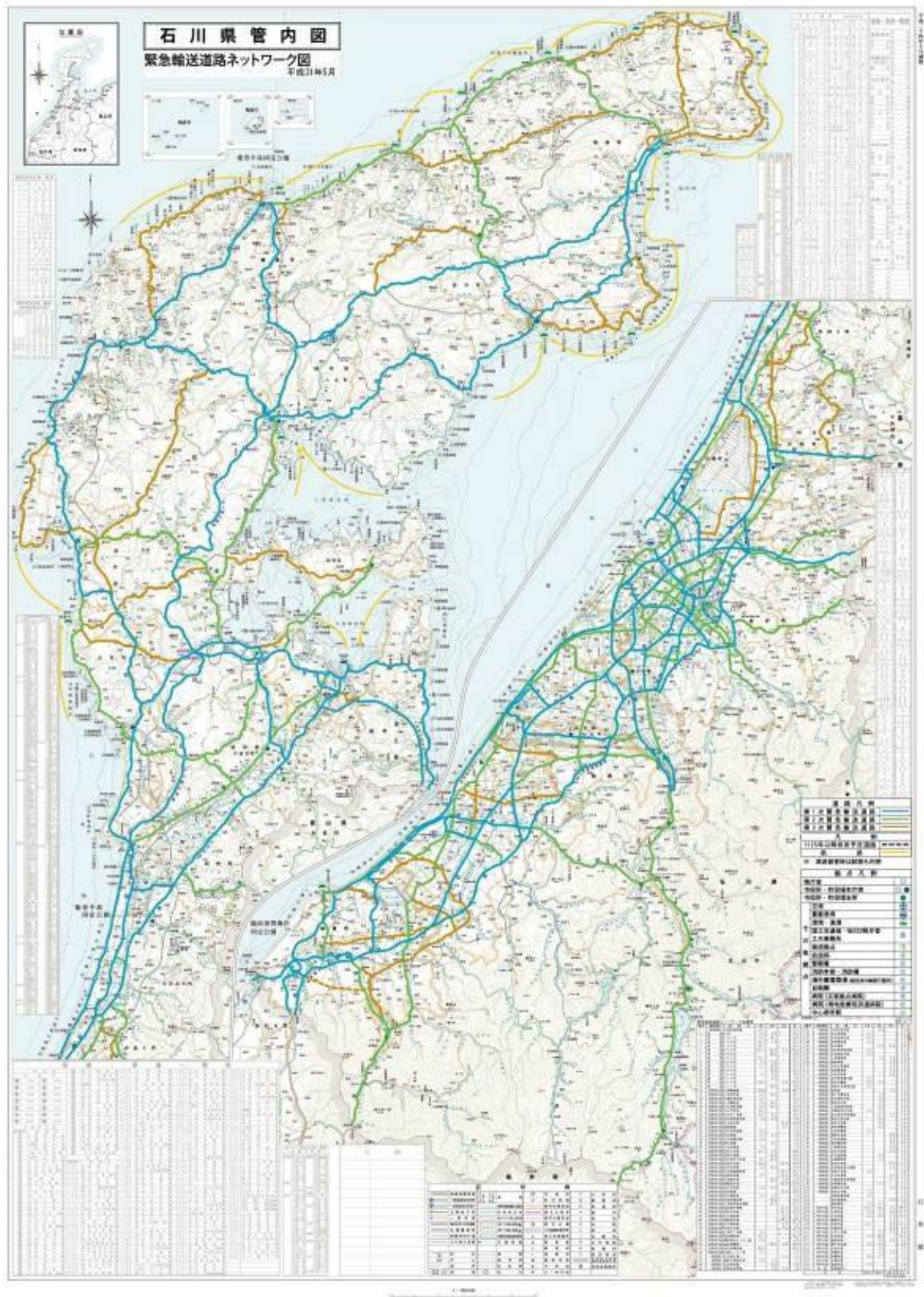
(2) 漁港管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの施設を管理する民間事業者等に対して、施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行う。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のため措置を講ずべきことを命じ、又は勧告を行う。

4 民間事業者等の活用

(1) 市は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として活用可能な運送事業者等の施設の把握及びそれらを活用するための体制整備を図る。

(2) 市は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。

(3) 市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。



第13節 医療体制の整備

1 基本方針

地震・津波発生時には、家屋の浸水や火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、市民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。

このため、市は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努める。

また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から震災・津波の発生に備える。

2 医療救護体制の整備

(1) 市

ア 市は、地域の実情にあわせた医療救護班を編成しておく。ただし、市独自で医療救護班編成が不可能な場合は、広域圏で編成する。

イ 医療救護班編成に当たっては、地区医師会、公的病院等医療機関の協力を得る。

ウ 医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、補助者2名（運転手、連絡員）を一班とするよう編成し、できるだけ薬剤師1名も加えるよう努める。

また、連絡体制についても定めておく。

なお、市等で編成された医療救護班については、県へ報告し、変更した場合も同様とする。

エ 市は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する地域医療救護活動支援室への当該責任者の参加及び連携について定めておく。

オ 市は、震災・津波発生時に重傷患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。

カ 市は、震災・津波が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。

キ 市は、避難所における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。

ク 市は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。

(2) 医療関係団体

県医師会等の医療関係団体は、県からの派遣要請に円滑に対応し、医療救護活動が、効果的かつ効率的に行えるよう、活動マニュアル等の整備に努めるとともに、平時から、研修・訓練の実施に努める。

(3) 災害拠点病院・救急告示病院（珠洲市総合病院）

珠洲市総合病院は、震災・津波の発生に備え、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）、重症患者の受入れ及び搬送、DMAT及び医療救護班の編成・派遣、他の医療機関から派遣されたDMAT及び医療救護班の受入れ、地域の医療機関への応急用医療資機材の貸出しなどについて記載した災害対応マニュアルを作成しておく。また、災害対応マニュアルに基づき、定期的な防災訓練を実施する。

(4) 一般医療機関

ア 一般医療機関は、患者の安全確保、ライフラインが機能停止した場合における診療機能の維持（業務継続計画）などについて記載した災害対応マニュアルを作成し、それに基づく定期的な防災訓練の実施に努める。

イ 透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、他の透析医療機関との協力体制を確立しておく。

ウ 人工呼吸器等を使用している患者を抱える医療機関は、災害時にこれらの患者の搬送先等の計画を定めておく。

3 情報連絡体制

(1) 医療救護活動に係る情報連絡体制

市は、被災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制を整備しておく。

(2) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）による連絡体制

ア 県は、震災・津波発生時において、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況などの災害時医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う広域災害・救急医療情報システム（EMIS）が有効に機能するよう体制を整備しておく。

イ 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加する医療機関は、当該システムに迅速で確実な情報の入力を行うため、複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行っておく。

(3) 災害時通信手段の確保

ア 災害拠点病院（珠洲市総合病院）は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）による情報収集に加え、災害時の通信手段を確保するため、衛星電話を保有するとともに、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備しておく。

イ 災害拠点病院・救急告示病院（珠洲市総合病院）、救急告示病院及び透析医療機関は、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等を含めた複数の通信手段の保有に努める。

ウ 市は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線等の複数の通信手段の整備に努める。

第14節 健康管理活動体制の整備

1 基本方針

災害発生時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。このため、市は、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理体制に万全を期すため、災害時の保健活動マニュアルを作成する等、平素から津波の発生に備える。また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、市民自身の健康管理意識の向上に努める。

2 平常時の健康管理対策

- (1) 市は、災害時に健康障害の発症リスクの高い者に対して、平素から保健指導の徹底を行うとともに、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努める。
- (2) 市は、平素の健康管理活動を通じ、地区ごとの要支援者の把握に努めるとともに、地域の医療機関、民生委員、健康づくり推進員等との協働・連携体制の構築に努める。
- (3) 市民は、平常時から健康診断の受診等により、自らの健康状態の把握、改善に努めるとともに、特に慢性疾患等を有する場合は、健康手帳やお薬手帳等により服用薬剤等の自己管理に努める。

3 災害時の健康管理体制の整備

市は、災害時に被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、災害時の保健活動マニュアル等を作成するとともに、障害者、高齢者、医療、食料備蓄、避難所運営等の担当部門と協力、連携した活動体制の確立に努める。

4 情報連絡体制の整備

市は、災害時の健康管理活動実施についての情報連絡体制の整備に努める。

第15節 こころのケア体制の整備

1 基本方針

津波発生時には、家屋の浸水や道路の損壊等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、被災した住民に日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招くため、被災した住民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

このため、市は平時から、県及び精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、津波発生時における被災者の救護に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。

2 こころのケア実施体制の整備

- (1) 市は、避難所における精神科救護所の設置について、あらかじめ避難所管理者と協議しておく。
- (2) 市は、平時から支援が必要な精神障害者等に関する情報を整理し、津波発生時にはこころのケア活動に迅速に活用できるように、情報の提供に努める。

3 情報連絡体制の整備

市及び精神科医療機関は、平時から厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPA T）の活動要領」を踏まえながら、精神保健医療班（こころのケアチーム）の派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。

第16節 食料及び生活必需品等の確保

1 基本方針

住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。

2 県、市、市民等の役割分担

- (1) 県は、被災住民に給与する食料及び生活物資や、市町の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。
- (2) 市は、被災住民に給与する食料品等の物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づく調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。
- (3) 市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚をもとに個人又は地域において可能な方法、範囲で食料品等の物資の備蓄を行うとともに、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。
- (4) 事業所等は、災害発生に備えて、従業員や地域住民のことも考慮しながら可能な方法、範囲での物資の備蓄に努める。
- (5) 市は、物資の供給にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

3 食料及び生活物資の確保

市は、平常時から災害の発生に際して必要となる物資の調達を、次により行う。

市は、地震被害想定などを参考として、非常食の備蓄に努める。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。

さらに、非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

4 物資の集積、配送地の整備

市は、被災者に食料等の物資が迅速に供給できるようそれぞれの救援物資等の集積、保管、配送等のために集配予定地をあらかじめ定めるとともに、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、体制を整備する。

- (1) 県は、災害の規模が甚大で市が定める集配予定地のみでは対応が困難な場合や全国からの物資の円滑な受け入れを行うため、県の地形的特質や津波の浸水リスク等を勘案の上、交通上の利便のよい所に集配予定地（広域物資輸送拠点）を定める。
- (2) 市は、避難所の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、集配予定地（地域内輸送拠点）を定める。
- (3) 市は、大規模災害等を想定した物資の仕分けや配送について、民間事業者の活用を事前に検討しておく。

5 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

市は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルの作成に努める。

第17節 積雪・寒冷対策

1 基本方針

積雪・寒冷期において津波が発生した場合、他の季節に発生する津波災害に比べて、避難路、避難場所等の確保等に支障を生じることが懸念される。このため、市及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における津波災害の軽減に努める。

2 積雪対策の推進

積雪期における津波対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくりなど、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、市及び防災関係機関は、「石川県雪害対策実施要綱」に基づき、相互に協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

3 交通の確保

(1) 道路交通の確保

津波発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者は、除雪対策を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

ア 除雪体制の強化

(ア) 道路管理者は、一般国道、県道、市道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(イ) 道路管理者は、効率的な除雪を行うため、地形や積雪の状況など自然条件に適合した除雪機械等の配備に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

(ア) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路整備を推進する。

(イ) 道路管理者は、雪崩等による交通障害を予防するため、スノーシェッド、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

(2) 航空輸送の確保

地震・津波による道路交通の一時的な麻痺により、孤立する集落が発生することが予想される。市は、孤立が予想される集落の臨時離着陸場の確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

4 寒冷対策の推進

(1) 積雪期における避難路、避難場所等の確保

市及び防災関係機関は、流雪溝等融雪施設の整備を進めるとともに、避難路、避難場所等の確保に努める。

(2) 避難所対策

市は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボート等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

(3) 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第18節 建築物等災害予防

1 基本方針

建築物の構造上の安全性については、建築基準法等によって、必要な技術的基準の確保が要請されているところである。しかし、津波は多様な要素が複雑にからみあって、建築物に予想外の被害を与えた例も少なくない。このため、津波に強いまちづくりを行うに当たって、市等は、公共建築物、一般建築物の耐震性、耐浪性、不燃性の確保に努めることとし、関係団体の協力のもとに津波に対する安全性を一層高め、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。

2 防災上重要な公共建築物等の災害予防

津波対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、市等は、次の公共建築物等については、一層の耐震性、耐浪性、不燃性の確保を図る。さらに、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水地域に立地する場合は、建物の耐浪化や非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄などに努める。

また、(2)に掲げる建築物等については、要配慮者にも配慮した構造・設備の確保を図る。

- (1) 避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等
- (2) 災害時の緊急救護所、被災者の避難所等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等

3 一般建築物の災害予防

市及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。また、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

4 文化財災害予防

(1) 美術工芸品等予防対策

美術工芸品等はできる限り耐火・耐震性の収蔵庫に保管し、特に重要なものについては、浸水の危険性の低い場所に保管するよう工夫する。

(2) 事前対策

ア 未指定文化財目録の作成

未指定文化財の文化財的価値の重要性について指導、助言し、目録を作成しておく。

イ 津波対策

珠洲市及び珠洲市教育委員会は、文化財の津波被害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、津波対策の必要性を啓発する。

ウ 民間団体との連携

珠洲市及び珠洲市教育委員会は、文化財保護のため、平常時から、民間団体等との連携を強化する。

5 ブロック塀、石塀等倒壊予防対策

市は、地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊被害を防止するため、既存のブロック塀等について点検、補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を順守するよう、安全性の確保の指導に努める。

6 家具等転倒防止対策

市は、津波からの迅速かつ確実な避難を図るためには、地震動による家具等の転倒被害を防止する必要があることから、「自分の命は自分で守る」という自助の大切さを住民に周知し、日頃から住民自らが家具の固定等転倒防止対策を行うよう普及啓発に努める。

第19節 公共施設災害予防

1 基本方針

道路、海岸、漁港、河川、公園、上水道、下水道、電力、電信電話等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動に欠くことのできないものであり、また、津波発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。また、道路、公園等は、緊急時における避難場所としての活用可能性も有している。

このため、津波に強いまちづくりを行うに当たっては、都市計画等とも連携し、津波浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画や避難関連施設の計画的整備、公共施設の耐浪化及び被害軽減のための共同溝等の整備などの諸施策を実施するとともに、交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、津波発生時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

2 道路施設整備対策

地震により道路及び道路の重要な構造物である橋梁、隧道等が破損することは、津波災害時における住民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送、救助・救急活動等に大きな支障を生じる。

このため、代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、道路施設が津波災害時において、救命活動や支援物資の輸送、復旧活動等が迅速かつ円滑に行えるよう、また通行止めの発生を防止したり、被災地への交通を早期に確保できるなど、避難路、消防活動用道路等としてその機能を発揮できるようにするため、緊急度の高い個所から順次防災工事等を実施し、津波災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築する。

また、新たな道路、橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

さらに、道路空間が有効な緊急避難場所と判断される場合は、各道路管理者と協議のうえ相互に協力し、避難場所としての整備を図るものとする。

(1) 道路の整備

代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、地震・津波への対応力の強い強靱な道路交通網を構築するために必要な道路整備を計画的に進める。

地震・津波により発生が予想される道路破損としては、擁壁の崩壊、高盛土個所の崩壊及び法面からの土砂・岩石の崩落等が考えられる。加えて、地下埋設物や電柱、信号機、看板など施設の破損による二次的被害も考えられる。

このため、これらの災害が想定される個所に対して、緊急度の高い個所から順次対策工事等を実施し、災害時に孤立化のおそれがある地区においては、避難や救援に必要な道路の整備等に努める。

また、津波被害の拡大を防止するため、内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等の活用について考慮するものとする。

なお、鉄道が存在していない珠洲市の状況を鑑みると、バス交通は市内の交通にとって重要な輸送手段であり、地震や津波によってその機能を失った場合は、市民の生活に支障をきたす恐れがあるため、これら施設の事業者は、乗客の安全と円滑な輸送を確保するため、発災時における乗客の避難並びに車両運行等の対策に努める。

(2) 橋梁の整備

道路交通網の分断を防止するため、最新の仕様を準用し、緊急性の高いものから、落橋防止対策や橋脚の補強を行う。また、橋梁の新設に当たっては、最新の仕様を準用し、耐震橋梁を建設する。

(3) 隧道の整備

隧道の安全点検を行い、補強対策の必要とされるものについて、順次補強工事を実施する。

(4) 信号機の整備

道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機減灯対策を推進する。

3 海岸、漁港、河川の整備対策

津波による被害を防止・軽減するために、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

(1) 海岸、漁港の整備

ア 海岸保全施設等については、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対し整備を進めるとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震点検の結果を踏まえ、耐震性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。

なお、各施設については、設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造への改築等を図ることとする。

イ 人員、緊急物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、耐震性を補強するとともに必要に応じて耐震強化岸壁を整備する。また、緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備する。

(2) 河川の整備

津波発生時においては、えん堤及び堤防等の損壊により甚大な被害が予想されることから、河川施設のうち老朽化等により施設の機能低下を来すおそれがある個所については、改築、補強等の整備を促進するとともに、新設に当たっては耐震性を配慮して整備する。

このほか、樋門等についても耐震性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。

4 公園、緑地等の整備対策

震災時においては、公園、緑地及び緑道等の果たす役割は、津波により、建物の倒壊等が発生したときの火災の延焼防止、避難路、避難地としてばかりでなく、消防、医療活動の拠点、屋外仮設住居の建設用地等として活用できる。

このため、市街地の公園、緑地、緑道等の整備を促進するとともに、震災時における地域防災拠点施設の整備に努める。

(1) 公園、緑地等の整備

公園、緑地等市街地内の空地を確保することが災害防止上重要であるので、公園、緑地等の積極的な整備を進める。なお、避難場所となる公園、緑地については、津波浸水深以上の高さを有することが重要である。

(2) 耐震性能の確保

既存の公園内の建築物、工作物等の損壊を防止するため、緊急性が高く、かつ実施可能な施設から順次対策工事を実施する。また、新たにつくる施設については、耐震性を配慮して整備する。

(3) 地域防災拠点施設の整備

津波発生時の応急活動を円滑に行うための地域防災拠点施設として、備蓄倉庫、貯水槽、臨時離着陸場、放送設備等の施設整備を進める。

5 上水道、下水道の整備対策

(1) 上水道の整備

地震や津波等災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じ

た場合でも、迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。

また、新設する施設については、耐震性・耐浪性の強化に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

ア 体制の確立

断水等水道被害に即応するため、市（水道事業者）は、あらかじめ次による動員体制及び情報の収集連絡体制を確立する。

(ア) 動員体制

災害時における動員体制については、第2章第1節に記載する体制によるものとする。

市（水道事業者）は、災害発生時に「給水対策本部（班）」を設置運営できるようあらかじめ組織や役割等を定めておく。

(イ) 市（水道事業者）は、あらかじめ被害状況の把握、応急給水、応急復旧及び施設復旧等に要する人員配置など動員計画を定める。

この場合、人員不足を想定して、水道工事等関係業者及び他の地方公共団体への協力要請も考慮する。

イ 情報収集及び連絡体制

(ア) 市（水道事業者）は、情報連絡の手段として、事前に防災行政無線等を使用できるような体制を整えておく。

この場合、地方公共団体間の連絡以外に、（公社）日本水道協会石川県支部及び水道工事等関係業者への連絡体制にも配慮する。

(イ) あらかじめ情報収集連絡事項を定めるほか、地震や津波の発生を想定して、複数の連絡手段を定める。

ウ 飲料水の確保

市（水道事業者）は、震災時においても飲料水を確保するため、平常時から次の措置を行う。

(ア) 水道施設の耐震化に努める。

(イ) 緊急時給水拠点として、一定のエリア内に貯留施設を兼ねた配水池の整備や水道事業者間で相互融通できる連絡管等の整備に努める。

(ウ) 代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水及び湧水等の確保に努める。

(エ) 応急給水、応援給水及び応急復旧のため、あらかじめポリタンク及び給水用ポリ袋等を準備（備蓄）するほか、給水車、給水用タンク、運搬用トラック、ろ水機及び管材料等の整備に努める。また、自ら整備できない場合を想定し、水道工事等関係業者からの貸与や県へのあっせん等の協力要請を含めた、これらの資機材の調達計画を作成する。

(オ) 応急給水及び施設復旧等に際しては、道路の通行不能な状態も考慮して、対応できる体制をあらかじめ検討する。

(カ) 自主防災組織及び住民に対して、あらかじめ緊急時の給水拠点を周知し、貯水や応急給水についての指導を行う。

(2) 下水道の整備

住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、既存下水道施設の津波災害時における防災性の強化に努めるとともに、津波災害時における応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備しておく。

また、新設する施設については、耐震性・耐浪性の確保に努める。

下水処理場は海岸近くに位置する場合が多いため、「下水道施設の耐震対策指針と解説」（公

社)日本下水道協会)」、「下水道の地震対策マニュアル((公社)日本下水道協会)」の基準に従い、耐津波性能の確保に努める。

ア 安全の確保

(ア) 体制面の強化

- a 日頃から設備の巡視、点検を行い、安全の確保に努める。
- b 日頃から災害発生時に備えて、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。
- c 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

(イ) 要員の確保

津波災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

- a 初動時の要員の確保
- b 非常招集方法
- c 応援要請方法
- d 広報体制等

イ 上水道・下水道施設の応急復旧の連携

上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平常時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者斡旋体制の確保に努める。

6 電力施設の整備対策

電力供給事業者は、津波災害時における電力の供給を確保するため、電力施設の耐震性・耐浪性の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。

また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

(1) 設備面の対策

ア 発・変電設備

各設備については、適切な耐震性を有するよう所要の被害防止対策を講ずる。

イ 送・配電設備

地震に伴い地盤の不等沈下、地すべり等の発生するおそれがある軟弱地盤等にある設備、及び津波により浸水する危険のある地域については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への新たな設備の設置については極力避ける。

(2) 保安の確保

ア 体制面の強化

- (ア) 日頃から設備の巡視、点検を行い、保安の確保に努める。
- (イ) 日頃から震災に備えて、応急復旧用資機材等の確保に努める。
- (ウ) 日頃から震災に備えて、電力不足に対応するため、他電力事業者との電力融通体制を確立しておく。

イ 要員の確保

震災時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

- (ア) 初動時の要員の確保

- (イ) 非常招集方法
- (ウ) 応援要請方法
- (エ) 広報体制等

7 通信施設の整備対策

津波災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の迅速かつ的確な実施の上からも極めて重要であり、非常用電源の整備等による通信設備の防災対策、電信電話、専用通信、放送等の安全な設置場所の確保などによる施設設備の安全性の確保及び耐震化、耐浪化、耐火並びに多ルート化に努める。

また、県、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。

(1) 電信電話

電話通信事業者は、電気通信設備の維持のため、常に必要な要員及び資材の確保、点検整備を行う。

ア 社員の動員体制

震災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営及び応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、下記事項について定めておく。

- (ア) 初動時駆け付け要員の確保
- (イ) 社員の非常招集方法
- (ウ) 関係組織相互及び関連会社等の応援要請方法

イ 災害対策機器の配備

(ア) 無線装置

通信の途絶のおそれがある地域への衛星を利用した通信機器の事前配備と途絶地域へ非常用無線装置、衛星車載車及びポータブル衛星通信装置の出動ができる体制を確立しておく。

(イ) 移動電源車

震災時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車の出動ができる体制を確立しておく。

(ウ) 応急復旧ケーブル

震災により、ケーブルが被災したときの応急復旧用として、各種応急復旧ケーブルを確保しておく。

ウ 電気通信設備の点検

震災等に備えて次の設備、資機材の点検を行う。

- (ア) 電気通信設備の巡回、点検及び防護
- (イ) 災害対策機器及び車両の点検、整備
- (ウ) 応急対策及び応急復旧に必要な資材及び物資の点検確認並びに輸送手段の確認と手配
- (エ) 震災時措置計画及び施設記録等の点検確認

エ システムとしての信頼性向上

- (ア) 通信設備の耐震、耐火、水防設計、施工及び建物等の防災措置による設備自体の強化を図る。
- (イ) 主要な中継交換機の分散、主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構成に努める。

(2) 専用通信

無線を利用した専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効である。

特に、震災時における通信手段としては、最も重要な役割を果たすことが期待されているところであり、各機関は、次の点に留意して専用線の確保に努める。

ア 耐震性、耐浪性の強化

局舎及び装置等について、耐震等の防災工事を実施する。

イ 伝送路の強化

通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、多ルート化等を促進する。

また、地域住民への災害情報の伝達手段として、同報無線局の設置を促進する。

ウ 装置、機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線等の資機材の充実整備を図り、有事に備える。

エ 定期的な点検の実施

施設、装置の定期的な点検を実施する。

オ 防災訓練等の実施

通信機能の重要性を考慮し、平素から関係者による防災訓練を実施し、通信機能の確保に努める。

(3) 非常通信

津波が発生し、又は発生するおそれがある場合、無線局は、免許の条件に関わらず非常通信を実施することができることになっている。このため、そのような事態に備えて、次の措置を講ずる。

ア 非常通信協議会の拡充強化

イ 非常通信訓練の実施

(ア) 全国非常通信訓練

(イ) 全国感度交換訓練

(ウ) 北陸地方非常通信訓練

(エ) 石川地区非常通信訓練

(4) Lアラート（災害情報共有システム）

市及び防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達の手段として、Lアラート（災害情報共有システム）が果たす役割が重要であるため、次の措置を講ずる。

ア Lアラート（災害情報共有システム）の整備の促進を図る。

イ Lアラート（災害情報共有システム）の訓練を実施する。

(5) 放送

放送は、非常災害時における住民への情報伝達手段として極めて有効であるので、大地震の発生等に際して、その機能を確保するため、次のような対策の推進に努める。

ア 送信所、演奏所の建物、構築物の耐震化、耐浪化を図る。

イ 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の耐震対策を講ずる。

ウ 放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備の整備を推進する。

エ 二次災害防止のための防火設備の整備を推進する。

オ 建物、構造物、放送設備等の耐震性等についての定期点検を実施する。

8 農地、農業用施設整備対策

農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、平素から適切な管理を実施するとともに、老朽化施設等の改修、整備に努める。

9 一般廃棄物処理施設整備対策

市等は、一般廃棄物処理施設の耐震化、耐浪化、不燃堅牢化等を図るよう努めるとともに、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や断水時における機器冷却水等の確保に努める。

第20節 危険物等災害予防

1 基本方針

火薬類、高圧ガスその他の発火性若しくは引火性物品又は毒物・劇物等の危険物品は、地震発生時には直ちに災害の原因となるとともに、津波による流出等により災害を拡大させる重要な要因ともなるおそれがある。このため、津波が発生するおそれがある場合、従業員が避難する際の緊急停止措置等の対応について予防規定等に明記するなど、緊急措置の徹底を図るとともに、これらの施設の立入検査、従事者に対する取扱いの指導及び訓練等を通して、津波に対する安全性を高め、災害の防止に万全を期する。

2 高圧ガスの保安

(1) 立入検査及び保安指導の実施

監督機関は、対象事業所に対して立入検査等を実施し、施設の構造、位置及び高圧ガスの取扱いに関する保安指導又は措置命令を行う。

ア 消防本部・署は、防火上の必要に応じて、立入検査を実施し、防火設備の保守管理等について指導する。

イ 警察は、防災上特に必要と認められる施設に対しては、係員を派遣して防災施設対策等の調査を実施し、必要事項について指導する。

(2) 製造所等が行う危険時の応急措置

ア 製造施設又は消費施設が危険な状態となったときは、直ちに製造又は消費の作業を中止し、その設備内の高圧ガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に特に必要な作業員のほかは退避させる。

イ 販売施設、貯蔵所又は充てん容器が危険な状態となったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。

ウ 前記の措置を講ずることができない場合には、従業員又は必要に応じて付近の住民に対して退避するよう警告する。

エ 充てん容器が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのないよう措置する。

(3) その他機関の緊急措置

公共の安全の維持又は災害の発生の防止のために緊急の必要があると認めるときは、次の措置命令を発する。

ア 施設の全部又は一部の使用の停止

イ 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄の一時禁止又は制限

ウ 容器の廃棄又は所在場所の変更

(4) 自主保安体制の確立

ア 防火管理者は、消防本部・署の指導に基づいて、防火設備の保安管理等の徹底を図る。

イ 事業所は、自主保安体制の整備に努めるとともに、従事者の保安教育を図る。

ウ 石川県高圧ガス地域防災協議会は、事故応援活動機関としての防災事業所の充実を図り、毎年行う防災訓練を通じて、その連携強化を図る。

(5) 関係機関の連携

関係機関は、事業所に対する監督、指導の連携強化を図り、防災対策の万全を期す。

3 石油類等の危険物の保安

(1) 立入検査の実施

消防機関は、危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）に対して立入検査を実施し、法令に基づく適切な維持、管理をさせ、基準に適合しないものは直ちに移転、改修するなど、災害防除の見地から貯蔵、取扱等の厳正を期し、十分な監督指導を行う。

(2) 自主保安体制の確立

消防機関は、危険物施設の所有者、管理者に対して、法令に基づく予防規程の作成、自衛消防組織等の育成指導を行い、自主保安体制の確立を推進させる。

(3) 化学消火剤の備蓄と配備

大量危険物施設において万一事故が発生した場合は、大きな災害に拡大するおそれがあるので、施設の所有者等に対して災害時の処理及び体制と化学消火剤の備蓄を指導する。

(4) 防災教育

危険物施設関係者に対して関係法令及び災害予防の具体的方法について教育を実施し、安全管理の重要性を認識させるとともに、従業員等に対する防災教育を行うよう指導する。

4 危険物積載船舶の保安

(1) 立入検査の実施

海上保安署は、危険物積載船舶に対して、立入検査を実施し、次の事項を中心に海上災害予防について監督指導を行う。

ア 危険物の積載船舶に対する安全運航及び関係法令の順守についての指導

イ 危険物等の荷役時における安全対策の指導

ウ 消火薬剤、油処理剤、オイルフェンス等、海上災害防止に必要な資機材の備蓄量の把握及び取扱指導

エ 港内における船舶交通の安全対策に関する指導

(2) 自主保安体制の確立

海上保安署は、危険物積載船舶に対して危険物による災害発生時の自主防災活動の要領を制定するよう指導し、自主保安体制の確立を推進する。

(3) 防災機材の整備

危険物積載船舶において万一事故が発生した場合は、大きな災害に拡大するおそれがあるため、港湾関係機関等に対して防災資機材の整備等について指導する。

第2章 津波災害応急対策計画

第1節 初動体制の確立

1 基本方針

市長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害対策基本法第23条に基づき災害に係る応急対策を実施するうえで中心的な組織として災害対策本部を設置し、その活動体制を確立する。

また、防災関係機関は、地震災害に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施できるよう、広域応援体制の確立等活動体制を整備する。

2 珠洲市災害対策本部等の設置及び設置前配備

市の区域内において災害が発生し、又は発生の恐れが生じたときは、次により災害対策本部を設置し、各種の応急対策を迅速に推進する。

この場合関係機関との連絡調整を図り、速やかに石川県及び市防災会議に通知する。災害対策本部の運用については、「珠洲市災害対策本部運営要領」の定めるところにより実施する。

また、市は必要に応じて災害対策本部員会議に防災関係機関の参加を求め、迅速な初動対応等に必要な調整及び連携強化を図る。

(1) 市本部設置前の配備体制

本庁各課室及び出先機関の長は、災害対策本部設置前においても、常に気象状況その他の現象に注意し、災害が発生する恐れがあることを察知した場合、又は災害が発生した場合は直ちに対処できるように準備を整えておく。

災害が発生する恐れのある場合の配備体制の一般基準は概ね次のとおりとし、災害処理に関係を有する課は、配備計画等により所属職員に徹底しておく。

種別	配備内容	配備時期
警戒配備体制	災害関係課等の職員で情報収集・連絡活動が円滑に行える体制及び災害対策本部の設置に備える体制	市管内に津波注意報が発表されたとき

(2) 珠洲市災害対策本部等の設置基準

ア 市管内に津波警報・大津波警報が発表されたとき。

イ 相当規模の災害が予想され、本部を設置してその対策を要すると市長が認定したとき。

ウ 災害が発生し、その規模及び範囲等から、本部を設置してその対策を要すると市長が認定したとき。

エ 災害救助法が適用され、本部を設置してその対策を要すると市長が認定したとき。

(3) 現地災害対策本部

市長は、必要に応じ現地災害対策本部を設置する。なお、県の現地災害対策本部が市庁舎内に設置された場合は、情報の共有化を図るため県と合同会議を開催するなど、機動的な運用を図る。

※市本部を設置したときは、災害の規模、程度等により次の配備区分に従って本部長が決定する。なお、配備決定後の変更を要するときは、その都度本部長が決定する。

種類	配備内容	配備時期
第1次配備	あらかじめ指名する所管の要員を配備し、主として連絡にあたる体制	相当規模の災害の発生が予想されるが、その程度の推測が困難であり厳重な警戒を必要とする段階
第2次配備	関係各班の人員をもって当るもので、災害の発生とともに直ちに非常活動を開始できる体制	局部的であるが、大規模の災害の発生が予想される段階及び相当規模の災害が発生した段階
第3次配備	各部は所定の班組織をもち市の全機構をあげてそれぞれ災害応急対策ができる体制	市全域にわたる大規模の災害の発生が予想される段階及び大規模の災害が発生した段階

(4) 本部設置の表示及び公表

災害対策本部及び現地災害対策本部を設置した場合は、直ちにその表示を行うほか、県、防災関係機関及び報道関係機関に通報するとともに、市民に周知する。

なお、廃止した場合も遅延なく通報を行い、市民に周知する。

(5) 災害対策本部の所掌事務

市が災害対策本部を設置したときは、災害対策の推進に関し、本計画に定めるところにより、珠洲市防災会議と緊密な連絡調整のもとに、次の災害予防及び災害応急対策を実施する。

- ア 災害情報の収集及び伝達に関すること
- イ 津波、その他の災害の緊急防御対策に関すること
- ウ 災害による被害状況の調査及び被害報告の取りまとめに関すること
- エ 災害状況の広報に関すること
- オ 災害時における通信の確保に関すること
- カ 災害時における緊急輸送道路の確保に関すること
- キ 災害時における車両、船舶等交通の確保に関すること
- ク 災害時における治安の確保に関すること
- ケ 救援隊の要請及び受け入れに関すること
- コ 災害の応急復旧対策に関すること
- サ その他災害対策に関し、市長が認めた事項

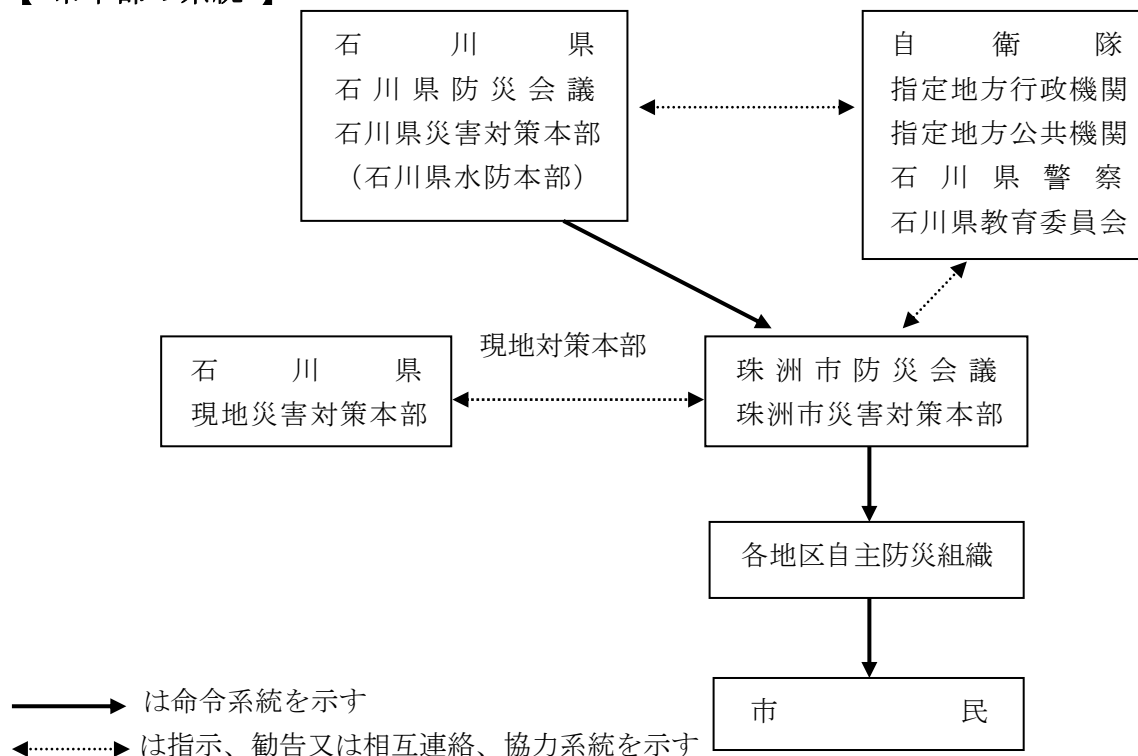
(6) 災害応急対策の総合調整

ア 県が現地災害対策本部を設置したときは、相互に連絡調整を図りながら応急対策を実施する。

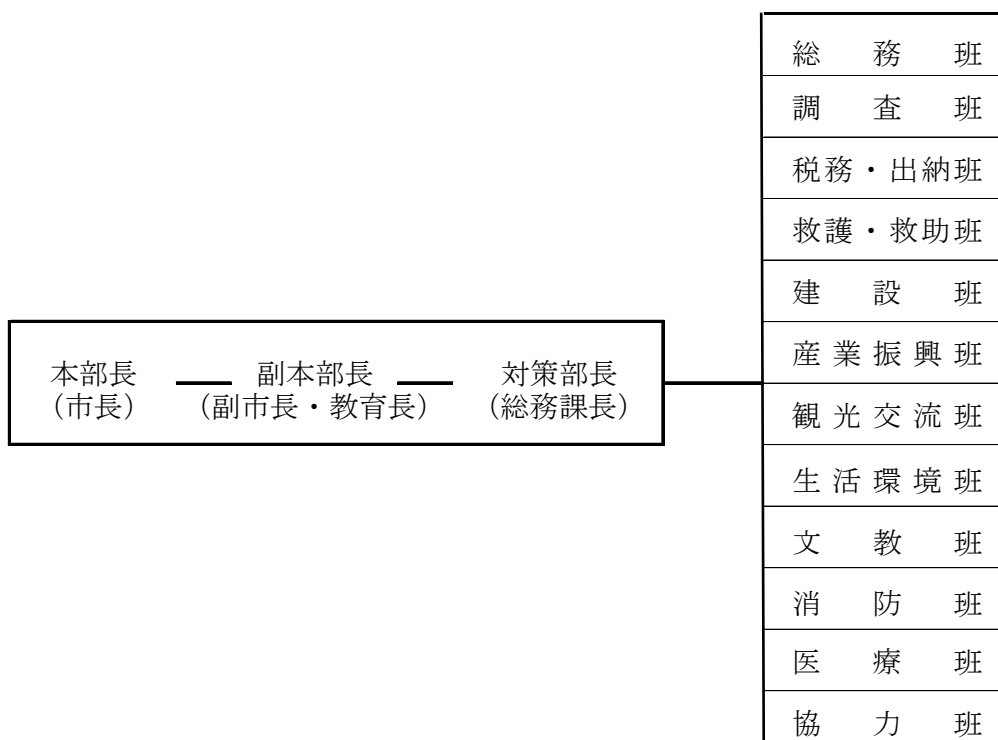
イ 市が災害対策本部を設置したときは、珠洲市防災会議も必要に応じて連絡員室を設置し、相互間における連絡調整の円滑化を図る。市防災会議連絡員室が設置されたとき、関係委員はその所属機関から職員を派遣し、必要に応じ連絡員室にこれを常駐させる。

市本部の系統及び編成

【市本部の系統】



【編成】



3 動員計画

(1) 動員体制

災害が発生した場合、又は発生が予想される場合、災害応急対策を迅速的確に実施するためあらかじめ災害応急対策責任者は、必要な要員及び出動体制を確立して所属職員に周知徹底しておく。なお、職員の動員体制は次のとおりとする。

配備体制	動員基準	動員対象
警戒配備体制	・市管内に津波注意報が発表されたとき	・総務課職員及び危機管理室職員 ・あらかじめ定められた各課・室の防災担当職員
対策本部設置体制	・市管内に津波警報・大津波警報が発表されたとき。 ・相当規模の災害が予想され、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認定したとき。 ・災害が発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認定したとき。 ・災害救助法が適用され、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認定したとき。	・全職員

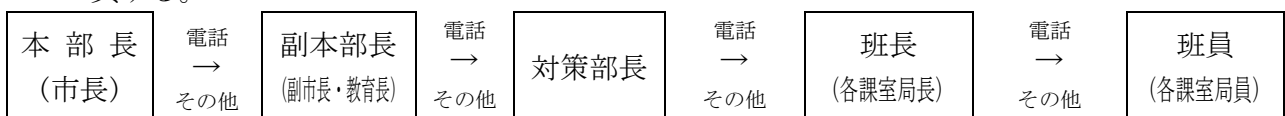
(2) 職員の自主参集基準

職員は、休日、又は勤務時間外であっても常に災害気象情報に留意し、津波注意報が発表されたとき、その他本部配備体制の基準に該当する災害の発生が予想されたときは自主的に参集する。

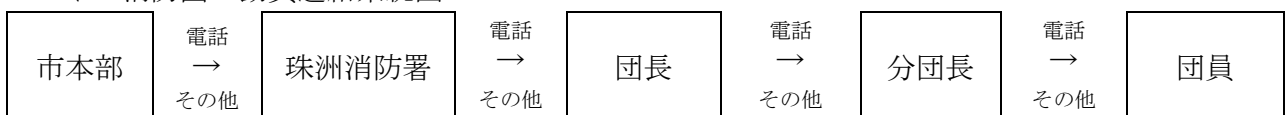
(3) 動員の伝達系統

ア 本部職員

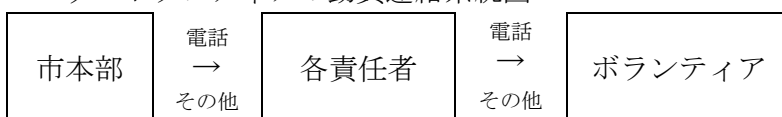
本部における職員の動員は、本部長の配備体制の決定に基づき、次の系統で伝達し、動員する。



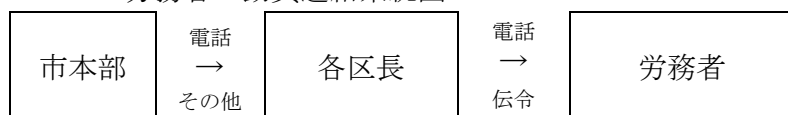
イ 消防団の動員連絡系統図



ウ ボランティアの動員連絡系統図



エ 労務者の動員連絡系統図



※ その他とは、防災無線、警鐘、口頭、伝令等による連絡方法をいう。

(4) 動員の方法

ア 本部各班は、あらかじめ定められた動員の系統、職員の動員順位、連絡方法等に従って動員を行う。

イ 時間内においては本部職員（総務班）時間外においては宿、日直及び消防職員がこれにあたる。

4 事前措置及び応急措置

市長は、災害が発生する恐れがあるときは、法令又はこの地域防災計画の定めるところにより、次の措置を講ずる。

(1) 出動命令（災害対策基本法第59条）

ア 消防関係機関に対して出動の準備をさせ、又は出動を命ずる。

イ 地域内の災害応急責任者に対して応急措置に必要な準備をするよう要請し、又は求める。（警察官の出動を求める場合は、当該地域を管轄する警察署長を経て警察本部長に対して行う。）

(2) 事前措置等（災害対策基本法第59条）

災害が発生した場合においてその被害が拡大させる恐れがあると認められる設備若しくは物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。

(3) 避難の指示

本章第9節「避難誘導等」に定める。

(4) その他の応急処置

地域防災計画に定める市長の応急処置に関する事項はおおむね次のとおりとする。

ア 警戒区域の設定権限（災害対策基本法第63条、消防法第23条の2・第28条・第36条、水防法第14条、道路交通法第6条第4項）

イ 工作物の一時使用、収用等（災害対策基本法第64条第1項、同法施行令第24条）

ウ 工作物の除去、保管等（災害対策基本法第64条第2項、同法施行令第25条～第27条）

エ 従事命令（災害対策基本法第65条、消防法第29条第5項、水防法第17条、災害救助法第24条第1項、警察官職務執行法第4条）

オ 災害対策基本法第63条2項に定める市長の委任を受けて市長の職権を行う市の職員については、あらかじめ定めておき、関係機関に連絡しておくこと。

カ 損失補償（災害対策基本法第82条第1項）

市長はイによる工作物等の使用、収用等の処分が行われ、当該処分により生じた損失について、それぞれ当該処分により通常生ずる損失を補償すること。

キ 応急措置の業務に従事した者に対する損失補償（災害対策基本法第84条第1項、同法施行令第36条第1項）

市長は、市長又は警察官が従事命令及び警戒区域の設定のため、当該市の区域内の住民

又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は傷害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償をすること。

ク 従事命令及び協力命令は次のとおり執行する。

命令区分	命令対象の作業	根拠法令	執行者
従事命令	消防作業	消防法第 29 条第 5 号	消防吏員又は消防団
	水防作業	水防法第 17 条	水防管理者、消防団又は消防機関の長
従事命令	災害救助作業	災害救助法第 24 条	知事又は市長（知事の委任を受けた場合）
協力命令	（災害救助法適用救助）	災害救助法第 25 条	
従事命令	災害応急対策作業 （災害救助法が適用された場合を除く。）	災害対策基本法第 71 条	市長、警察官、海上保安官又は災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
協力命令		災害対策基本法第 65 条第 1 項 災害対策基本法第 65 条第 3 項 警察官職務執行法第 4 条	

ケ 従事命令等の対象者は、次の掲げる範囲とする。

命令対象の作業	対象者	根拠法令
消防作業 水防作業	火災現場付近にある者 市の区域内の住民又は水防作業の現場にある者	消防法第 29 条第 5 項 水防法第 17 条
災害救助その他の作業 （災害救助法又は災害対策基本法による市長の従事命令）	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産婦又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの従事者 6 自動車運送業者及びその従事者 7 船舶運送業者及びその従事者	災害救助法第 24 条 災害対策基本法第 71 条
災害救助その他の作業 （災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官又は部隊等の自衛官の従事命令）	市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	災害対策基本法第 65 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項
災害応急対策全般（警察官職務執行法）	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その関係者	警察官職務執行法第 4 条

コ 従事命令等の執行

市における強制従事の執行については、災害救助法による救助のための従事命令及び協力命令並びに災害対策基本法に基づくその他の災害応急措置のための従事命令及び協力命令は、総務課が担当する。

サ 公用令書

従事命令、協力命令、保管命令、使用命令、収容命令及び管理命令を発する場合においては、次の公用令書を交付して行う。

なお、命令を変更し、又は取り消しするときも同様とする。

命令等	根拠様式
災害救助法による従事及び協力命令 同上命令の取消命令	災害救助法施行規則に定める様式による。
災害対策基本法による従事及び協力命令 同上命令の変更命令 同上命令の取消命令 物資の保管命令 管理(使用及び収容)命令	災害対策基本法施行規則に定める様式による。

5 応援要請

(1) 市本部における応援

ア 各班長は、災害応急措置を実施するため、職員の応援を必要とする場合は、対策部長に次の応援条件を示して要請する。

- (ア) 作業の内容
- (イ) 作業場所
- (ウ) 人数及び男女別（特に必要があれば職員氏名）
- (エ) 携帯品その他必要事項

イ 対策部長は、前項の要請を受けた場合は、直ちに調整し本部班内で余裕のある班から応援職員を出動させる。

(2) 防災関係機関への出動要請

本部長は、市内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため、必要があると認めるときは、防災関係機関に対して、必要に応じて、石川県内市災害時相互応援協定(平成 17 年 8 月 24 日締結)により、次の事項により応急措置の実施を要請する。

- ア 災害の状況
- イ 出動要請する理由
- ウ 必要とする区域及び範囲又は内容
- エ 必要とする期間
- オ その他必要な事項

(3) 県及びその他の市町への応援要請

本部長は、市及び防災関係機関の総力をもってしても災害応急対策の実施が困難と認めた場合には、知事及び他の市町長に対して、次の事項を明らかにし、応援を要請する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を必要とする区域及び範囲又は内容
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他必要な事項

(4) 自衛隊の派遣を要する場合は、本章第8節「自衛隊の災害派遣」に基づき県知事へ要請する。

6 受援体制

県及び市は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。

(1) 連絡事項

災害の状況により、県又は他の市町村から救援隊及び警察管等の派遣を要請した場合は、派遣部隊等の受入れ体制と効率的な業務遂行を図るため、応援要請するにあたっては次の事項について連絡する。

- ア 災害発生日時、場所
- イ 災害状況
- ウ 人的、物的被害状況
- エ 必要救援隊の種別、隊数、必要資機材等
- オ 救援隊集結場所
- カ ヘリポート、港湾施設の位置及び名称

(2) 連絡方法

応援要請及び情報連絡等を行う場合は、石川県防災行政無線電話又はファクシミリによる。

(3) 救援隊の集結場所及び到達ルート

- ア 救援隊の集結場所は珠洲健民体育館前駐車場とする
- イ 集結場所には救援隊に対し、指示、判断できる職員を連絡責任者として配置する
- ウ 必要に応じ集結場所への進入路及び交差点に誘導員を配置する
- エ 到達ルートについては、緊急道路として優先通行できる石川県指定の緊急支援ルートとする

(4) 救援隊への情報提供

本部長又は連絡責任者は、効果的な活動の展開を図るため、到着した救援隊長に、次の事項について情報提供をし、協議する。

- ア 災害の状況
- イ 活動方針及び見通し
- ウ 活動地域及び任務
- エ 使用無線系統
- オ 指揮連絡系統
- カ 災害地に至る道路状況
- キ その他応援活動に必要な事項

(5) 救援隊の撤収

本部長は、災害状況の推移により救援活動が終了したと判断した場合は、救援隊長と協議し、速やかに現場引上げを指示する。

7 広域応援協力体制の確立

市は、大規模な災害等が発生し、近隣市町が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。

市長は、近隣の被災市町から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

8 各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理

(1) 職員や家族の安否確認

自宅又は自分がいる地域で相当規模の被害が予測される地震が発生した場合には、原則として本人が所属の課へ報告する。報告事項は、本人、家族及び家屋の被災状況とする。

また、勤務中の発災時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。

(2) 勤務ローテーションの確立と健康管理

職員の応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、動員計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなどして心身の健康管理に万全を期す。

第2節 大津波警報・津波警報・注意報の発表

1 基本方針

大津波警報・津波警報・注意報の発表時又津波災害の発生時には、津波被害の軽減、拡大防止を図るため、津波情報及び津波警報・注意報等を各機関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に収集し、伝達する。また、その他の災害応急対策を速やかに確立し、迅速に職員の動員を行う。

2 警報・注意報等の種類、発表基準等

市等は、直下型地震では緊急地震速報が間に合わないといった技術的な限界があることを正しく理解したうえで、的確に身を守る行動をとるよう、住民に対し普及啓発を図る。

(1) 津波警報等の種類及び発表基準等

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。 人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置づけている。

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれが無くなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

津波情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※1）や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表〔発表される津波の高さの値は、表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等を参照〕
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※3）

（※1）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※2）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

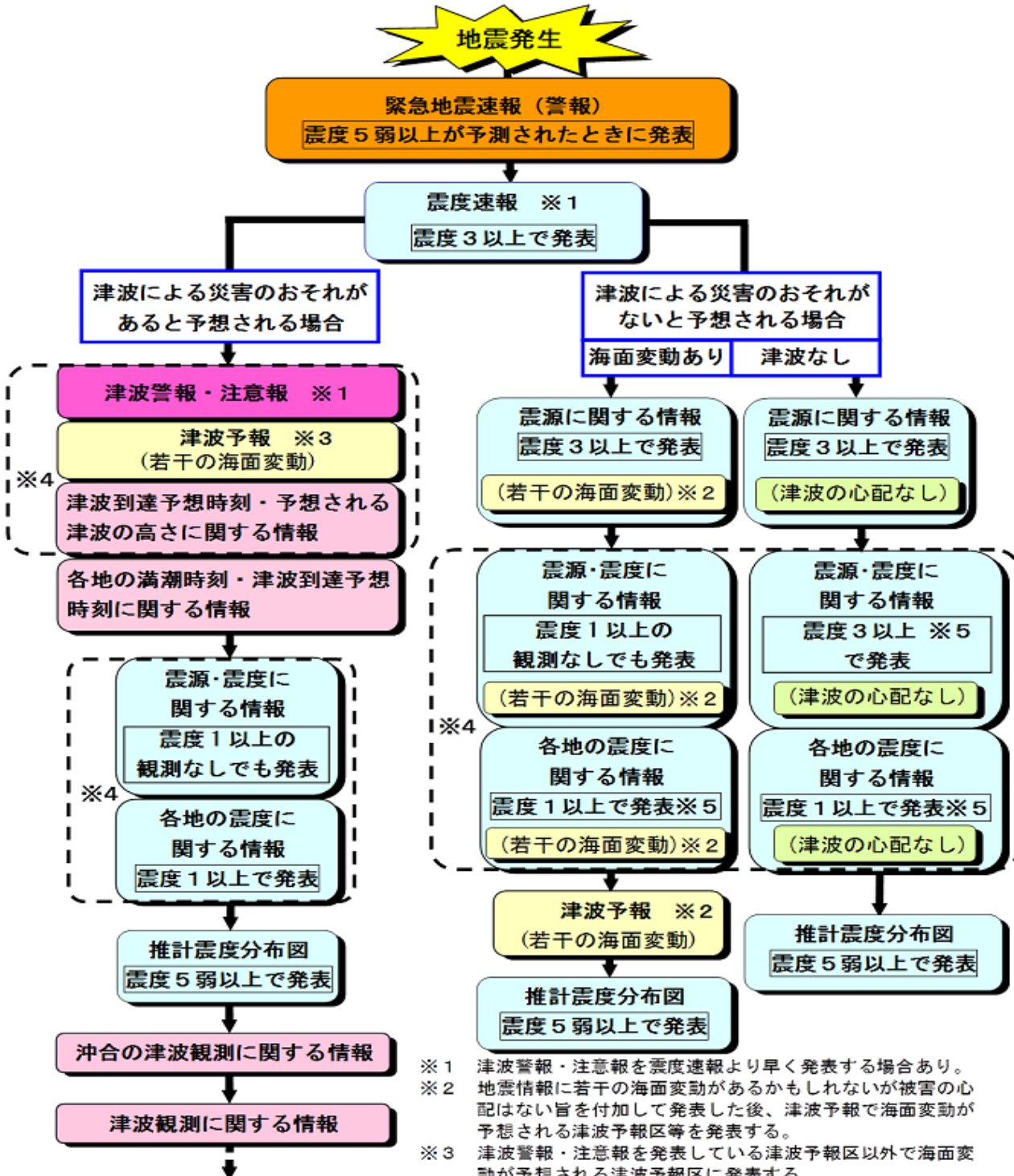
気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 地震及び津波警報等発表の流れ

地震及び津波に関する情報



- ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
- ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。
- ※4 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、破線で囲んだ情報はそれぞれまとめた形の情報で発表する。
- ※5 気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。

イ 石川県における予報区

津波予報区の名称	区域
石川県能登	石川県かほく市以南を除く
石川県加賀	石川県かほく市以南に限る

(注)

石川県能登：輪島市、珠洲市、七尾市、羽咋市、鳳珠郡、鹿島郡、羽咋郡

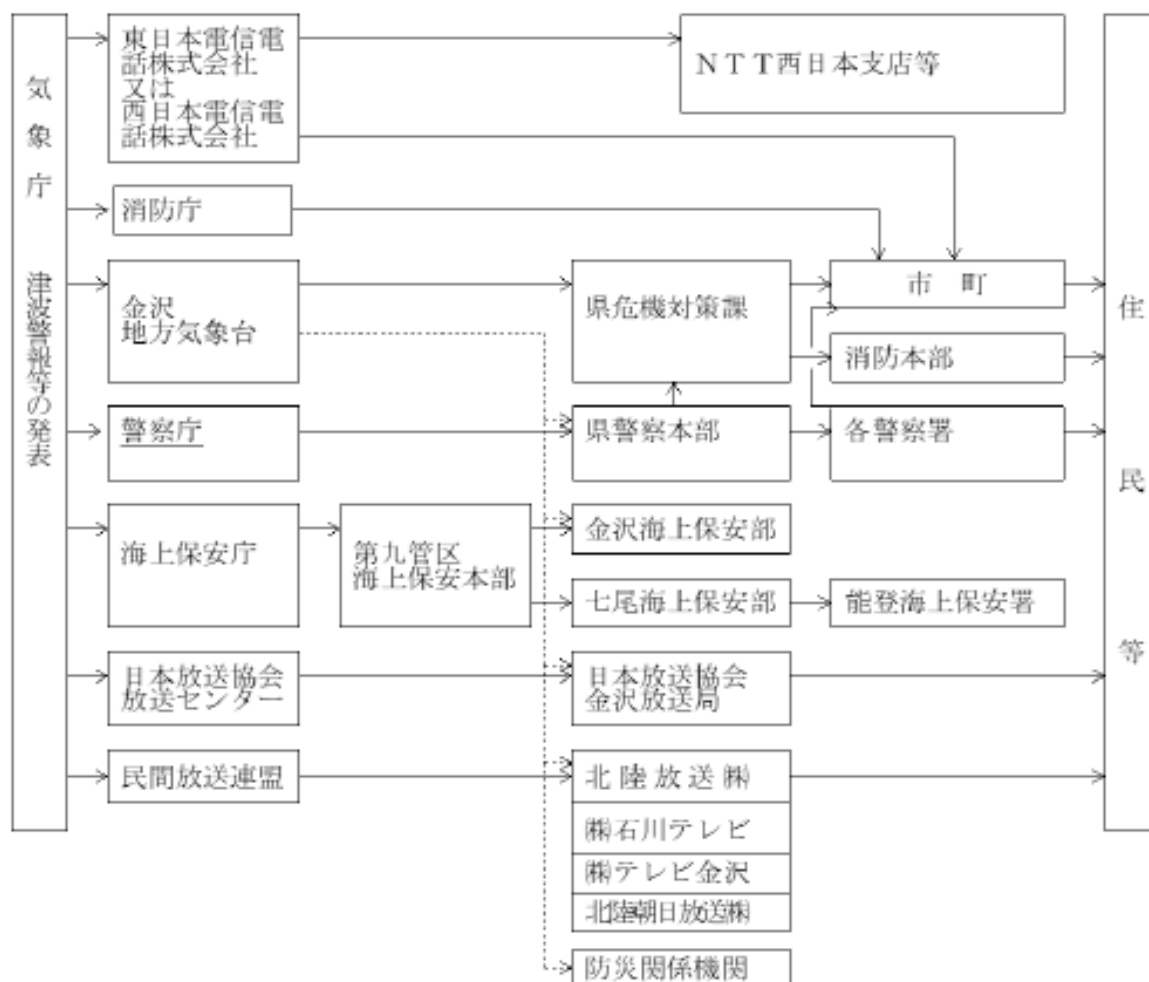
石川県加賀：金沢市、小松市、白山市、加賀市、かほく市、能美市、野々市市、河北郡、能美郡

(2) 津波警報等の伝達

ア 津波警報等伝達系統

気象庁が発表した津波警報等は、津波警報等伝達系統図により直ちに関係機関へ伝達する。

津波警報等伝達系統図



イ 警察本部、N T T西日本金沢支店、放送機関、県

(ア) 警察本部、N T T西日本金沢支店は他のすべての通信を中断して関係市町へ伝達し、放送機関は番組を中断して放送する。

(イ) 県は、県防災行政無線により市町に伝達するほか、一般の気象警報の伝達に準じて、防災関係機関に伝達する。

ウ 市、その他の防災関係機関

市は、津波警報等を迅速かつ正確に住民、釣り人、海水浴客などの観光客、走行中の車両、運行中の列車、船舶等に伝達する。

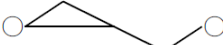
また、伝達にあたっては、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等のあらゆる手段の活用を図ることとし、市地域防災計画に定めておく。

なお、市は、大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

その他の防災関係機関は、気象警報等の伝達体制に準じて、情報伝達を行う。

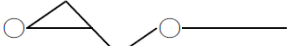
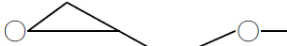
エ 津波注意報、警報の標識は、次のとおりである。

(ア) 津波注意報標識

標識の種類	標識	
	サイレン音	鐘音
津波注意報標識	(約10秒)  (約2秒)	(3点と2点の斑打) 

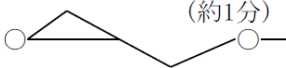
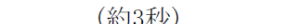
(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(イ) 津波警報標識

標識の種類	標識	
	サイレン音	鐘音
大津波警報標識	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)	(連点) 
津波警報標識	(約5秒)  (約6秒)	(2点) 

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(ウ) 津波警報及び津波注意報解除標識

標識の種類	標識	
	サイレン音	鐘音
津波警報及び 津波注意報		
解除標識		

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

オ 気象庁の警報事項を適時に受けることのできなくなった市町長が津波警報を発した場合
は、異常現象の発見通報体制にならって、県を通じて金沢地方気象台に通報する。

5 津波災害発生直前の対策

(1) 安全な避難誘導

市は、大津波警報、津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、状況に応じたその伝達内容等についてあらかじめ定めておく。

また、市は、大津波警報・津波警報・注意報が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、対象者にもれなく実施し、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達に心がける。さらに、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整える。

なお、発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や金沢地方気象台等との連携に努める。

<一般>

- 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海浜から離れ、急いで高台等のできるだけ高い安全な場所に避難する。
- 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。また、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があることや、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることに留意する。
- 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。
- 避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。
- 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを理解して迅速に避難する。また、声掛けをして、避難を促すように努める。
- 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。
- 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後

続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

- 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。

<船舶>

- 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とし、すでに海上にいる船舶のみ港外（注1）退避を行うものとする。
- 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報又は注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とする。
- 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。
- 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
- 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。

注1 港外：水深の深い、広い海域

(2) 緊急対策

市は、消防職団員、水防団員、警察官、市町職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とし、予想される津波到達時間も考慮した上で、水防団等を出動させ、防潮水門・陸閘を閉鎖するほか、住民等の海浜からの避難や、避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。

(3) 津波潮位の監視

ア 津波潮位の監視をする場合には、海岸付近は極めて危険であるので、安全な遠方の高台等から監視する。

イ 大地震が発生した場合又は津波警報等が発表された場合には、消防防災ヘリコプターを活用して上空からの津波監視を行う。

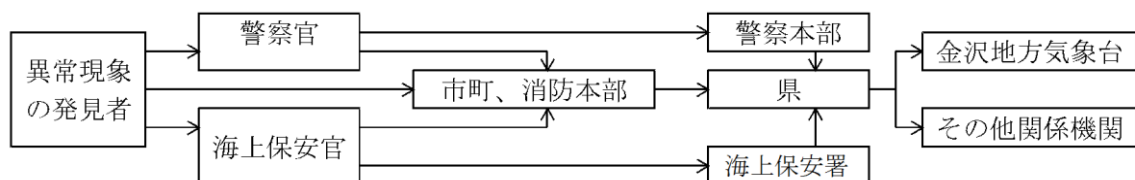
ウ 市は、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くこと等を防止するため、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備に努める。

6 津波に係る現場情報

異常潮位又は異常波浪の発見者は、直ちに市、消防本部、警察官又は海上保安官に通報する。

この場合において、市及び消防本部が受けたときは県へ、警察官及び海上保安官が受けたときは市を経由して県へ速やかに通報する。県は、必要に応じて金沢地方気象台その他関係機関に通報する。

異常現象発見者の通報系統図



第3節 災害情報の収集・伝達

1 基本方針

市及び防災関係機関は、津波災害等における迅速かつ適切な応急対策を実施するため、救援活動に重点をおき、相互に緊密な連携のもとに正確かつ迅速な被害情報の収集と伝達活動を行うとともに、これらの情報の共有を図る。

2 情報の優先順位

被害状況の収集・連絡は、応急対策の時期別に優先順位を付けて行う。

対策期別	情報の優先順
初動対策期	① 人的被害 ② 住家被害
緊急対策期	③ 土木、農・林・水産業、商工被害 ④ 公的施設被害

3 情報収集体制及び伝達系統の確立

(1) 被害規模に関する概括的情報の収集・連絡

ア 被害規模に関する概括的情報

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、地盤災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含めて、把握できた範囲から直ちに県に報告する。なお、県への報告が困難となった状況の場合は、直ちに消防庁へ報告する。

イ 119番通報に係る状況の情報

市は、119番通報に係る状況の情報を把握し、直ちに消防庁及び県に報告する。

(2) 災害対策本部の開設

ア 災害情報の統括一元化

災害対策本部に防災関係機関の災害情報を統括一元化し、震災時の情報の混乱を防止するとともに、災害対策本部の災害応急対策の指令の伝達及び市民に対する広報活動に万全を期する。

イ 被害状況や応急対策状況の報告

消防機関及び各防災関係機関は、被害状況や応急対策状況等を市災害対策本部に随時報告する。

(3) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等

ア 市

(ア) 市長は、管内の災害情報、被害報告及び応急措置の実施状況を県（危機対策課）又は県の出先機関に報告する。

(イ) 市長は、上記報告の概要を市所在の関係機関に連絡する。

(ウ) 市は本庁と現地災害対策本部など被災地区との連携を緊密にし、情報の共有を図る。

イ 関係機関等の協力関係

県、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互

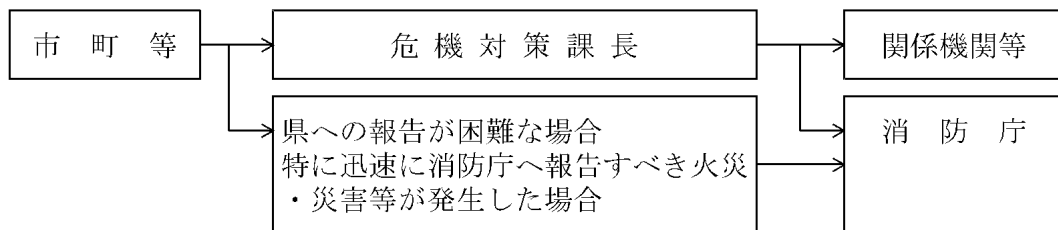
で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市に連絡する。また、県及び市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

県及び電気事業者等は、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

ウ 情報収集伝達体制

県は、市から災害情報、被害状況等の報告連絡があったときは次の体制で受領し、必要に応じ消防庁及び関係機関等に連絡する。



(4) 安否情報の収集等

市は、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行うものとする。

(5) 異常現象発見者の通報義務

海面の上昇など次のような異常な現象を発見した者は、市、消防本部、警察官、海上保安官のうちいずれかにすみやかに通報する。

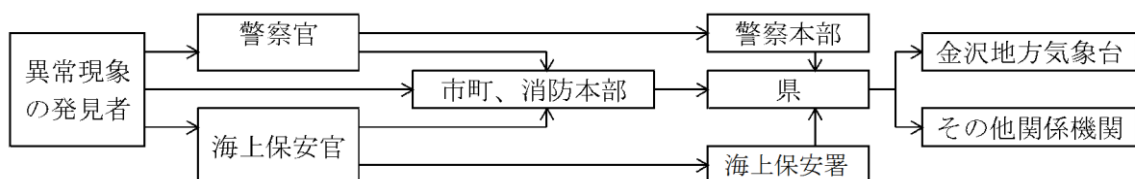
この場合において、市及び消防本部がこれを受けた場合は県へ、警察官及び海上保安官がこれを受けた場合は市を経由して県へすみやかに通報する。

ア 異常な出水、山くずれ、地すべり、堤防決壊、なだれなど大きな災害となるおそれがあるとき。

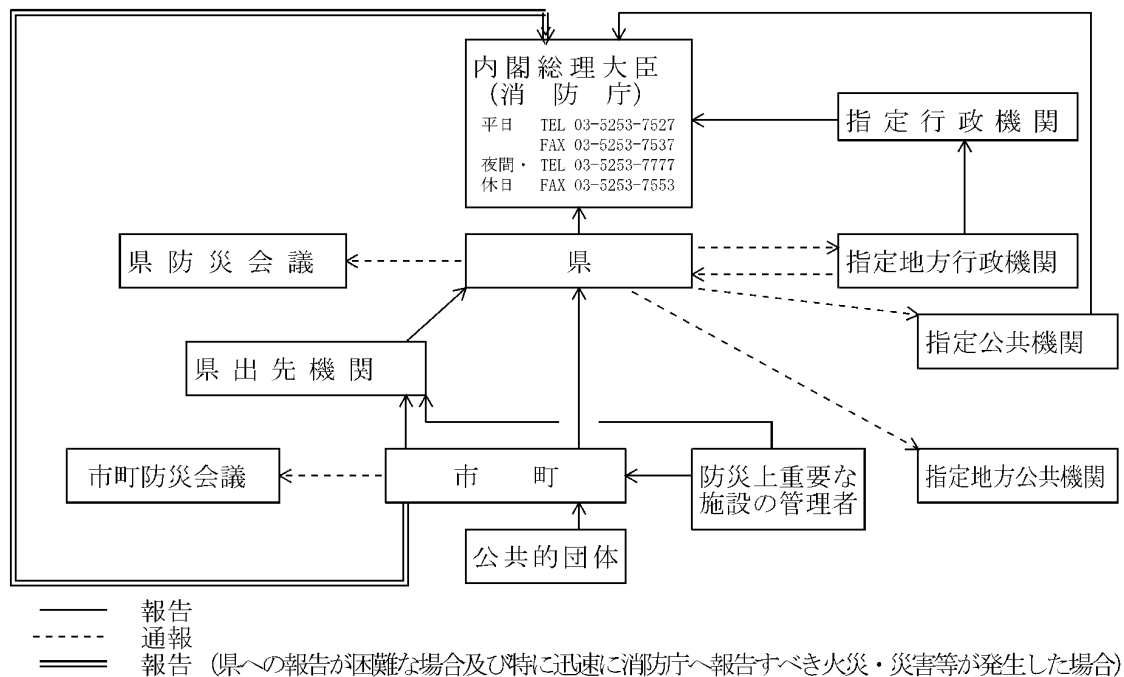
イ 異常な高波・うねり・潮位、河川や湖沼が異常水位となったとき。

ウ 強い地震（震度4程度以上）若しくは弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた地震、又は頻発地震（数日間にわたり頻繁に感ずる地震）があったとき。

異常現象発見者の通報系統図



(6) 防災関係機関相互における災害情報連絡系統図



(7) 市における災害情報等収集の分担

珠洲市における災害情報等収集の分担は、珠洲市地域防災計画資料編第1編4 珠洲市災害対策本部運営要領別表第1 珠洲市災害対策本部事務分掌表のとおりである。

4 収集すべき情報

市が行う被害状況等の報告については、被害規模に関する概括的情報のほか、次により報告する。

(1) 被害報告等の基準

- 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 市が災害対策本部を設置したもの
- 災害が2市町以上にまたがるもので、市内における被害は軽微であっても、全県的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- 災害による被害に対して国又は県の特別の財政援助を要するもの
- 災害による被害が当初は軽微であっても、上記4項目の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- 人的被害又は住家被害のあったもの
- その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの、又は県より報告の要請のあったもの

(2) 報告の要領

ア 被害報告は、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、国や県における災害状況の把握が遅れ、応急対策に支障をきたすので、市は、まず災害が発生した場合は、

(ア) 直ちに被害規模に関する概括的情報と災害の態様を報告する。

(イ) 順次市災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告する。

イ 被害程度の事項別の報告は、最終報告を除き、原則として電話、ファクシミリ等で行うが、緊急を要するもの又は特に指示のある場合を除き、1日1回以上行う。

ウ 被害報告は、災害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。

エ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

(3) 速報及び被害状況等の報告様式

速報、被害状況等の報告様式は、珠洲市地域防災計画資料編第9編4各種様式のとおりである。

(4) 被害状況等の判定基準

被害等区分		判 定 基 準
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められるもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月以上の治療の要する見込みのものとする。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全 壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一 部 破 損	全壊（全焼）及び半壊（半焼）にいたらない程度の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。
非住家被害	非 住 家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもので、全壊（全焼）、半壊（半焼）の被害を受けたものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分を住家とする。
	公 共 建 物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

被害等区分		判 定 基 準
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没、冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学 校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するため道路、河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	海 岸	国土を保全するため防護することを必要とする海岸又はこれを設置する堤防、護岸、突堤、その他海岸を保護するための施設とする。
	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	下水道	下水道法（昭和33年法律第79号）第2条の2に規定する下水道施設及びこれに類似する施設とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となっている時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

被害等区分		判 定 基 準
罹 災 世 帯		災害により全壊（全焼）、半壊（半焼）及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹 災 者		罹災世帯の構成員とする。
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋りょう、漁港、下水道及び空港整備法（昭和31年法律第80号）による国庫負担の対象となる空港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁舶等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備考		備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第4節 通信手段の確保

1 基本方針

市及び防災関係機関は、津波災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集・伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。

2 通信手段の利用方法等

災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。

なお、通信設備の優先利用等については、あらかじめ協議をしておく。

(1) 電話による通話

ア 市は、災害時における緊急通信のため、西日本電信電話（株）（以下「NTT西日本」という。）金沢支店等と「非常扱いの通話」について協議し決定しておく。

イ 災害発生等により緊急に通信連絡の必要がある場合は、アにより決定された災害時優先電話を用いて行う。なお、電話交換手扱いで緊急に通信連絡の必要がある場合は、（局番なし102番）に「非常扱いの通話」と告げ、その理由を申し出る。

ウ 県（本庁）が承認を受けた非常緊急通話優先取扱い電話番号は、次のとおりである。

県庁非常緊急電話番号

電話番号	発信者機関名
076-225-1180	災害対策本部専用
076-225-1190	
076-225-1191	
076-225-1484	危機対策課（FAX専用）
076-225-1728	道路整備課（FAX専用）
076-225-1740	河川課（FAX専用）

（昭和57年9月17日金外話二運第8号付許可済）

(2) 電報による通信

「非常扱いの電報」を利用する場合は、NTT西日本支店等に「非常扱いの電報」と告げ、その理由を申し出る。

(3) 非常通信

ア 専用通信施設の利用

市及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、北陸地方非常通信協議会を構成する珠洲市に所在する機関とする。

イ 利用できる各種無線局の通信系統

非常通信は、原則としてすべての無線局について利用できるが、その事業形態、設備内容等災害時の運用を考慮して、対象無線局を、以下の条件に適合するものを第1次的に利用する。

- (ア) 公共機関であること
- (イ) できればあて先までの通常通信系ルートを設定していること
- (ウ) 停電時でも運用できる非常用予備電源を有する等。

ウ 利用上の注意事項

- (ア) 非常通信は、非常災害時における重要通信の疎通の確保を図るために、緊急やむを得ないと認められるものについて、電波法（昭和25年法律第131号）第52条に基づき優先的に利用できる。
- (イ) 非常通信は、N T T西日本等の電話回線が被害を受け使用できなくなったり、通信が混んで利用することが非常に困難になった場合に利用する。
- (ウ) 通信の内容及び優先順位は、次のとおりである。

- ① 人命の救助に関する通報
- ② 天災の予報に関する通報（主要河川の水位に関する通報も含む。）
- ③ 秩序の維持のため必要な緊急措置に関する通報
- ④ 遭難者救援に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものも含む。）
- ⑤ 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
- ⑥ 鉄道路線の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要な通報
- ⑦ 非常災害地の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報
 - ・中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長
 - ・石川県防災会議会長及び市防災会議会長
 - ・石川県災害対策本部長及び市災害対策本部長
- ⑧ 電力設備の修理復旧に関する通報
- ⑨ その他の通報

- (エ) 通信文は、非常通報用紙に次の順序で記入する。

- 宛先の住所、氏名（職名）及び電話番号
- 本文は、簡潔明瞭に記入し、末尾に発信人名
- 通報用紙がない場合は、冒頭に、「非常」と必ず記入するとともに、通報文の後ろに発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入

(4) Lアラート（災害情報共有システム）の活用

市、県及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、有事即応の通信体制の確保に努める。

(5) 孤立防止用無線の活用

災害応急対策機関は、N T T西日本が設置している孤立防止用無線の活用に努めるものとする。

(6) 移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局、衛星携帯電話の活用

通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、市及び防災関係機関は被害状況を把握するため、地域状況の判断により、移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局及び衛星携帯電話等を現地に配備し、災害状況の報告並びに県本部からの通報事項等に関する通信連絡の確保に努める。

(7) 消防用主運用波無線の活用

市は、消防機関と緊密な連携を図り、消防用主運用波無線の活用に努める。

3 通信設備の応急復旧

(1) 市

市は、災害により防災行政無線等の通信が途絶したときは早急な応急復旧を最優先に行い通信手段の確保に努める。

また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(2) 通信事業者

電気通信事業者は、重要通信の確保及び通信の途絶を解消するため、市災害対策本部を中心とする防災関係機関等の通信の回復を最優先とし、次により応急復旧に努める。

ア 非常用衛星通信装置及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

イ 交換機被災局には、非常移動電話局装置を使用し、応急復旧を図る。

ウ 電力設備被災局には、移動電源車又は大型可搬型電源装置を使用し、応急復旧を図る。

エ 幹線伝送路の被災については、非常用伝送装置等による復旧を図る。

第5節 消防防災ヘリコプターの活用

1 基本方針

津波災害時においては、道路の通行が困難となることが予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、消防防災ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

2 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。

(1) 災害応急対策活動

- 被害状況等の調査及び情報収集活動
- 災害に関する情報、警報等の伝達及び広報活動
- 救援物資、人員等の搬送
- 消防庁、他県市等からの災害応援要請に基づく活動

(2) 救助活動

- 捜索又は救助活動
- 高層建築物火災における救助活動
- 陸上から接近できない被災者の救助活動

(3) 救急活動

- 遠距離の救急患者搬送
- 傷病者発生場所への医師等の搬送、医薬品等の輸送

(4) 火災防ぎょ活動

- 被害状況等の調査及び情報収集活動
- 林野火災等における空中からの消火活動
- 消防職員、消防資機材等の搬送

(5) その他総括管理者（危機管理監）が必要と認める活動

3 運航基準

県消防防災ヘリコプターは、石川県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（平成9年4月23日）及び石川県消防防災ヘリコプター緊急運航要領（平成9年4月23日）の定めるところにより運航する。運航の基本要件は、同要領に定める「運航基準」に基づいて公共性、緊急性、非代替性を満たす場合とする。

4 応援要請

市長等から知事に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、石川県消防防災ヘリコプター支援協定（平成26年4月1日）の定めるところによる。

(1) 支援要請の要件

県は、津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長等の要請に基づき支援する。

- 災害が隣接する市町等の区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 発災市町等の消防力によっては、災害の防御又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
- その他救急搬送等緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 要請方法

市等から知事（石川県消防防災航空隊）に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、すみやかにファクシミリにより消防防災航空隊緊急出動要請書を提出する。

- 災害の種別
- 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- 災害発生現場の気象状態
- 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 災害現場の市側の最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法
- 支援に要する資機材の品目及び数量
- その他必要な事項

(3) 要請先

石川県危機管理監室消防保安課航空消防防災グループ	
TEL	0761-24-8930
FAX	0761-24-8931

第6節 災害広報

1 基本方針

津波災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、住民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、市及び防災関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

2 広報機関

(1) 市災害対策本部設置の場合

災害対策本部設置時には、総務班及び調査班が協力して被害状況その他の災害情報を収集し、その広報は、総務班が行う。

(2) 市災害対策本部未設置の場合

災害対策本部設置に至らない災害についての情報の収集及び広報は、危機管理室が原則として行う。

3 広報の内容

(1) 地震発生直後の広報

- 地震の規模、震度その他の概要、余震の発生等今後の地震活動
- 津波発生の有無、その他の状況や規模
- 津波発生時の行動や注意事項
- 人命救助等の自主的な防災活動
- 避難の必要の有無、避難場所、避難行動、避難誘導等
- 車両使用の自粛などの交通規制に対する協力要請

(2) 被災者に対する広報

- 市内における建物の倒壊や延焼火災の発生等被害状況の概要
- 避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等
- 医療機関の診療状況
- 電気等ライフラインの復旧状況
- スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の復旧状況
- 交通機関等の復旧状況
- 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応
- 被災者生活支援に関する情報
- 犯罪情勢及び予防対策

4 広報手段等

(1) 情報伝達及び報道要請

市長は、情報伝達に当たっては、ホームページ、掲示板、広報誌、広報車によるほか、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得る。災害の規模が大きく、又は長期間にわたる災害については、報道責任者を定め、定期的に報道資料の提供を行う。

また、災害対策本部員会議を公開するなど迅速的確な情報提供に努める。

(2) 各種情報提供

市は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報を提供する。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

なお、市は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する情報提供にも努める。

ア テレビ、ラジオ、新聞等

(ア) 放送機関との協定に基づく放送要請

(イ) 報道機関への発表・情報提供

イ インターネットの活用

ウ 携帯電話の活用

エ 紙媒体の活用（チラシの張り出し、配布）

オ 臨時広報誌の発行

カ 相談窓口による情報提供

キ 臨時災害FM局の活用

ク Lアラート（災害情報共有システム）の活用

ケ 広報車の活用

5 現場広報

被災地付近の住民に対する被害状況、応急対策に関する現場広報は、次の防災広報基準により行う。

(1) 防災1号広報

災害の発生が予想される場合、所管業務に基づき危険区域の住民に対し、広報車等の機動力をもって注意広報することをいう。

(2) 防災2号広報

災害の発生が確実となった場合、被害発生が予想される危険区域を主として、広報車をもって警戒広報することをいう。

(3) 防災3号広報

災害の発生が著しく大となった危険箇所に対し避難勧告することをいう。

6 庁内連絡

(1) 予報及び警報の受領並びに伝達要領

金沢地方気象台が発表し、石川県危機対策課等から本市に通報される予警報等は、総務課長（休日、夜間にあつては、市役所当直室）に通報する。

(2) 市役所における措置

ア 総務課長（当直員）は、警報等を受領したときは、必要に応じ速やかに、市長、副市長に報告し、関係各課へ伝達する。

イ 伝達を受けた各課は速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるほか、関係団体、出先機関等へ伝達する。

(3) 出先機関等の措置

警報等の伝達を受けた出先機関等の長は、その内容を職員に周知させ、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずる。

7 被災地域の相談・要望等の対応

市及び防災関係機関は、臨時相談窓口を設置して相談に応じるなど相談や広聴活動を展開し、被災地住民の動向と相談、苦情及び要望等の把握に努め、対策を講ずる。

また、その対策を積極的に広報する。

8 安否情報の提供等

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

9 ライフライン情報の提供等

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

県、市及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

第7節 消防活動

1 基本方針

津波の発生時には、火災の多発により、住民の生命身体及び財産に危険がおよぶおそれがあるため、消防機関は、関係機関と連携して住民の救助・救急をはじめとして、的確な避難誘導による避難者の安全確保、防災上重要な施設等の火災防ぎょ等に全機能をあげてあたる。その際、業務に当たる消防職員等の安全及び心のケアにも配慮するものとする。

2 応援要請等

(1) 市町等の相互応援

市町等は、必要に応じて、石川県消防広域応援協定（平成3年8月1日締結）及び消防組織法第39条に基づく相互応援協定により、相互応援を行う。

ア 災害が発生した市町等の消防長は、当該市町等の保有する消防力及び近隣市町等との相互応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助が困難と認める場合において、他の市町等の消防長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

イ 応援要請を受けた市町等の消防長は、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。

ウ 応援要請を行った消防長及び応援部隊の消防長は、応援の状況について速やかに知事に通報するものとする。

エ 知事は、特に必要があると認められるときは、市町間の広域応援を補完するため、必要な指示を行うことができる。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

ア 市長は、災害の状況、市の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合、知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

イ 知事は、災害の状況、県内の消防力に照らして、緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、速やかに、消防庁長官に対して、消防組織法第44条の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動を、又は「大規模災害特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を要請するものとする。

(3) 消防庁長官の緊急消防援助隊の出動の求め・指示等

ア 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村（以下「災害発生市町村」という）の消防の応援又は支援（以下「消防の応援等」という）に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。

イ 消防庁長官は、アに規定する場合において、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、アの要請を待ついとまがないと認められるときは、アの要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の知事に対し、当該必要な措置をとることを求めることができる。

ウ 消防庁長官は、ア又はイの場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められ

るときには、緊急に当該応援出動等の措置を必要と認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村以外の市町の長に対し、当該応援出動等の措置を取ることを求めることができる。

エ 消防庁長官は、ア、イ又はウに規定する場合において、大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他大規模な災害又は毒性物質の発散その他政令で定める原因による特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、当該特別の必要があると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する以外の都道府県の知事又は当該都道府県の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができる。

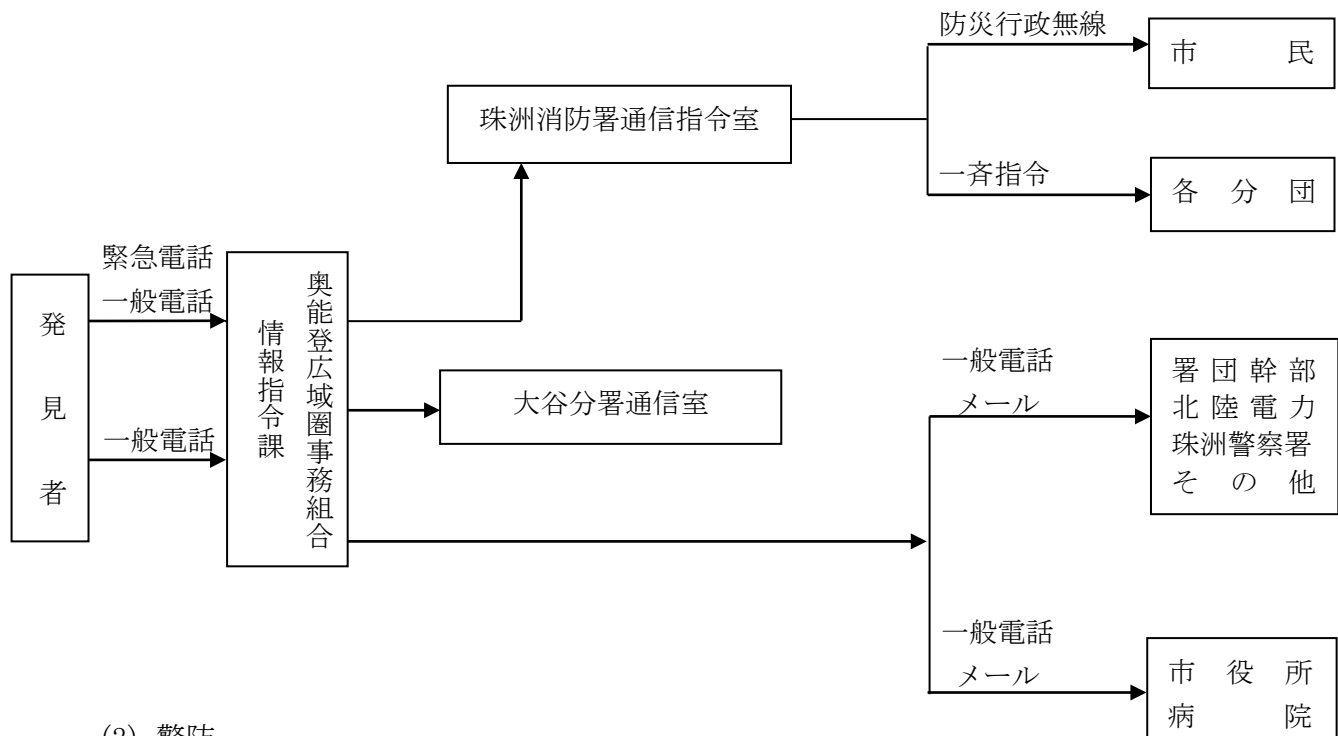
3 消防活動

(1) 火災発生状況等の把握

消防機関は、警察等と協力して、迅速かつ的確に消防活動を実施するため、管内の消防活動に関する次の情報を収集する。

- 火災の状況
- 自主防災組織、自衛消防組織等の活動状況
- 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利施設等の活用可能状況

また、災害を発見した者が消防機関に連絡し、消防隊の出動を求める場合、通信系統は次の通りである。



(2) 警防

ア 火災通報連絡等

火災警報、火災覚知、情報連絡、火災通報、出動指令、現場報告等については、『珠洲市消防通信規定』による。

イ 召集及び出動

関係者の召集は、前記の消防信号により行い、消防職団員が電話、サイレン、その他の方法によって火災等を覚知したときは、それぞれの所定場所へ緊急召集し、珠洲市警防及び救助業務要綱第22条の規定により次の『珠洲市火災出動体制』に基づいて配備につく。

ウ 警戒体制の強化

消防長又は署長は、災害の状況が市内全域又は局地的に大災害に発展する恐れがあると認めるときは、珠洲市警防及び救助業務要綱第17条及び、珠洲市地震災害消防対策要綱第3条第3項の規定により、珠洲市災害対策本部の設置前においても、珠洲消防署内に消防警備本部を設置し、次により警戒体制を強化する。

(ア) 消防警備本部の設置

珠洲市警防及び救助業務要綱第17条及び、珠洲市地震災害消防対策要綱第3条第3項による。

(イ) 職団員の召集及び応招

珠洲市警防及び救助業務要綱第15条から第19条による。

(3) 消防活動の留意事項

津波災害時の火災の特殊性により、避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、次の事項に留意して、消防活動を実施する。

- 火災件数の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区の確保に努める。
- 多数の火災が発生している地区や津波の浸水が想定される地区は、住民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等住民の安全確保を最優先に活動を行う。
- 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の措置をとる。
- 救急活動の拠点となる病院、避難所、避難路及び防災活動上重要な施設等の火災防ぎょを優先して行う。
- 自主防災組織、自衛消防組織等が実施する消火活動との連携に努める。

4 救助・救急活動

消防機関は、医療機関、医師会、日本赤十字社及び警察等防災関係機関の協力のもと、負傷者等の要救助者を救護所等へ搬送する。

この場合、必要に応じて、航空機を活用する。

5 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、心のケアに配慮する。

第8節 自衛隊の災害派遣

1 基本方針

津波災害に対する自衛隊の災害派遣については、自衛隊法（昭和29年）第83条の規定に基づき行うこととなるが、派遣要請に当たっては、市及び防災関係機関は、連携を密にして自衛隊が迅速に災害派遣活動が実施できるような確かな情報提供に努める。

自衛隊法第83条（災害派遣）

- 1 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を大臣又はその指定する者に要請することができる。
- 2 大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天変地異その他災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。
- 3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

2 災害派遣の適用

災害の状況等による自衛隊の災害派遣方法は次のとおりである。

- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産保護のため必要があると認めて自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
- (2) 被害がまさに発生しようとしている場合に、知事が予防のため自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
- (3) 災害に際し、その事態に照らして特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めて知事から要請を待たないで、自衛隊が自主的に派遣する場合
 なお、自衛隊自主的に派遣する場合の判断基準は、下記のとおり定められている。
 ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
 イ 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
 ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関すると認められること。
 エ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること
- (4) 庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

3 派遣の要請

- (1) 市が管内における応急対策の実施を促進するため自衛隊の派遣を必要とするときは、当該市長が下記の要請事項等を明らかにした文書で知事あて（危機対策課）に申し出る。
 ただし、緊急を要する場合には、取りあえず電話又は口頭で申し出し、事後速やかに文書を送達する。

要請事項

- 災害の情况及び派遣を要請する理由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項
- 現に実施中の応急措置の概況
- 宿泊施設等の受入れ体制の状況
- 部隊等が派遣された場合の連絡責任者

派遣要請連絡先

自衛隊	部隊の長	連絡先	電話番号
陸上自衛隊	第14普通科連隊長	第3科長	076-241-2171(内線235)
海上自衛隊	舞鶴地方総監	防衛部第3幕僚室長	0773-62-2250(内線2548)
航空自衛隊	第6航空団司令	防衛部防衛班長	0761-22-2101(内線231)

(2) 通信の途絶等により、市長が知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、当該地域に係る災害状況を防衛大臣又はその指定する者に通知する。この場合、防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、部隊等を派遣することができる。

(3) 市長は、イにより通知した場合、速やかに知事にその旨通知する。

4 活動の内容

災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために行う応急救援及び応急復旧が終了するまでを限度とし、通常次のとおりとする。

(1) 被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって偵察を行って被害の状況を把握する。
(2) 避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
(3) 遭難者等の搜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援作業等に優先して搜索救助を行う。
(4) 水防活動	堤防、護岸等の欠壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
(5) 消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
(6) 道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
(7) 応急医療、救護及び防疫	要請があった場合には、被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
(9) 炊飯及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。
(10) 救援物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
(11) 危険物の保安及び除去	要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
(12) その他	その他臨機の必要に対して、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

5 使用資機材の準備

- (1) 災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については、特殊のものを除いて市が準備する。
- (2) 災害救助応援復旧作業等に必要な材料、消耗品等は、県及び市が準備する。

6 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が次の基準により負担する。
なお、負担区分について疑義が生じた場合、その都度協議して決める。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う次の光熱費（自衛隊の装備品を活動させるため通常必要とする燃料を除く。）電気料、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、器材等の調達、借上げ、その運搬、修繕費

7 自衛隊航空機を行う災害活動に対する諸準備

- (1) 空中偵察中の自衛隊航空機との連絡

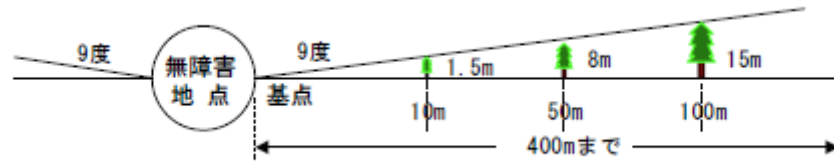
自衛隊航空機が空中偵察をしていることを発見した場合、関係者は次の1メートル四方の旗を左右に振り連絡すること。なお、異常のない場合は、旗は振らないこと。

- | | |
|------------------|------|
| ア 急患が発生している場合 | 赤旗 |
| イ 食糧が極度に不足している場合 | 青旗 |
| ウ 両方とも発生している場合 | 赤青両旗 |

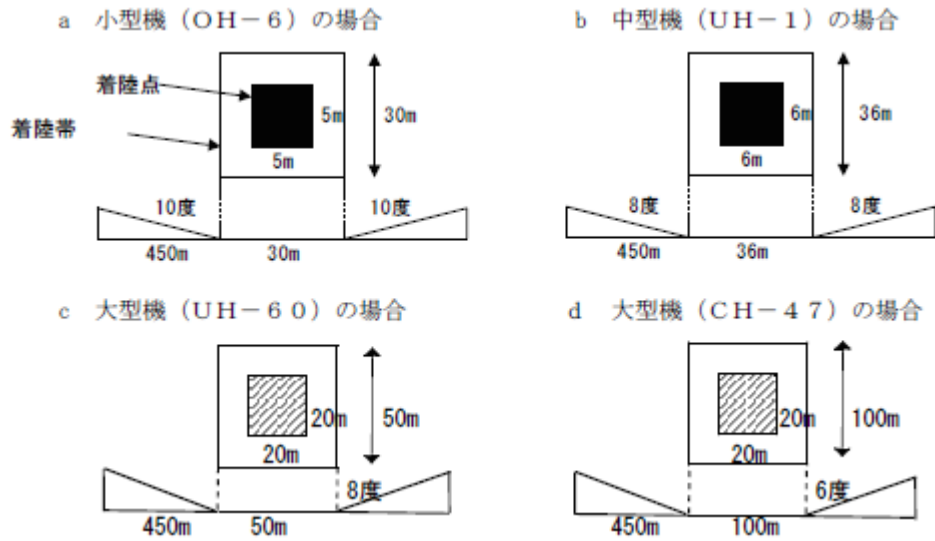
- (2) ヘリコプター発着場の設定

ヘリコプターの離着陸のための適地としては、平坦（こう配4°～5°以下）であって、周囲に建物、かん木及び電線等の障害物がなく、また積雪のある場合は踏み固める。

ア 次の基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。



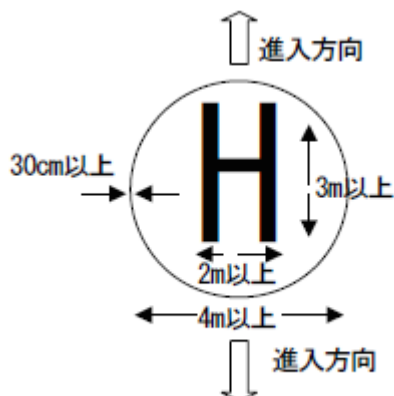
(ア) ヘリコプターの種別による着陸地点及び無障地点の基準



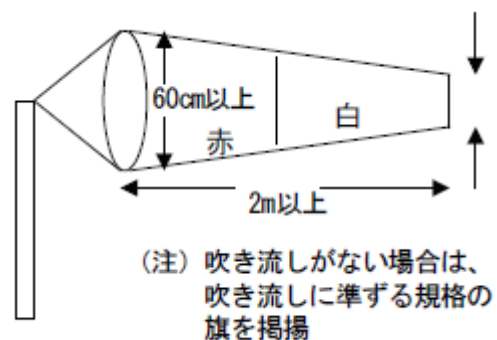
(イ) 着陸地点の地盤は、堅固で平坦地であること。

イ 着陸地点には、次の基準の㊦記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

(ア) H記号の基準



(イ) 吹き流しの基準



石灰等で標示、積雪時は墨汁、
絵の具等で明瞭に表示。

- ・生地は繊維
- ・型は円形帯

ウ 危害予防の措置

(ア) 着陸地帯への立入禁止

着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれがある範囲には、立ち入らせない。

(イ) 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

第9節 避難誘導等

1 基本方針

地震発生後に二次的に発生する津波、延焼火災、危険物の漏えい、地すべり及び山崩れ・崖くずれ等の危険から住民の生命、身体の安全を確保するため、市長等は、災害対策基本法等に基づき迅速かつ的確に避難のための措置を講ずる。

2 避難の指示の実施

市長等は、次の措置を講じる。

(1) 市長（災害対策基本法第60条）

ア 震災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を震災から保護し、震災の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示するとともに、必要があると認めるときは、その立ち退き先を指示する。市長はこれらの指示を行ったときは、速やかに知事に報告する。

また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。

イ 震災の発生により、市長が実施すべき避難の指示を実施できなくなった場合、知事は、市長に代わって、市地域防災計画の定めるところにより避難の指示を実施する。

なお、知事は、市長に代わって避難等の指示を実施したとき、又は避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。

(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法（昭和22年法律第136号））

前記(1)の市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に避難のための立退き又は「緊急安全確保」を指示することができる。

なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認められるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに市長に通知する。

また、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対して避難等の措置をとる。

(3) 水防管理者（市長、水防事務組合の長）（水防法第29条）

溢水又は破堤により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。

(4) 知事又はその命を受けた職員（水防法第29条）（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）

溢水又は破堤、あるいは地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の必要と認める居住者等に対して避難のための立退きの指示をする。

(5) 自衛官（自衛隊法第94条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、危害を受けるおそれのある者に対して避難の措置をとる。

(6) 相互の連絡協力

(1)から(5)に掲げる者は、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速かつ適切に実施されるよう協力する。

また、県及び指定地方行政機関は、市町から求めがあった場合には、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言する。

(7) 避難指示の発令方法

避難指示の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるよう、危険の切迫性に応じて避難指示の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

なお、避難指示の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

3 避難の指示の内容及びその周知

(1) 避難の指示の内容

避難の指示をする場合、市長等は、次の内容を明示する。

- 避難の指示の理由（差し迫った具体的な危険予想）
- 避難対象地域
- 避難先
- 避難経路
- 避難行動における注意事項（携帯品、服装）
- 出火防止の措置
- 電気（配電盤）の遮断措置
- その他必要な事項

(2) 住民への周知

市長は、避難の指示を行う場合には、地域住民等に対して市町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話、Lアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

また、市は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

4 警戒区域の設定

市長等は、次の措置を講じる。

(1) 市長（災害対策基本法第63条第1項）

地震災害時、又は津波の発生により住民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限若しくは、禁止し、又は退去を命ずる。

(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第63条第2項）

市長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの吏員から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、市長の職権を行うことができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(3) 自衛官（災害対策基本法第63条第3項）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、市長の職権を行うことができる。この場合、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

5 警戒区域設定の周知等

- (1) 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。
- (2) 市長は、警察官等の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

6 避難者の誘導

避難者の誘導は、警察官、市職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は一集落の単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、浸水想定区域等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。

なお、避難者を誘導する職員等の安全確保についても十分配慮する。

市は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

7 避難所の開設及び運営

- (1) 避難所の開設が必要な場合は、珠洲市地域防災計画及び珠洲市避難所運営マニュアルの定めるところにより、地元警察署等と十分連絡を図り、あらかじめ施設の安全性を確認した上で、避難所を開設する。なお、市のみでは困難なときは、県に応援を要請する。

また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

被災地において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。

(2) 避難生活の対象者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 住居等の被災者○ 避難指示などの対象地域の居住者○ 帰宅できない旅行者や迷い人、ホームレス等 |
|--|

- (3) 避難所を設置したときは、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 避難所の名称○ 避難所開設の日時及び場所○ 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている被災者も含める。）○ 開設期間の見込み○ 必要な救助・救援の内容 |
|---|

(4) 避難等の状況把握

市は、避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。

また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。

(5) 避難所の運営

- 市は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- 避難所の管理運営等を適切に行うために、市職員を配置する。なお、職員を配置できない場合は、市はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。
- 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。
- 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。
- 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。
- 被災者のニーズを十分把握し、津波の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

(6) 仮設トイレ等の設置

市は、避難所の状況により仮設トイレやマンホールトイレなどを設置管理する。その確保が困難な場合は、県があっせん等を行う。また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。

なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

(7) 要配慮者に対する配慮

市は、避難所に要配慮者がいると認めた場合は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。

(8) 要配慮者等の健康管理

市は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

また、市は生活不活発発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

(9) 二次避難支援の実施

市は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

(10) 男女双方の視点の取り入れ

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

(11) 旅館・ホテル等の活用

市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。

(12) 避難者の住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

(13) ペット動物の飼育場所の確保等

市は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。

8 広域避難対策

(1) 市

ア 市の避難所に被災者が入所できないときは、市は、被災者を被害のない市町若しくは被害の少ない市町又は隣接県への移送について県に要請する。

イ 被災者の他地区への移送を要請した場合は、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

ウ 県から被災者の受け入れを指示された市町は、直ちに避難所を開設し、受け入れ態勢を整備する。

エ 移送された被災者の避難所の運営は市が行い、被災者を受け入れた市町は協力する。

(2) 広域一時滞在

ア 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

イ 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

9 帰宅困難者対策

市は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、必要な帰宅困難者対策に努める。

また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

10 避難所外避難者対策

市は、町会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。特に、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

第10節 要配慮者の安全確保

1 基本方針

津波災害時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。

市及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。

2 在宅の要配慮者に対する対策

(1) 災害発生後の安否確認

市は、避難行動要支援者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。また、発災時に、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努め、必要に応じて民生・児童委員、介護職員、近隣の住民、自主防災組織等の協力を得る。

(2) 避難

地震により住民避難が必要となった場合、市は、避難行動要支援者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する町会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

避難誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせて、必要に応じて自動車を活用する等、適切な誘導を考慮する。

(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援

市は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。

ア 被災状況等の把握

避難所及び要配慮者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

イ 被災後の日常生活支援

市は、県の協力のもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

(4) 二次避難支援の実施

市は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じて、広域的な調整を県に要請する。

3 社会福祉施設等における対策

(1) 施設被災時の安全確認及び避難等

施設が被災した場合、施設管理者は、県が示す指針に基づき定めた防災計画に基づき、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。

入所者等が被災した時は、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

また、施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

なお、夜間、休日等で施設職員が少数のときは、日頃から連携を図っている地域住民や自主防災組織の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被災報告等

施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を市、県等に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者等に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の使用が不能になった場合の措置

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者等による引き取り等の措置を講ずる。

市は、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

4 医療機関における対策

(1) 医療機関被災時の安全確認及び避難等

病院等の医療機関が被災した場合、管理者は、あらかじめ定めた災害対応マニュアルに基づき、直ちに患者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、患者等の不安解消に努める。患者等が被災した時は、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。また、管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

(2) 被災報告等

管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、市、県等に報告し、必要な措置を要請する。

この場合、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。

(3) 医療機関の使用が不能になった場合の措置

管理者は、医療機関の継続使用が不能となったときは、市を通じて他の医療機関への緊急搬送要請を行う。

市は、被災医療機関の管理者から緊急搬送の要請があったときは、他の医療機関等との調整を行い、傷病の程度、人工透析患者や人工呼吸器を使用している患者など個別疾患の状況に応じ、搬送先の確保に努める。

5 外国人に対する対策

市は、災害時、迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。

市は、広報車や防災無線等により、外国語による広報を行い外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。

また、災害多言語支援センターなどの相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

第11節 災害医療及び救急医療

1 基本方針

震災・津波災害時には、建物の浸水、交通機関の麻痺や物資の不足、また医療機関の被災等により、通常の医療体制の確保が困難になる一方、被災者の医療、救護需要が膨大なものになることが予想され、特に、発災当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、市は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

2 情報収集・提供

(1) 県は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況、DMAT及び医療救護班の活動状況等を把握し、県医師会等の医療関係団体、医療関係機関（大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等）への情報提供を行う。

なお、住民等への情報提供については、「第6節災害広報」による。

(2) 県は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMAT及び医療救護班へ活動に必要な情報を提供する。

3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制

(1) 市は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、保健所長の助言を得て、能登北部医師会及び珠洲市総合病院等に医療救護班の派遣を要請する。また、必要に応じて避難所等に救護所を設置する。

(2) 医療救護活動に関して、市のみでは十分な対応ができない場合には、速やかに隣接市町及び県に協力を求める。

(3) 災害拠点病院

ア 珠洲市総合病院は、市から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

イ 医療救護班の業務内容

- (ア) 傷病者のトリアージ
- (イ) 傷病者に対する応急措置
- (ウ) 重症者の後方病院への搬送手続き
- (エ) 救護所における診療
- (オ) 避難所等の巡回診療
- (カ) その他必要な事項

ウ 医療救護班の情報共有

医療救護班は、あらかじめ定められた情報共有ルールに従って、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）及び衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。

エ 災害拠点病院は、他のDMAT及び他の医療機関の医療救護班の受入れを行う。

4 救護所の設置

- (1) 市は、施設の被災や多数の患者等により医療機関での対応が十分にできない場合には、救護所を設置、運営する。
- (2) 救護所での医療救護は、可能な限り速やかに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置、運営を検討する。

5 災害時後方医療体制

- (1) 医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。
- (2) 災害拠点病院は、重症患者の受入れ及び搬出、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し等を行う。

6 重症患者等の搬送体制

- (1) 搬送者及び搬送先の選定

搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。

- (2) 搬送の実施

ア 災害時後方病院で治療する必要のある患者を搬送するときは、市又は県に要請する。

原則として、被災現場から医療施設又は救護所までの搬送は市が、医療施設又は救護所から災害時後方病院までの搬送については、県及び市が対応する。

イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、SCUを設置するものとし、地域医療救護活動支援室は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。

ただし、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプター使用については、「第5節 消防防災ヘリコプターの活用」及び「第8節 自衛隊の災害派遣」に準ずる。

7 医薬品等及び輸血用血液の供給体制

- (1) 医療施設・救護所

医療施設の管理者及び救護所の責任者は、透析液や医薬品等又は輸血用血液に不足が生じた場合、市災害対策本部に調達を要請する。

- (2) 市災害対策本部

ア 医薬品等

医療施設又は救護所から要請を受けた場合、調達できる医薬品等を供給する。市において調達できない場合は、県災害対策本部に要請する。

イ 輸血用血液

医療施設から要請を受けた場合は、県災害対策本部へ調達を要請する。

8 個別疾患対策

市は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への的確な情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。

また、県は、人工透析を実施する医療機関の被災に関し、市より支援要請を受けた際は、医療機関と連携し、患者の受入れの調整等、透析医療の確保に努める。

第12節 健康管理活動

1 基本方針

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、市は県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。

2 実施体制

- (1) 市は、保健師等により、被災者等の健康管理を行う。
- (2) 県は、市が行う被災者等の健康管理活動を支援するとともに、総合的な調整を行う。
被災住民が多数に及ぶ場合等は、国及び都道府県等の協力を得て実施する。

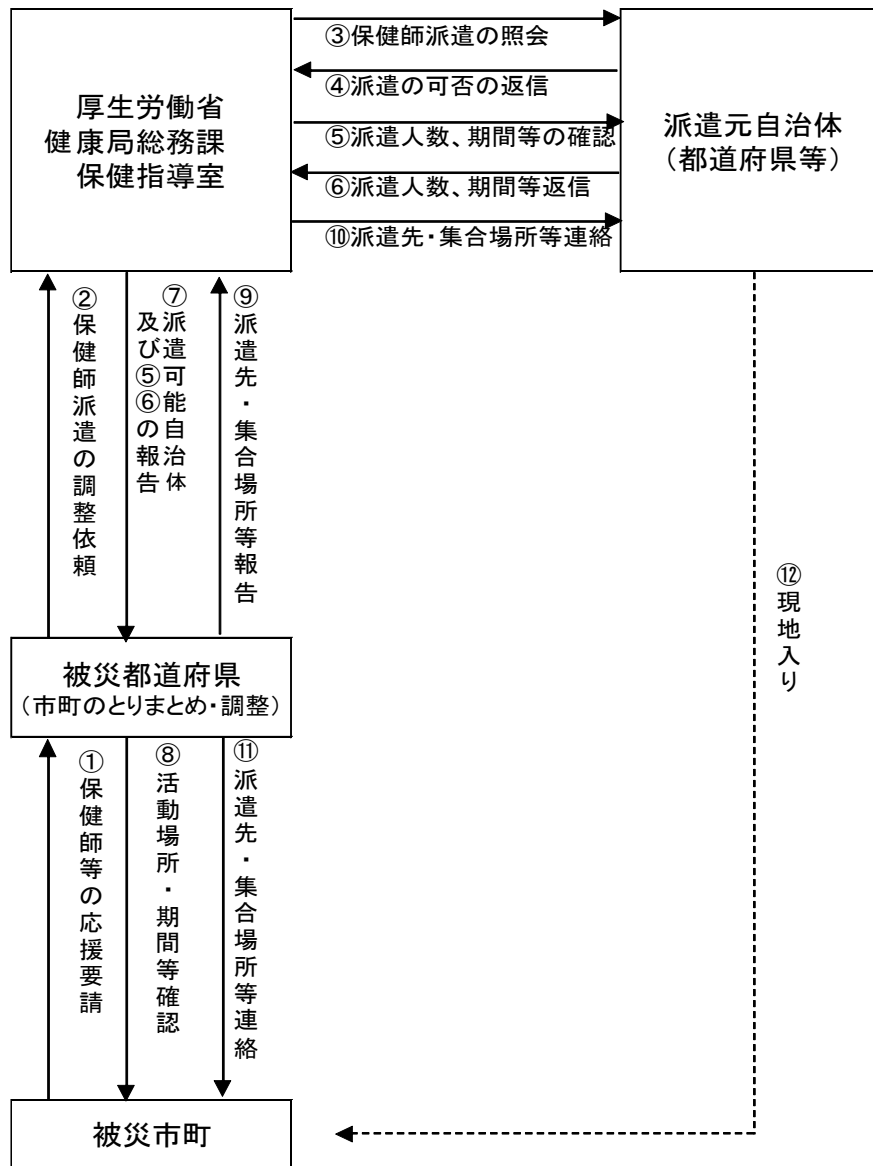
3 健康管理活動従事者の派遣体制

- (1) 市は、被災者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難な場合は、県に保健師等の派遣を要請する。
- (2) 県は、市から保健師等の派遣要請があったとき、または必要と認めるときは、被災地に保健師、管理栄養士等を派遣し、市が行う健康管理活動を支援する。

4 健康管理活動

- (1) 健康管理活動にあたっては、民生委員、介護支援専門員等との協力のもと、要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。
- (2) 保健活動マニュアル等に基づき、避難所や車中避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。
なお、健康状態の把握、支援にあたっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。
- (3) 健康管理活動にあたっては、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報は医療救護班等連絡会に集約する。

図 災害発生直後の保健師派遣に関する手続き
(厚生労働省防災業務計画を一部変更)



第13節 救助・救急活動

1 基本方針

大規模津波の発生時には、流失した家屋の下敷等による負傷者など、救助・救急を要する事案が数多く現出するものと考えられることから、市、県及び防災関係機関は、相互に連携して市民、自主防災組織及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助・救急し、負傷者を医療機関に搬送する。

また、必要に応じ、国や県等の各機関へ応援を要請する。

2 実施体制

(1) 市民、自主防災組織、事業所

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(2) 市

ア 消防職員等による救助隊を編成するとともに、警察や民間事業者等と連携協力して、救助に必要な車両、機械器具その他の資機材を調達し、迅速に救助、救護、搬送活動に当たる。

また、住民及び自主防災組織等に救助活動の協力を求める。

イ 市自体の能力で救助作業が困難な場合は、県及び他市町に応援を要請する。

(3) 防災関係機関

ア 防災関係機関は、県及び市から応援要請を求められたときは、機動力を発揮して救助・救急活動に当たる。

イ また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。なお、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

3 惨事ストレス対策

従事する職員に対する惨事ストレス対策については、本章第7節「消防活動」5による。

4 医療救護活動

医療救護活動については、本章第11節「災害医療及び救急医療」により実施する。

5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

第14節 水防活動

1 基本方針

市及び防災関係機関は、地震に伴う津波や洪水等の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。

また、津波が発生し、又は発生する可能性がある場合には、水防活動にあたる者は、津波到達時間内においては安全が確保できる場所に待機するものとする。

2 監視、警戒活動

大津波警報・津波警報・注意報が発表された時、又は地震、津波による災害が発生した場合は、河川、海岸堤防等の損壊によって水害の危険がある各種施設等の監視、警戒及び水門、樋門、えん堤、ため池等の操作等を「珠洲市水防計画」の定めにより行う（「第2節 大津波警報・津波警報・注意報の発表」参照）。

3 応急復旧

水防計画に基づき、市等の水防管理者が行う巡視により地震、津波災害により堤防等に応急措置の必要が生じたときは、河川管理者等の各施設管理者に通報し、協力して迅速かつ的確に応急復旧を実施する。

第15節 災害救助法の適用

1 基本方針

市長がその地域内における災害の状況により直ちに災害救助法による救助を実施すると判断したときは、知事に対してその状況を明らかにして要請を行う。

知事は、災害に伴う人及び住家の被害状況を速やかに把握確認し、災害救助法による救助を実施する要件（適用基準）に照らして災害救助法による救助を実施（災害救助法の適用）するかどうかを早期に決定する。

なお、県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとし、県は救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

2 適用基準（災害救助法施行令）

災害救助法の適用基準は、次のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 当市の区域内の人口に応じて住家滅失世帯数が次表A欄に掲げる数以上であるとき。（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）第1条第1項第1号—令別表第1）
- (2) 県下の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、当市の区域内の人口に応じて住家滅失世帯数が次表B欄に掲げる数以上であるとき。（令第1条第1項第2号—令別表第2、第3）
- (3) 県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上であって、当市の区域内の住家滅失世帯数が多数であるとき。（令第1条第1項第3号前段）
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。（令第1条第1項第3号後段）
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の内閣府令（平成25年10月第68号）で定める基準に該当するとき。（令第1条第1項第4号）
 - ア 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（内閣府令第2条第1号）
 - イ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（内閣府令第2条第2号）

（注）住家が滅失した世帯の算定は、次のとおりである。

- 1 住家の全壊（焼）又は流失した世帯は、1世帯を滅失世帯1世帯とする。
- 2 住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。
- 3 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。

適用基準

市町の人口	A 当該市町の住家 減失世帯数	B 県区域内の住家 減失世帯総数 1,500 世帯以上 の場合	(参考) 人口対象市町 平成27年10月1日 国勢調査人口
5,000 人以上 15,000 人未満	40 世帯	20 世帯	珠洲市、川北町、宝達志水町、穴水町
15,000 人以上 30,000 人未満	50 世帯	25 世帯	輪島市、羽咋市、内灘町、志賀町、中能登町、能登町
30,000 人以上 50,000 人未満	60 世帯	30 世帯	能美市、かほく市、津幡町
50,000 人以上 100,000 人未満	80 世帯	40 世帯	加賀市、七尾市、野々市市
100,000 人以上 300,000 人未満	100 世帯	50 世帯	小松市、白山市
300,000 人以上	150 世帯	75 世帯	金沢市

(注) 市町の人口は、直近の国勢調査による。

3 適用手続

- (1) 市長は、市内における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。
- (2) 救助が緊急を要し、知事の救助を待ついとまがないと認められるとき、その他必要があると認められるときは、知事は、市長が行う救助の事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知することにより救助の実施に関する職種の一部を市長が行う。

4 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準による。

但し、この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。(令3条第2項)

5 災害救助法に基づく救助の実施

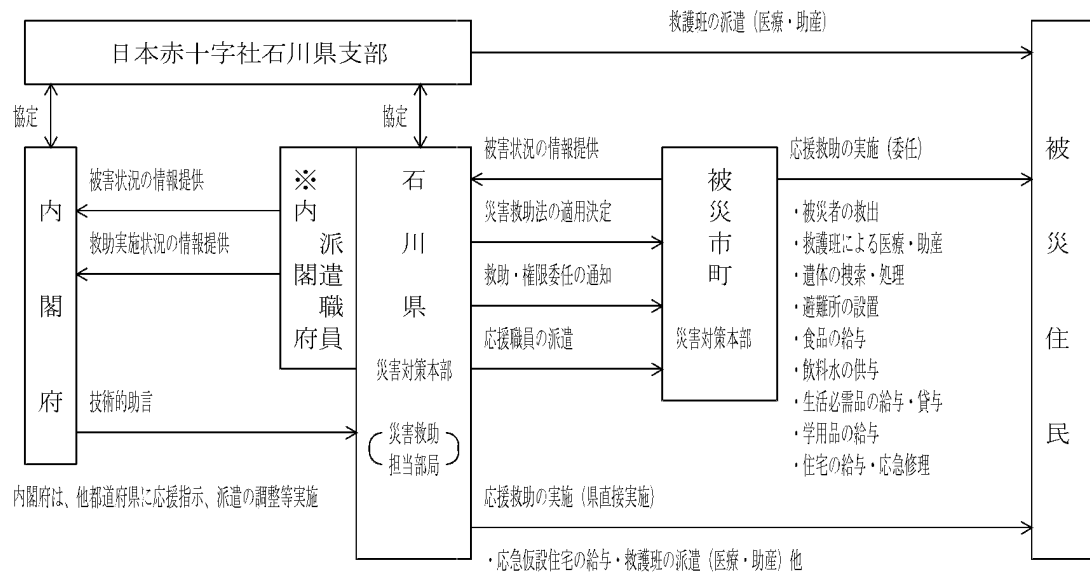
- (1) 県は、災害の状態によりいずれの救助項目を適用するかを速やかに判断して、救助方針をたてて、適切かつ効果的な救助を行う。
- (2) 別紙「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」の番号1、3から8まで及び10から14までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し、市長が行うこととする。
この場合においては、市長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。(令第17条第1項)

6 災害救助法が適用されない場合の救助

市及び消防機関は、相互に連携し、医療機関、医師会、日本赤十字社及び警察等防災関係機関の協力のもと、負傷者等の要救助者を救護所等へ搬送する。

また、住民、消防団、自主防災組織及び事業所等に対して救助活動の協力を呼びかる。

災害発生からの応急救助までのフロー



※災害発生時、内閣府は、現地連絡担当者を危機対策課へ派遣し、本省と危機対策課との連絡調整に当る。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

珠洲市地域防災計画資料編第9編「3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」のとおりである。

第16節 災害警備及び交通規制

1 基本方針

津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、警察及び海上保安署は、市民及び滞在者の生命、身体及び財産を保護し、地震災害に関連する犯罪の予防、鎮圧、被疑者の逮捕、陸上・海上交通の確保を行い、公共の安全と秩序の維持を図る。

2 災害警備体制

(1) 警備体制

警備体制	警備体制の基準
準備警備体制	地震情報等により災害の発生が予想され、かつ、発生まで相当の時間的余裕があるとき。
警戒警備体制	地震災害により県内に相当の被害発生が予想されるとき。
非常警備体制	地震災害で大きな被害の発生が予測されるとき、又は発生したとき。

(2) 警備本部

ア 警察

警備体制の種別に応じて、警察本部及び関係警察署に所要規模の警備本部等を設置する。

イ 海上保安署

地震、津波災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、警戒警備等の必要な措置を講ずる。

(3) 協力体制

災害対策活動を迅速かつ円滑に実施できるよう関係機関との援助協力体制を確保する。

(4) 災害警備対策

ア 災害警報等の通報伝達

災害警報等の伝達は、関係機関と協力して迅速に一般住民へ周知徹底させるように努める。

イ 通信の確保

(ア) 通信の途絶が予想される必要地点へ器材及び要員を事前に配備するなど、通信を確保する。

(イ) 他の機関などから非常通信の疎通に関して協力を求められたときは、これに応ずる。

ウ 現場措置等

(ア) 災害情報の収集	a 被害調査と報告・連絡 b その他関連情報の収集
(イ) 防ぎょ作業への協力	a 事態が急を要すると認められるときは、率先して市の防ぎょ活動に協力する。 b 防ぎょ作業等をめぐり、作業要員と地主との紛争、人工破堤をめぐり利害相反する住民との対立等、抗（紛）争事案の予防警戒取締りに当たる。
(ウ) 避難等の措置	a 市民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。 ただし、急を要するときは、警察及び海上保安署の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 b 避難の指示、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。
(エ) 犯罪の予防・取締り	災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安署は独自に、又は警備業協会や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一扫に努める。 また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。
(オ) 遺体の見分、検視及び取扱い	a 遺体については、死者見分、検視など所要の措置をとる。 b 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調書（死体見分調書）を添えて市長に引き渡す。
(カ) 行方不明者の搜索	人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安署のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安署に手配する。
(キ) 広報	流言ひ語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。

3 交通対策

(1) 陸上交通規制

ア 交通規制の実施機関及び理由

実施機関			交通規制の理由
道路管理者等	一般国道	県	1 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められるとき。 2 道路工事のため止むを得ないと認められるとき。
	県道	県	
	市道	市	
	臨港道路	県	
	漁港道路	県又は市	
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官		1 災害時において緊急通行を確保するため必要があるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められるとき。 3 道路の損壊、火災の発生その他交通に危険が生ずるおそれがあるとき

道路管理者と警察（公安委員会）その他関係機関は、交通規制の対象、区間、区域、期間、理由、その他必要な事項等について相互に緊密な連携に努める。

イ 発見者等の通報

震災時に道路、橋りょう等道路構造物の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は市長に通報する。通報を受けた市長は、その道路管理者等又はその地域を所管する警察官に速やかに通報する。

ウ 各実施責任者の実施要領

道路管理者等は、津波災害の発生したとき又は発生するおそれがあるときは、道路、橋梁、交通施設の巡回調査に努め、危険が予測され、又は発生したときは、速やかに次の要領により規制する。

(ア) 道路管理者等

津波災害等により道路施設等の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに次のとおり必要な規制等を行う。

なお、道路管理者等は、自らが管理しない道路、橋梁等でその管理者に通知して規制するいとまがないときは、速やかに必要な規制を行い、警察官に通報するとともに、応急措置を行う。

- a 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。
- b 津波災害時において、交通に危険があると認められる場合、あるいは被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、区域又は区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。
- c 道路法（昭和27年法律第165号）による交通規制を行ったときは、直ちに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定める様式により標示を行う。

d 道路交通の規制の措置を講じた場合、標示板の掲示、報道機関及びインターネット等を通じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、適当な迂回路を設定して、できる限り交通に支障のないように努める。

(イ) 警察（公安委員会）

災害等により道路の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したとき、及び災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の輸送等に緊急交通路を確保するために必要があると認めるときは、（一社）石川県警備業協会の協力を得て、速やかに次のとおり必要な規制等を行う。

a 道路管理者への要請

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため、必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

b 被災区域の交通規制等

被災地の警察署は、被災区域の外周の要所において被災地へ進入する車両の通行禁止又は制限をする。

c 広域交通管制

警察本部は、被災地域及び緊急通行路線を重点に交通情報の収集に努め、緊急交通路線を優先的に確保するとともに、一般交通の混乱防止等を図るため、隣接県警察とも緊密な連携を行い、広域的な交通管制の実施に努める。

d 緊急輸送道路ネットワークの交通規制

災害応急対策等に必要な人員、物資等の輸送等緊急輸送道路ネットワークを確保するために必要があると認めるときは、関係機関と連絡してその緊急輸送確保に必要な路線、区域、区間等を指定して、当該緊急通行車両（知事又は公安委員会において、緊急通行車両として確認した車両）以外の車両の通行を禁止し、又は規制する。

e 通行禁止区域等の措置

(a) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対して、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(b) (a)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

(ウ) 自衛官及び消防吏員の措置

前号「e 通行禁止区域等の措置」については、警察官がその場にいない場合に限り、自衛官及び消防吏員がその措置をとることができる。

エ 規制の標識等

実施責任者は、規制を行った場合は、次の標識を災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第5条第2項に定める場所に設置する。ただし、緊急のため標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行の禁止又は制限したことを明示し、必要に応じて警察官等が現地で指導に当たる。

(7) 規制標識

- a 道路法第45条（公安委員会の交通規制）によるもの
- b 道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条（道路標識等の設置等）によるもの
- c 災害対策基本法施行規則第5条（災害時における交通の規制に係る標示の様式等）第1項によるもの

(イ) 規制条件の表示

規制標識には、次の事項を明示する。

- a 禁止又は制限の対象
- b 区間又は区域
- c 期間
- d 理由

この場合には、迂回路を明示して、一般通行車輛の協力を求める。

オ 緊急通行車両確認証明及び標章

(7) 緊急通行車両としての要件

- a 道路交通法第39条の緊急自動車
- b 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための運転中の車両であって、知事又は公安委員会の確認に係る標章及び証明書が提示されたもの

(イ) 緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、知事と連絡をとりつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を実施し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて緊急通行車両事前届出済証を交付する。なお、事前届出に関する手続きの詳細については、警察の「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」による。

(ウ) 緊急通行車両の確認

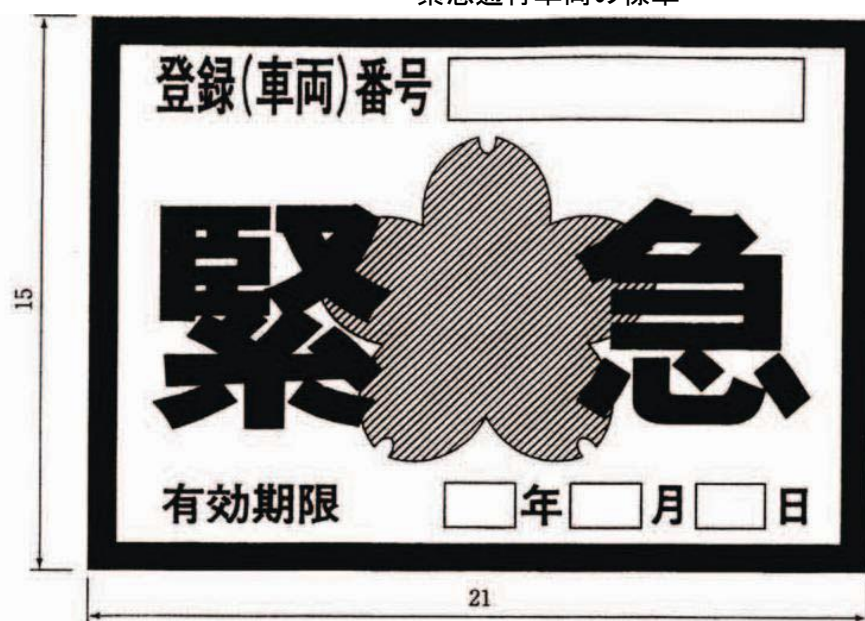
緊急通行車両の確認は、災害対策基本法施行令第33条に基づき車両の使用者の申出により、知事又は公安委員会が行う。

特に津波災害の場合は、輸送路の混乱により生活必需物資の不足を生じ、物資の緊急輸送が必要とされるので、物資輸送の緊急性の判断は、交通規制との関連において県災害対策本部と公安委員会の協議によって行う。

また、災害時に他県へ又は他県から緊急に物資を輸送しようとする緊急通行車両の確認については、輸送先の県警察本部及び県災害対策本部とも連絡をとり処置する。

なお、県災害対策本部の緊急通行車両確認証明事務は、警察の「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」に準じて取り扱う。この場合、規制現場の警察が緊急通行車両であることを容易に判断することができるための措置として、災害対策基本法施行令第33条に基づき、緊急通行車両に対して、知事又は公安委員会が法定の標章及び確認証明書を交付する。また、警察本部と警察署は、円滑な交付を行うために、標章及び確認証明書の十分な備蓄を行うものとする。標章及び確認証明書は、下記様式のとおりである。

緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

本様式・・・全部改正[平成7年8月総令39号]、旧様式2・・・一部改正し繰下[平成8年1月総令1号]

カ 運転者のとるべき措置

- 走行中の車両は、次の要領により行動する。
 - ・ できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - ・ 停車後は、ラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ・ 車両を置いて避難するときは、路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せ停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアのロックはしないこと。
- 避難のために、車両は使用しないこと。

(2) 海上交通規制

海上保安署は、港湾及びその隣接海域において、必要に応じて次の措置をとる。

- 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずる。その際、船舶所有者に対して、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- 水路の水深に変化を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置するなどにより水路の安全を確保する。
- 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。
- 船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾、岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な航行に必要と考えられる情報について、無線等を通じて船舶への情報提供を行う。

第17節 行方不明者の搜索、遺体の收容・埋葬

1 基本方針

津波災害時において死亡していると推定される人については、搜索及び收容を行い、死亡者については応急埋葬を実施する。

2 行方不明者及び遺体の搜索

市は、行方不明者及び遺体の搜索を警察、海上保安署及び消防の協力を得て実施する。また、状況により自衛隊等の協力を得て実施する。

搜索に関しては、関係機関の情報交換、搜索の地域分担等を実施するため調整の場を設ける。

3 遺体の検視（見分）及び処理

市は、検案、遺体の検視（見分）、搬送、遺体安置所の設置、身元確認、遺留品の整理を警察、医師会、歯科医師会、医療機関等と調整を図り実施する。

(1) 遺体の検視（見分）

災害の際の死亡者については、次によりそれぞれ検視（見分）を行い、検視調書（戸籍法（昭和22年法律第224号）第92条（本籍不明者等の死亡の報告）に該当する場合）及び死体見分調書を作成して、当該遺体を遺族又は市長に引き渡す。

ア 警察官にあつては、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）又は死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）の規定による。

イ 海上保安官にあつては、海上犯罪捜査規範（昭和36年海上保安庁達第24号）又は、海上保安庁死体取扱規則（平成25年保警刑145号）の規定による。

(2) 遺体の処理

市は、医療救護班又は医師の協力により遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理をし、埋葬までの間適切な場所に安置する。

4 遺体の埋葬

市は、身元が判明しない遺体の埋葬を実施する。

また、身元が判明している遺体の埋葬に当たっては、市は、火葬許可手続きが速やかに行えるよう配慮する。

(1) 遺体多数の場合の埋葬方法

市から遺体の火葬について応援の要請があった場合、県は、市における遺体の数、市の火葬能力及び遺体の輸送体制を確認し、火葬計画を作成の上、近隣市町に対し迅速的確な連絡を行う。また、災害時における棺等葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定に基づき葬祭業協同組合等に協力を要請する。

遺体多数により県内で火葬しきれない場合は、他の都道府県や国へ応援要請を行う。

(2) 火葬許可証の発行

市は、迅速な対応を行う必要がある場合は、遺体安置所でも火葬許可証を発行する。

(3) 埋葬に関する相談

市は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため必要に応じて遺体安置所等に相談窓口を設置する。

5 安否確認

市は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、届け出及び受付時の事務手続きの要領等を明確にしておく。

また、警察と連携を密にし、行方不明者の情報収集・把握に努める。

なお、行方不明者名簿は統一した様式とする。

6 警察の措置

(1) 身元不明者に対する措置

警察は、知事又は市長と緊密に連携し、県、市の行う身元不明者の措置について協力する。

なお、必要に応じ、医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、市、指定公共機関等と密接に連携する。

(2) 遺体の搜索及び収容に対する協力

警察は、震災時において救助活動、遺体及び行方不明者の搜索、又は遺体の搬送、収容活動等を関係機関と協力して行う。

7 海上保安署の措置

(1) 震災、津波により県周辺海域に身元不明者が漂流する事態が発生した場合には、所属巡視船艇等により搜索を実施する。

(2) 収容した遺体は、市長と連絡を密にして、家族又は市長に引き渡す。

8 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

第18節 危険物の応急対策

1 基本方針

危険物施設等が被災した場合は、迅速かつ的確な情報を把握し、被害の拡大防止や火災、中毒などの二次災害を防止し、住民の安全確保に努めるとともに、早期復旧に努める。

2 火薬類

(1) 応急措置	ア 火薬庫が被災した場合は、使用を即時一時停止し、必要に応じて盗難等の予防のため見張人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、県及び警察等の指示に従う。 ウ 製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は、被災状況を調査し、安全を確認するまで製造等を行わない。
(2) 応急復旧	盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。

3 高圧ガス

(1) 応急措置	ア 施設設備が被災した場合は、使用を即時一時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講ずる。 イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。 ウ 製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は、被災状況を調査し、安全を確認するまで製造等を行わない。 エ 販売事業者等は、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
(2) 応急復旧	ア 施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。 イ 販売事業者等は、使用者の施設設備の安全確認の実施、又は実施の協力をし、確認された場合は早期に供給を図る。

4 石油類等

(1) 応急措置	ア 施設設備が被災した場合は、使用を即時一時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講ずる。 イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。 ウ 販売、貯蔵、消費又は廃棄についても被災状況を調査し、安全を確認するまで実施しない。 エ 販売事業者等は、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
(2) 応急復旧	ア 施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、消防本部、署等の監督機関の検査を受ける。 イ 販売事業者等は、使用者の施設設備の安全確認の実施、又は実施の協力をし、確認された場合は早期に供給を図る。

5 応急復旧の活動体制の確立

- (1) 施設関係者は、日頃から職員の非常配備体制を確立する。
- (2) 応急復旧活動のための緊急用資機材については、備蓄に努める。

第19節 ライフライン施設の応急対策

1 基本方針

電力施設、通信施設、ガス施設、水道施設、下水道施設のライフライン施設は、津波により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの施設管理者及び関係機関は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

また、市は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、情報提供に努める。

さらに、国が開催する現地作業調整会議において、実動部隊の詳細な調整を行い、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図る。

2 電力施設

北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。

(1) 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、必要に応じ災害対策本部等を設置する。

(2) 情報の収集・伝達

災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等、情報の収集伝達を行う。

また、電気事業者は応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

(3) 電気の保安

災害時において危険があると認められる時は、直ちに当該範囲に対して送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対して適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 広報活動

電気災害の未然防止及び拡大を防止するため、住民に対し災害の状況、復旧活動の状況及び公衆感電事故防止PRを主体とした広報活動を広報車及びテレビ、ラジオ等の報道機関その他を通じて行う。

(5) 県、市及び防災関係機関との協調

被害状況の把握や復旧体制への協力のため、必要に応じて県、市町及び防災関係機関へ要員を派遣して連携の緊密化を図る。

(6) 災害復旧の順位

各施設の復旧に当たっては、原則として人命に関わる箇所、災害応急・復旧対策の中核となる公共機関等を優先する。また、応急工事終了後、通電再開に当たっては、ショート、ガス漏れ等による二次災害を防止するため、その安全を確認のうえ行う。

(7) 応援協力体制

自社の電力の供給が不足又は応急復旧が困難な場合は、他の電気事業者に対し、電力の融通を受け、復旧資機材の融通及び要因の応援等協力を求める。

(8) その他、上記以外の事項については、北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社防災業務計画の定めるところによる。

3 通信施設

西日本電信電話株式会社は、次の措置を講ずる。

(1) 災害対策本部等の設置

震災が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて災害対策本部等を設置する。

(2) 情報の収集・伝達

災害対策本部等は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等情報の収集を行う。

また、通信事業者は応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

(3) 広報活動

災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(4) 応急措置

災害により、通信施設が被災したとき、又は異常ふくそうの発生により、通信の疎通が困難又は途絶するような場合においても、重要な施設の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。

- ☐ 臨時回線の作成
- ☐ 中継順路の変更
- ☐ 規制等による疎通確保
- ☐ 特設公衆電話（通貨不要）の設置
- ☐ その他必要な措置

(5) 応急復旧

西日本電信電話株式会社関係事業所は、被災した通信設備の応急復旧に当たり、応援計画及び復旧順位等については、西日本電信電話株式会社等が定める防災業務計画の定めるところにより、次のとおりとする。

ア 広域災害時における応援計画

広域的な地域において甚大かつ広域的な災害が発生した場合は、全国的又は北陸地域全体的規模による動員、災害対策用機器の出動資材及び物資等の転用を図る。

イ 復旧順位等

通信設備に災害が発生した場合、西日本電信電話株式会社関係事業所は、通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、通信設備の被害状況に応じて次の復旧順位により復旧を図る。

(ア) 第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給に直接関係ある機関
(イ) 第2順位	ガス・水道の供給に直接関係ある機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業社及び第一順位以外の国又は地方公共団体
(ウ) 第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(6) その他、上記以外の事項については、西日本電信電話株式会社等が定める防災業務計画の定めによる。

4 簡易ガス施設

簡易ガス施設（以下「ガス施設」という。）に被害が生じた場合、ガス事業者は、ガス施設の被害状況及び周辺住民の避難状況等を把握し、二次災害の発生を防止するため、速やかに応急措置を行う。

5 水道施設

企業管理者は、災害発生に際し当該供給施設を防護し、被災地に対する飲料水の確保のために、当該機関の防災に関する計画に定めるところにより、施設の保全、又は災害応急復旧を実施する。

(1) 応急対策方法

水道工事指定業者を災害発生と同時に専従させる。又次により対策を実施する。

ア 浸水等防止措置

送・配水管の破損等による漏水のため、浸水、土砂崩壊等が発生した住家、施設等に被害を及ぼす恐れがある場合は、火災の発生状況を勘案し送水を停止する等必要な措置をとる。

イ 資機材及び車両の確保

水道復旧に必要な資機材の数量の確認及び車両の確保を図り、調達を必要とする資機材については、生産者等の在庫量等を把握し、緊急確保する。被害が甚大で確保困難な場合は、県に応援を要請する。

ウ 応急復旧

漏水配管、浄水設備の応急修理を実施するほか、被害が甚大な場合は路上配管等の仮設管を布設し共同栓を設け断水区域への給水を行う。

6 下水道施設

災害発生に際し、公共下水道施設を防護し被災地域に対する衛生環境の確保のため、下水道処理の能力を確保する措置を講ずる。

(1) 動員体制の確立

災害対策本部の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を行う。

(2) 情報の収集、伝達

正確な被害等の情報を迅速に収集、伝達し、応急対策を効率よく実施する。

(3) 被災状況の調査

人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査により緊急措置を実施し、二次災害防止に努める。

公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握する。

(4) 応急措置

管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。

また、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

(5) 災害復旧用資機材の確保

下水道管渠の被害に対して、迅速に応急措置活動を実施するため各施設に緊急用資機材の備蓄に努める。

(6) 応急復旧

被災状況を調査し、仮配管等による応急復旧やバキューム車の対応により広域的な応援体制の確保に努めるとともに、衛生管理に十分配慮して復旧する。

(7) 広報活動

地震発生後の時間的経過をふまえて、発生直後、復旧作業中及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。

第20節 公共土木施設等の応急対策

1 基本方針

道路、河川、海岸、漁港、放送施設等の公共土木施設等及び行政、警察、消防等の公共建築物等は、津波により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

2 道路施設

(1) 応急措置

道路管理者又は公安委員会は、被災した道路の橋梁、トンネル、法面、路面等について被害状況を迅速に調査、把握し、緊急時の道路交通の確保を図るため、車両の通行制限あるいは禁止の措置及び迂回路の選定等の対策を講じ、住民の安全の確保に努める。

(2) 応急復旧

ア 被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、協定等による協力を得て応急工事を施工する。また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。

(3) 道路交通に支障となる物件

道路管理者は、緊急に交通を確保しなければならない道路に通行の支障となる物件がある場合は、必要に応じて警察官の立会いを求め、直ちに撤去する（本章第24節「障害物の除去」参照）。

3 河川、海岸、漁港等施設

(1) 応急措置

ア 市等は、地震を感じたら津波被害を防止するため、安全な場所から海面の監視を実施するとともに、放送機関による津波情報を視聴するなどの自衛措置をとる。

イ 市、海上保安署等は、大津波警報・津波警報・注意報の伝達を受けた場合、速やかに関係機関、船舶等に伝達し、避難の措置等の広報を行う。

ウ 水防計画等に基づき、市等の水防管理者は、施設管理者等と協力し、防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、河川堤防等の河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、漁港等の水域施設、外郭施設、係留施設等の巡視を行い、危険個所の点検等を行う。

(2) 応急復旧

ア 河川、海岸、砂防の施設管理者は、被害の状況により、降雨等による水害・土砂災害等、及び高潮、波浪、潮位の変化による浸水に備え、二次災害防止の措置を行う。

イ 漁港等施設の管理者及び海上保安署等は、次の応急対策を実施するとともに、必要に応じて航行規制等の処置をとる。

(ア) 港内等における航路標識の復旧、水路の検測・啓開等の実施

(イ) 緊急海上輸送の支援

4 放送施設

(1) 応急措置

テレビ・ラジオ等の放送事業者は、放送機器の障害等により放送が不可能となった場合直ちに、機器の応急仮設等必要な措置を講じ、放送の継続に努める。

(2) 応急復旧

テレビ、ラジオ等の放送事業者は、被災した設備、施設等について設備変更などにより復旧対策を講じ、速やかに応急復旧を図る。

5 公園、緑地施設

(1) 応急措置

公園管理者は、災害が発生したときは、施設の点検、応急措置を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 応急復旧

避難地、避難路となる公園においては、救援避難活動が円滑に実施できるよう速やかに応急復旧を行う。

6 農地、農業用施設等

(1) 応急措置

水路、ため池等の農業用施設等が被災した場合は、その施設管理者は、被災状況に応じて必要な措置を講じ、二次災害の防止を図るとともに、必要に応じて住民に広報する。

(2) 応急復旧

農業用施設等の被災状況を調査し、速やかに応急復旧を行う。

7 公共建築物等

市は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

第21節 給水活動

1 基本方針

津波災害により水道施設が断水し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができなくなったときは、自衛隊及び関係機関等に応援を求めて速やかに応急給水を実施する。

2 給水対策本部の設置、運営

市（水道事業者）は、必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、原則として「給水対策本部」を設置し、県及び（公社）日本水道協会石川県支部と密接な連携を保ちつつ、情報収集及び連絡並びに応急給水等を実施する。

また、必要に応じて被災者に対して飲料水の確保状況等の情報を提供する。

(1) 動員及び給水用資機材の確保

ア 動員計画に基づき作業者や技術者を速やかに動員配置する。

イ 給水車、ポリタンク等給水用資機材を配備する。

ウ 水道工事等関係業者に復旧及び応急給水に必要な人員及び資機材の協力要請を行う。

エ 動員及び資機材が不足する場合は、県に要請し、応援を求める。

(2) 情報の収集、伝達

水道施設の被害状況の把握等については、正確かつ迅速に収集、伝達する。

3 応急給水活動

円滑に応急給水するため、市（水道事業者）及び自主防災組織は、それぞれ次の役割と責任で給水活動を実施する。

(1) 市（水道事業者）

ア 給水の拠点

飲料水の確保が困難な地域に対しては給水拠点を定め、応急給水を行う。

- 初期の応急給水活動は、小中学校などの拠点避難場所等及び病院・医療施設、防災関係機関、給食施設、老人保健・福祉施設等を中心に行う。
- 以後、応援体制を整え次第、順次公園や集会場所等の避難場所等などに給水拠点を拡大する。
- 拠点への給水は、給水車による運搬給水を主体に給水需要に応じて効率的な応急給水を行う。

イ 応急給水目標の目安

災害発生からの日数	目標水量	住民の水の運搬 距離	主な給水方法
災害発生から3日まで (生命維持に必要な水量)	3ℓ/人・日	おおむね 1km	備蓄飲料水、タンク車
災害発生から10日まで (更に炊事、洗濯等に必要な水量)	20ℓ/人・日	おおむね 250m	配水幹線付近の仮設給水栓
災害発生から21日まで (更に最小限の浴用洗濯等に必要な水量)	100ℓ/人・日	おおむね 100m	配水支線上の仮設給水栓
災害発生から28日まで (通常の給水量の供給)	約250ℓ/人・日	おおむね 10m	仮配管からの各戸共用栓

ウ 市が自ら飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達を要請する。なお、要請に際しては、市が設置する給水対策本部の担当窓口を定めるなど一元的な対応に努める。

- 給水に必要なとする人員数
- 給水を必要とする期間及び給水量
- 給水する場所
- 必要な給水車両、給水器具、薬品、資材等水道用資機材の品目別数量

(2) 自主防災組織

ア 災害発生後仮設共同栓が設置されるまでの間は、市の備蓄飲料水、応急給水と併せ井戸水、湧き水及び防火貯水槽の水等により、飲料水の確保に努める。

この場合、薬剤による消毒や煮沸するなど、衛生上の注意を払う。

イ 飲料水の運搬配分等市の実施する応急給水に協力する。

4 施設の応急復旧活動

被害施設を早期に復旧するため、市（水道事業者）は、次による役割と体制により効率的に復旧活動を実施する。

(1) 住民からの情報や職員による巡回により速やかに施設の損壊状況、漏水箇所等を把握する。

ア 貯水、取水、導水、浄水、配水施設及び給水所等の被害状況は、各施設ごとに把握する。

イ 管路等については、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無やその程度のほか、地上構造物の被害状況などの把握に努める。

特に、主要送配水管路、配水池、河川等の横断箇所及び緊急度の高い医療施設、冷却水を必要とする発電所、変電所並びに福祉関係施設等に至る管路等については、優先的に点検する。

(2) 早期に給水区域の拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど、施設応急復旧計画を策定し、効率的な復旧作業を進める。

なお、下水道施設も被災している場合は、水道及び下水道の各機関の連携により、給排水ができるだけ同時期に復旧するよう努める。

(3) 市が自ら施設応急復旧を実施することが困難なときは、次の事項を示して県にあつせんを要請する。

- 応急復旧作業に必要とする人員数
- 応急復旧作業に必要とする期間
- 応急復旧作業場所
- 応急復旧に必要な管、弁類等資機材の品目別数量

(4) 被災箇所への復旧までの間、二次災害発生のおそれのある場合又は被害の拡大するおそれがある場合には、速やかに次の応急措置を行う。

- 取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水、導水の停止又は減量を行う。
- 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と判断される箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
- 倒壊家屋や焼失家屋などの漏水箇所が不明な場合は、仕切弁により閉栓する。

5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

第2.2節 食料の供給

1 基本方針

市は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、食料を調達し、炊出し等で給食の供給を実施する。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

2 実施体制

(1) 市は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、必要に応じて食料の確保状況等の情報を提供するとともに、炊出し等で給食の供給を実施する。

なお、実施にあたっては、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する食料の配布にも努める。

(2) 県は、被災住民に給与する食料及び市の要請を受けて必要となる食料の広域的な調達及び供給を行うための支援を行う。

3 主食の供給

(1) 災害救助用米穀の確保

ア 市は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省政策統括官に引渡し要請を行う。

イ 受託事業体への引渡し指示

農林水産省政策統括官は、県及び市町から米穀の引渡し要請を受けたときは、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引渡すよう指示する。

災害等非常時における政府所有米穀の引渡し要請の連絡先

連絡先	T E L	F A X
農林水産省政策統括官付貿易業務課	03-6744-1354	03-6744-1391

(2) 県の備蓄食料の提供

県は、市から要請のあった場合、保有する備蓄食料を提供する。

(3) おにぎり・パン等の供給

県は、市から要請のあった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、被災者等におにぎり等を供給するため、あらかじめ供給協定を締結した製造業者等から供給あつせんを行う。この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

4 副食及び調味料の確保

(1) 市はあらかじめ供給協定を締結した製造業者等から調達し、被災者へ供給する。

(2) 市は、食料等の調達、供給にあたり、要配慮者への配慮及び食料の質の確保のため、以下に留意する。

ア 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、要配慮者に対しては、食事形態等にも配慮する。

イ 自衛隊の給食支援の他、ボランティア等による炊出し、特定給食施設等の利用、事業者の活用等による多様な供給方法の確保に努める。

ウ 支援物資や食料等の調達、保管・管理、配分については、避難所に必要な食料等の過不足を把握し調整する。

(3) 県は、市から要請のあった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、可能な限りこれを調達する。

また、県は、市の要請に基づいて、関係機関に必要な措置をとり、被災地への輸送の手配を行う。

5 共助による食料の確保

被災者は、地域における住民相互扶助の精神に基づき、食料の確保、調理、配給などについて協力し合うよう努める。

6 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第1.5節「災害救助法の適用」による。

第23節 生活必需品の供給

1 基本方針

市は、被災者に対して衣料、燃料等の生活必需品を調達し、供給を実施する。

2 実施体制

市長は、被災者に対する衣料、生活必需品等の物資を供給する。

市自ら対応できない場合は、近隣市町、県、国その他関係機関等の応援を得て実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

3 生活必需品等の確保

(1) 必要量の把握

ア 市は平時から、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。

イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

ウ 県は、市における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、市に対する物資を確保し輸送する。

また、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努める。

(2) 情報の提供

市は、必要に応じて被災者に対し確保状況等の情報を提供する。

4 物資の輸送拠点（配送）の確保と運営

(1) 救援物資の受け入れ場所は、珠洲健民体育館とし、用途別に仕分けをして各地区へ搬送する。なお、災害の規模や被災地域の広域性により、規模や設置箇所数を決定する。

(2) 市及び県は、あらかじめ物資調達・輸送調整等支援システムに登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

(3) 県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。

(4) 市及び防災関係機関は、避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段及び輸送体制を確保する。

5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

第24節 障害物の除去

1 基本方針

地震、津波災害に際して、救助・救急、医療救護、消火活動等を迅速に実施するため、障害となる全半壊家屋及び土砂、立木等を除去し、緊急輸送道路ネットワーク等の確保を図る。

2 実施体制

(1) 道路、河川、漁港等の管理者

市の協力を得て、障害物を除去し、道路及び航路等の啓開に努める。

(2) 市長

被災者の日常生活の確保を図るため、道路、河川、漁港等の障害物の除去に努めるとともに、各施設管理者にその状況を報告する。

3 障害物除去の実施基準

災害時における障害物除去は、おおむね次の場合に実施する。

- (1) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とするとき。
- (2) 河川の氾濫、護岸決壊の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とするとき。
- (3) 応急対策要員や必要物資の輸送路確保のため除去を必要とするとき。
- (4) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とするとき。
- (5) その他公共的立場から除去を必要とするとき。

4 障害物除去の方法

- (1) 各施設管理者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに除去作業を実施する。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上止むを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮して、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。

5 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、おおむね次の場所に廃棄又は保管するよう考慮する。

- (1) 廃棄は、実施者の管理に属する遊休地又は空地、その他廃棄に適当な場所
- (2) 保管は、その保管する工作物等に対応した適当な場所
- (3) 船舶航行の障害にならないような場所

6 湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除

(1) 湛水排除

市の地域内における宅地又は農地の広範囲にわたる湛水は、市又は関係土地改良区が排除する。災害の規模が大きく、当該関係者が処理し得ない場合は、県に応援を求める。

(2) 堆積土砂

被害地における道路、農地等の堆積土砂の除去は、各施設管理者が行う。

宅地の土砂除去は、各戸が市の指定する場所まで搬出し、集積された土砂は、市が運搬廃棄する。

(3) その他

立木等の障害物の除去は、(2)に準じて行う。

7 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

8 粉塵等公害防止対策

障害物の除去の過程において、市は、生活環境への影響や保健衛生の面から粉塵、有害物質が発生した場合は、発生源、発生物質、発生量（濃度等）を調査し、公害防止対策を実施する。

第25節 輸送手段の確保

1 基本方針

大津波が発生した場合、家屋の倒壊及び火災等が大規模な範囲で起こり、多くの被害が生じることが予想される。このため、市及び防災関係機関は、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員する。また、輸送関係機関等の保有する車両等を調達するほか、他の都道府県等の広域応援による緊急輸送体制の確保に努める。

なお、市は、人員、物資等の受け入れ体制についてあらかじめ計画を定めておく。

2 輸送の対象

緊急輸送の対象は、次のとおりとする。

- (1) 被災者
- (2) 食料、飲料水
- (3) 救援用物資
- (4) 災害対策要員
- (5) 応急対策用資機材
- (6) その他必要な物資等

3 実施機関

- (1) 緊急輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行う。
- (2) 運送事業者である指定公共機関等は、県等から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事実がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。なお、運送事業者である指定公共機関等は、運送の要請等に対応できるように、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておく。

4 要員、物資輸送車両等の確保

(1) 陸路輸送

災害対策要員や救助物資復旧資材、救助物資等の緊急輸送を自動車等により行う場合は、それぞれ災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。

災害応急対策責任者が所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないときは、自動車運送業者との契約又は車両の借上げによって緊急輸送を実施する。この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送を行う。

緊急輸送に従事する車両であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。

(2) 海上輸送

災害対策要員や救助物資、復旧資材等の輸送を船舶等により緊急輸送を行う場合は、それぞれの災害応急対策責任者が船舶等の所有者との契約又は船舶等の借上げによって海路による緊急輸送を実施する。この場合において、契約業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。

(3) 航空輸送

知事は、交通途絶のため孤立した地域の救援等のため必要があると認めた場合は、航空輸送を実施する。

(4) 人力等による輸送

車両、船舶等による輸送が不可能な場合は、人力等により輸送する。

5 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

第26節 こころのケア活動

1 基本方針

災害直後の精神科医療を確立するとともに、津波により、精神的ショックを受けた住民や、避難所において精神的ストレスを受けている住民及び被災地の児童、高齢者、これまでに精神疾患を患った者や発達障害該当者等に対して、精神相談等の精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

2 実施体制

- (1) 市は県と連携して、適所に精神保健医療活動拠点を設置する。
- (2) 県が実施する精神保健医療対策の実施及び精神保健医療活動拠点の設置について、市は円滑に実施できるよう協力する。

3 精神保健医療班の編成

(1) 精神保健班の編成

市は、必要があると認めた時は、県及び保健所の協力を得て精神保健医療班（精神科医・保険師・精神保健福祉士）を編成し、被災地におけるコーディネート機能の強化を図るとともに、医療救護班、健康管理班と連携し、心身両面の医療救護活動を実施する。

(2) 精神保健医療班は、積極的に避難所等を訪問し、被害者の心のケア活動を行う。

ア 被災児童に対する精神相談の実施

被災により精神的に不安定になっている児童に対して、保育士と協力して、精神的相談や遊びなどを通じて児童の精神の安定化を図るとともに、その親に対する指導を行う。

イ 被災高齢者に対する精神相談の実施

高齢者は、被災後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強める等の影響が大きいことから、地域の中での助け合いのある支援体制の整備及び強化を図る。

第27節 防疫、保健衛生活動

1 基本方針

津波災害時においては、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。また、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうる。

このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。

2 実施体制

(1) 市

ア 市は、防疫班（衛生技術者、事務職員）を編成する。防疫班は、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、そ族、昆虫の駆除、飲料水の消毒を実施する。

イ 市は、防疫活動の状況を県に報告する。

ウ 市は、防疫活動の実施に当たって、被害が甚大で自ら対応できないと認められるときは、県に協力を要請する。

エ 市は、県の協力を得て防疫・保健衛生活動を実施する。

オ 避難生活が長引く場合、市は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。

(2) 連携体制

防疫班、検病調査班、食品衛生指導班は、被災家屋及び避難所等を巡回し、避難所の衛生状態や、被災者の健康状態などの情報収集を行い、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会へ報告する。

3 避難所の防疫措置

避難所は設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者が入所するため、衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となるおそれがあるので、県の指導・調整のもとに、市は必要な防疫・保健衛生活動を実施する。

また、避難所内に手洗い消毒液を配置するとともに、仮設トイレやマンホールトイレ等の消毒を行う。

4 防疫用資材の備蓄、調達

(1) 市

防疫用資材の備蓄に努める。

防疫活動によって防疫用資材が不足するときは、卸売業者等から調達するほか、県に対して調達を要請する。

(2) 防疫用資材の内容

10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒薬、消毒用噴霧器等

5 感染症患者発生時の対応

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症患者の発生時は、別に定める健康危機管理マニュアル「感染症対応マニュアル」により、県が医療機関等と連携を強化し、迅速かつ的確な対応を図る。

6 ペット動物の保護対策

(1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育

市は、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(2) ペット動物の保護

市は、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。

また、避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。

第28節 ボランティア活動の支援

1 基本方針

大津波が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、市は、関係機関、関係団体と連携を図りながら、ボランティア活動に関する被災者のニーズの把握やボランティアの募集及び受け入れに努めるとともに、ボランティア活動の拠点の確保など、ボランティア活動が円滑にかつ効果的に行われるよう支援に努める。

2 ボランティアの受け入れ

(1) 災害対策ボランティア本部の設置

県が災害対策本部を設置したときは、県民ボランティアセンターは、被害の規模、被災地の状況等に対応した、適切なボランティアの配置、安全の確保及び効果的な活動ができるように、ボランティア受け入れのための総合調整を行う災害対策ボランティア本部（以下「ボランティア本部」という。）を設置する。

(2) ボランティア現地本部の設置

ボランティア本部が設置されたときは、市及び市社会福祉協議会は、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として、ボランティア現地本部を設置する。

また、市と県、社会福祉協議会は連携し、バスの活用や受付窓口の一元化により現地の受け入れが円滑に行われるように努める。

(3) ボランティアとの連携・協働

ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、市は災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

(4) 災害ボランティアコーディネーターの派遣

ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、市及び県、日本赤十字社等は、調整して災害ボランティアコーディネーターを派遣する。

3 ボランティア現地本部の機能

(1) 状況把握、状況報告

現地災害対策本部及び関係機関、関係団体との連携により、被災地の状況、救援活動の状況及び被災者のニーズの有無などの情報を絶えず把握し、ボランティアに対して的確に情報を提供するとともに、ボランティア本部にその状況を報告する。

(2) ボランティアの受入

ボランティア申し出者を受け付けし、活動地域、活動内容、活動日数、資格、ボランティア活動保険加入の有無等を確認するとともに、活動者リストを作成し、ボランティア本部に報告する。

(3) ボランティア派遣依頼の受付及び相談

被災者等からのボランティアの派遣の依頼の受付窓口として、受け付けや相談に応ずる。

(4) ボランティアコーディネート

被災者ニーズに対応したボランティア活動を展開するためのコーディネートを的確に行う。その際、市、県及び日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。

(5) ボランティア団体との連絡調整

ボランティア団体、行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を確保する。

(6) ボランティアの健康管理・安全対策

ボランティアの健康管理に関して、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、活動の安全確保のための指導や必要な規制を行う。

(7) 継続的なボランティア活動の支援

被災者支援活動を継続的に行うため、災害ボランティアの被災地までの輸送に努める。

4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市及び県は、庁舎、公民館、学校などの一部をボランティアの活動拠点として積極的に提供する。また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

第29節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理

1 基本方針

被災地における廃棄物による環境汚染を防止するため、し尿、生活ごみ（粗大ごみも含む。）、がれき等一般廃棄物及び産業廃棄物の収集並びに処分を迅速かつ効率的に実施し、被災地の環境浄化を図る。

2 実施体制

(1) 被災地の清掃

震災時における被災地の清掃は、原則として市長が実施するが、事業所及び工場等から排出される産業廃棄物については、事業主が市長の指示により実施する。

(2) 県等の応援

ア 市の被害が甚大で自ら処理が不可能な場合は、県に連絡して県及び近隣市町の応援を求めて実施する。

県は、市からの応援要請内容等に基づき、災害廃棄物等の処理に関する支援活動について国、県外自治体、近隣市町との調整を行う。

イ 市は、「石川県災害廃棄物処理指針（市町災害廃棄物処理計画及び業務マニュアル）」等を参考にあらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策を定めておく。また、近隣市町及び廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備しておく。

3 被災地の状況把握

市は、発災直後から次の事項について情報収集を行い、県に連絡する。県は、これらの情報を国に連絡する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）、中継基地等の被害状況○ 避難所箇所数及び避難者数、仮設トイレの必要数及びし尿の収集、処理方法○ 生活ごみの発生見込み量及び処理方法○ 全半壊建物数及び解体を要する建物数、がれきの発生見込み量及び処理方法 |
|---|

4 廃棄物の収集、運搬及び処分の方法

(1) 一般廃棄物

市長は、現有の人員、機械、運搬車両及び処理施設を活用し、し尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬処分を実施する。

(2) 産業廃棄物

ア 事業主は、現有の人員、機械及び処理施設により、自ら産業廃棄物を処理するか、又は現有の運搬車により搬出し、産業廃棄物処理業者又は市の焼却施設若しくは埋立場で処分する。

イ 事業主は、機械、運搬車両及び処理施設を備えていない場合は、市又は産業廃棄物処理業者に委託して処分する。

5 震災時における廃棄物の処理目標

(1) 一般廃棄物

市長は、震災により生じたし尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬及び処分する量については、おおむね次の数値を目安に「石川県災害廃棄物処理指針」を参考として処理を実施する。

ア し尿の収集処理量

し尿発生量 1.34 リットル／人日

①避難所からのし尿発生量＋②断水により水洗トイレが使用できない世帯住民の仮設トイレ利用によるし尿の発生量＋③通常時にし尿収集を行っている世帯からのし尿の発生量＝要総処理量

イ 家庭ごみ、粗大ごみの収集処理量

家庭ごみ発生量 1,012 g／人日

被災家屋粗大ごみ発生量 1.54 トン／棟

①避難所からのごみの発生量＋②住民の在宅している世帯からのごみの発生量＋③通常時の粗大ごみの発生量＋④全半壊建物等被災家屋からの粗大ごみの発生量＝要総処理量

ウ がれきの収集処理量

解体建築物がれき発生量 0.41 トン／㎡

火事残渣がれき発生量 60 トン／棟

①解体建築物のがれきの発生量＋②火事残渣のがれきの発生量＝要総処理量

(2) 産業廃棄物

事業主は、震災時における産業廃棄物を処理するため、機械及び器具機材等の処理体制をあらかじめ整備する。特に、有害廃棄物については、保管容器を強固にするとともに、収集運搬処分経路を明確にしておく。

6 野外仮設トイレの設置

(1) 仮設トイレ、消毒剤及び脱臭剤等の調達

市は、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤等を、あらかじめ備蓄に努めるとともに、調達を行う体制を整備しておく。

(2) 避難所等での野外仮設トイレの設置

市は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握して、必要に応じて仮設トイレを避難所等に設置する。

設置に当たっては、立地条件を考慮して漏洩等により地下水を汚染しないような場所に設けるとともに、障害者への配慮を行う。また、閉鎖に当たっては、消毒等を実施して避難所等の衛生確保を図る。

(3) 仮設トイレの仮置き場の確保

仮設トイレの設置及び撤去に際しては、組立、解体のためのオープンスペースを確保する。

7 廃棄物の応急的処理

市は、おおむね次の方法によって応急的な廃棄物の処理をする。

(1) 分別排出の徹底

災害廃棄物を早期に処理するためには、廃棄物の再生利用を前提に、排出段階での分別が重要である。発生場所から運搬車両に積み込む際には、木くず、プラスチック、家電製品、有害物質（廃石綿、PCBが含まれるトランス等）、その他の廃棄物などに分別する。

(2) 生活ごみ及びがれきの仮置き場並びに最終処分ルート確保

生活ごみ及びがれきが大量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想されるため、迅速ながれき処理ができるよう、あらかじめ設定したがれき置き場にこれらを一時的に保管する。また、大量のがれきの最終処分までの処理ルートを確認する。なお、家屋の解体等により発生するアスベストに対しては、「災害時における石綿飛散防止に係る取り扱いマニュアル（環境省）」に基づき措置を講ずる。

(3) 清掃員及び器材の確保

生活ごみ、し尿などの廃棄物の計画的収集、運搬を行うための人員、器材の確保を図る。

(4) 清掃義務者の協力

土砂その他の障害物の堆積により運搬車両の走行が困難な地域においては、各家庭に対して市の指定する一定の場所まで廃棄物を搬出するよう協力を求める。

(5) 廃棄物の処分

収集、搬出した生活ごみ及びがれきの処理は、分別搬入や仮置き場における選別をすすめるとともに、がれきについては、破碎・分別を行い、リサイクルに努めるほか、焼却、埋立てなどの方法で行う。また、被災自動車についても、仮置き場を確保して対応する。

し尿の処理は、し尿処理施設で処理するほか、必要に応じて貯留するなどの方法で行う。なお、廃棄物の処理にあたっては、公衆衛生の確保や生活環境の保全に支障のない方法で行う。

(6) ごみ袋、携帯トイレの確保

ごみ、し尿の収集運搬が不可能な地域に対しては、適当なごみ袋、携帯トイレを配布する。

(7) 汚染地域の消毒

浸水その他により廃棄物が流出した汚染地域及び応急的汚物堆積場所として使用した場所については、石灰又はクレゾール石鹼液等により消毒を行う。

8 廃棄物処理施設の復旧

市等は、廃棄物処理施設が被災した場合は、衛生に十分注意するとともに、廃棄物の流出等を防止して安全確保を図るなど必要な措置を講じ、早期の復旧に努める。

また、廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材をあらかじめ備蓄しておく。

第30節 住宅の応急対策

1 基本方針

市等は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

なお、市はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。

また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

2 実施体制

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施（地震災害を伴う場合）

市は、市町災害対策本部に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、「石川県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき被災住宅の応急危険度判定を実施し、使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

市は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地に被災が認められる宅地の使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

(3) 応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理

応急仮設住宅の建設は、市長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。

県及び市は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(4) 被災者に対する住宅相談所の開設

市は、関係団体の協力を得て住宅相談所を開設し、被災者に対し仮設住宅への入居条件、助成等の支援策に関する情報の提供や、被災住宅の応急復旧方法等再建に向けた相談・助言を行う。

(5) 市のみでは対応できない場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。

3 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

4 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別及び順位による。

ただし、災害発生直後における住民の対策については、第9節「避難誘導等」の定めるところによる。

対策種別及び順位			内容
住宅の確保	1 自力確保	(1) 自費建設	被災者世帯の自力(自費)で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	一般民間(親戚等を含む。)の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 既存公営等施設入所	(1) 公営住宅等入居	既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎の借上げ
		(2) 社会福祉施設への入居	県、市又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所
	3 機構資金融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
	4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の整備	大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。
		(2) 一般公営住宅の建設	一般公営住宅を建設する。
住宅の修繕	5 災害救助法による仮設住宅建設 (民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む)		大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設(民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む)する。
	1 自費修繕		被災者が自力(自費)で修繕する。
	2 資金融資	(1) 機構資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅建設補修資金)して補修する。
		(2) その他公費融資	低所得者世帯に対して、社会福祉協議会、県が融資し、改築又は補修する。
障害物の除去等	3 災害救助法による応急修理		生活能力の低い世帯のために県(委託したときは市)が応急的に補修する。
	1 自費除去		被災者が自力(自費)で除去する。
	2 除去費等の融資		自費で整備するには資金が不足する者に対して、住宅資金補助に準じて融資して除去する。
障害物の除去等	3 災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために県又は市が除去する。

(注)

- ①対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- ②「住宅の確保」のうち、3の融資、4及び5の建設は、住宅の全焼、全壊及び流失した世帯を対象とする。
- ③「住宅の修繕」のうち、2の(1)の融資及び3による修理は、住家の半焼、半壊及び半流失した世帯を対象とする。
- ④「障害物の除去等」は、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい害を及ぼしているものの除去等をいう。

5 その他

市は、被災建築物の危険度判定結果の表示の意味を正しく認識するよう、住民に対して十分な情報提供、啓発活動を実施する。

特に、被災者生活再建支援金の支給等に係る罹災証明発行の被害認定調査結果との相違について正しく認識するよう努める。

第31節 文教対策

1 基本方針

教育委員会は、児童生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。また、各学校において石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

2 文教施設の応急復旧対策

- (1) 被災施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、関係官公署との連絡を密にする。
- (2) 被災学校の授業開始のための応急施設整備計画の指導助言を行う。
- (3) 社会教育施設等については、災害を受けた後、直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては施設ごとに再開計画をたて、できるだけ早く開館する。

3 応急教育実施の予定施設

- (1) 被害の程度により又は学校が長期に地域の避難所として使用される場合には、おおむね次により学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。

災害の程度	応急教育実施の予定場所
学校の一部の校舎が使用できない (避難所として利用される場合を含む。) 程度の場合	(1) 特別教室、屋内施設等を利用する。 (2) 2部授業を実施する。
学校の校舎の全部が使用できない (避難所として利用される場合を含む。) 場合	(1) 公民館等公共施設を利用する。 (2) 隣接学校の校舎を利用する。
県内大部分(広域な範囲)について 大災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設を利用する。
特定の地区全体について相当大的な 災害を受けた場合	(1) 住民避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校、公民館、公共施設等を利用する。 (2) 応急仮設校舎を建設する。

- (2) 応急教育実施の予定施設については、事前に関係者と協議の上選定し、教職員、住民に対して周知徹底を図るよう指導する。

4 応急教育計画

学校の施設が被災したり、又は地域の避難所となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。

- (1) 児童生徒、教職員等の被害状況を速やかに把握し、応急教育計画を作成する。
- (2) 応急教育施設の指定、応急教育の開始時期及び方法等を確実に児童、生徒及び保護者に周知する。
- (3) 通常の授業の実施が不可能となった場合は、被災状況に応じた授業方法の選択(休校、短縮、分散、移転等)を考慮するなどの応急教育活動を実施するとともに、避難所との調整について関係機関と協議する。

- (4) 児童、生徒が他市町、他県等で応急教育を受ける必要がある場合の連絡調整を行う。
- (5) 教職員の動員体制について、教職員の被害が大きく教育に支障をきたす場合には、他校からの応援により対応するなど、学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。

5 児童生徒への対応

災害の発生時間帯により異なる対応が求められ、学校長は、その状況に応じた応急対応を実施するよう指導する。

(1) 在校時の安全確保

迅速な避難の実施、児童生徒の保護者への引き渡し、帰宅困難者の宿泊等の措置をする。

(2) 登下校時の安全確保

情報の収集・伝達体制、避難誘導、保護者との連携、通学路の設定等について周知徹底する。

(3) 児童生徒の安否確認

在宅時に発災した場合及び欠席者に対する安否を確認する。

(4) 被災した児童生徒の健康管理

身体の健康管理や心のケアが必要な児童生徒には、保健室等でのカウンセリング体制を実施するとともに、必要に応じて医療機関とも連携して適切な支援を行う。

6 教材、学用品の調達及び給与方法

災害救助法適用及びその基準外の教材、学用品の調達並びに給与方法については、市教育委員会及び学校があらかじめ計画を樹立しておく。

なお、災害救助法を適用する場合の措置は、本章第15節「災害救助法の適用」による。

7 授業料の免除及び育英資金

(1) 被災生徒の授業料免除

授業料を免除することができる（石川県立高等学校授業料減免規則（昭和54年石川県規則第16号）第2条及び石川県私立高等学校授業料減免補助金交付要綱第2条）。

(2) 被災生徒の育英資金の貸与

被災により家屋の全壊、半壊又は流失等のために就学に著しい困難を生じた生徒に対して、必要に応じて石川県育英資金の緊急採用奨学生として育英資金を貸与する。

8 給食措置

(1) 児童生徒の対策

市等は、被害状況報告に基づいて、災害発生に伴う要保護及び準要保護児童生徒給食費補助金の申請を行う。県教育委員会は、被害状況に応じて速やかに応急給食を実施するよう指導する。

(2) 物資対策

市は、被害を受けた物資の状況を各教育事務所を經由して県教育委員会に速やかに報告する。県教育委員会は、被害物資量を掌握し、県学校給食会等に対して物資の手配等を指導する。なお、給食を実施している県立学校にあっては、学校長が直接県教育委員会に報告する。

9 保健衛生

県教育委員会及び市教育委員会は、健康福祉部局と密接な連絡をとり、本章第27節「防疫、保健衛生活動」に従い適切な応急措置を行う。

(1) 被災教職員、児童生徒の保健管理

災害が発生したときは、災害情報の収集に努め、感染症発生のおそれがあるときは、健康福祉部局と連絡を密にして防疫組織を確立するとともに、器具資材を整備して予防教育を行う。また、災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒の健康診断を健康福祉部局の協力を得て行う。

(2) 被災学校の環境衛生

震災が発生し、浸水等による被害のあった場合は、健康福祉部局の協力を得て、特に感染症の予防に努めるとともに、環境衛生の整備改善に協力する。

10 教職員の健康管理

応急対応が長期化することにより教職員への負担が大きくなることから、職員ローテーションや他校等からの応援体制を組むなどして、身体的、精神的な健康管理に留意する。

11 避難所協力

学校は、学校施設が避難所となった場合は、市など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、学校機能を維持、再開させる場合の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。

12 文化財対策

文化財が貴重な国民的財産であることを勘案して、地震発生直後から所轄の指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

(1) 応急措置

ア 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動の実施及び搬出等により文化財の保護を図る。

イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市又は市教育委員会を經由して県教育委員会に報告する。

ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。

その際、県教育委員会、市又は市教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。

エ 文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる被害が発生した時には、被災者の救助を優先する。

(2) 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。

(3) 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認された時には、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により十分な人員を確保する。

第3章 復旧・復興計画

第1節 公共施設災害の復旧

1 基本方針

津波災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後に災害復旧事業の実施責任者が、各施設の原形復旧に併せて災害の再度発生防止のため施設の新設、改良を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

2 実施責任者

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

なお、県は、特定大規模災害等を受けた市町から要請があり、かつ当該市町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町に対する支援を行う。

3 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
- ウ 砂防設備災害復旧事業計画
- エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- ク 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
- ケ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- コ 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
- サ 公園公共土木施設災害復旧事業計画

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 上水道施設災害復旧事業計画

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(6) 公立学校施設災害復旧事業計画

(7) 公営住宅災害復旧事業計画

(8) 公立医療施設災害復旧事業計画

(9) その他の災害復旧事業計画

4 復旧事業の方針

(1) 復旧事業実施体制

津波災害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に実施するため、指定地方行政機関、県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画の作成

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、県、市等は、国の災害査定が速やかに行えるよう努める。

(3) 災害緊急調査の実施

広域にわたる大災害、又は人身事故発生等の特別な災害の場合には、国の緊急調査が実施されるよう、必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(4) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、災害の再度発生防止に留意し、また、速やかに効果のあがるように、関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(5) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

(6) 暴力団排除活動の徹底

警察本部は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動を徹底するため、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行う。

(7) 小災害の措置について

公共土木施設災害復旧事業等の対象とならない小災害については、将来再び出水等の際に災害の発生のおそれがあると認められるものは、市単独事業として災害復旧を速やかに実施する。また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

5 職員の確保

被災施設等の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足を生じたときは、それぞれ関係機関に応援を求めて職員の確保を図る。

市において職員の不足を生ずるときは、被災を免れた他の市町から関係職員の派遣を求めてこれに対処する。この場合において、市町相互間において協議が整わないときは、県があつせん又は調整を行う。

市町相互間の職員派遣の円滑を期するため、災害対策基本法第33条（派遣職員に関する資料の提出等）に準じて、市は職員に関する資料を県に提出するとともに、当該資料を市町相互に交換する。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

1 基本方針

災害復旧事業には、法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行う災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業がある。災害復旧事業費は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査に基づき決定されるので、関係機関は、迅速な資料の提出等必要な措置を講ずる。

2 助成制度

法律又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担又は補助する事業は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく事業
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく事業
- (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく事業
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく事業
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく事業
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく事業
- (7) 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく事業
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する事業
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づく事業

3 激甚災害の早期指定

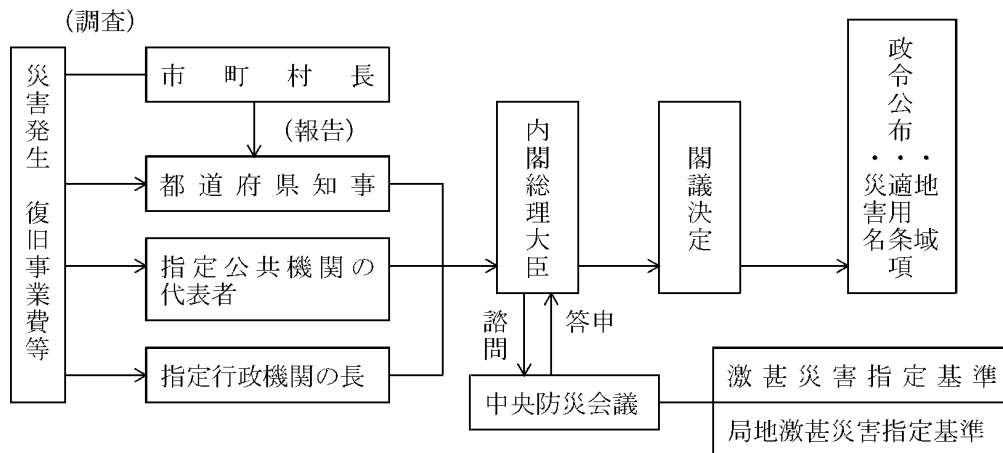
災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は、災害の状況を速やかに調査し、実態を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

4 激甚災害指定の手続き

内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべきかどうか判断する。中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

（激甚災害指定基準等は、本編巻末の参考資料を参照）

《激甚災害の指定手順》



5 激甚災害に係る財政援助措置

激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合の財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条、4条）
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第7条）
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第8条）
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚法第9条）
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚法第10条）
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金等助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金等の償還期間等の特例（激甚法第13条）
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第14条）
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）
 - ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚法第19条）
 - エ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による国の貸付の特例
 - オ 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）
 - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条）
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（激甚法第25条）

第3節 災害復旧資金

1 基本方針

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

2 県の措置

- (1) 災害復旧に必要な資金需要額を把握する。
- (2) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を期す。
- (3) 普通交付税の繰上交付及び特別交付税の交付を国に要請する。
- (4) 一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。

3 北陸財務局の措置

- (1) 関係団体を通じ、災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こすことができる事業に係る経費及び財源を把握する。
- (2) 災害つなぎ資金（地方短期資金）の貸付を行う。

4 日本郵便株式会社（北陸支社）の特例措置

災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (2) 被災者の差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

第4節 被災者への支援

1 基本方針

市及び防災関係機関は、災害発生後の住民生活の安定を図るため、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、各地区の申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

2 農林漁業制度金融の確保

市は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対して、農林漁業の経営等に必要な資金、災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等について指導あつせんを行う。

また、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）に基づく利子補給及び損失補償を行い、農林漁業の生産力の維持、増進と経営の安定を図る。このため、市は、次の措置を講ずる。

- (1) 農業（漁業）協同組合及び信用農業（漁業）協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導あつせんを行う。
- (2) 被害農林漁業者又は被害組合に対して天災融資法による経営資金の融通措置の促進、利子補給及び損失補償を実施する。
- (3) 被害農林漁業者に対して（株）日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置の指導あつせんを行う。

3 住宅金融支援機構資金のあつせん

(1) 災害復興住宅資金

市は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対して、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被災状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。この場合、資金の融資を早くするために、市は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

(2) 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法第24条第3項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転又は建設しようとするものに対する融資のあつせんについて、市は、災害復興住宅資金と同様の措置を講ずる。

4 生活福祉資金の貸付

津波災害により被害を受けた低所得者の速やかな自力更生を支援するため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員、市の社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金の貸付を行う。

5 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

津波災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付を行う。

6 災害援護資金の貸付

市は、市条例の定めるところにより、その区域内で災害救助法による救助又は災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）で定める災害により被害を受けた世帯に対して、災害援護資金の貸付を行う。

7 災害弔慰金の支給

市は、市条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により死亡した住民の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

8 災害障害見舞金の支給

市は、市条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に定める程度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

9 被災者生活再建支援金の支給

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

10 制度の周知

市は、被災者の早期生活再建を図るため、発災後速やかに、被災者生活再建支援制度等の各種支援制度の周知に努める。

第5節 被災者の生活確保のための緊急措置

1 基本方針

大津波の発生は、多数の死傷者、家屋の倒壊等の住家のそう失及び環境破壊等をもたらし、住民を極度の混乱におとし入れることとなる。

このため、県、市及び防災関係機関等は、相互に協力して被災者の生活の確保、社会経済活動の早期回復に努める。

2 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

3 生活相談

- (1) 市は、庁舎内に生活相談窓口を設けるとともに、避難所等に生活相談所を設け、被災者の生活、資金、健康、身上等の相談に応ずる。
- (2) 住宅再建に対する相談については、県、市及び関係団体が連携協力し、総合的な相談窓口を設置し、速やかに周知する。
- (3) 市は、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村との協力のうえ、必要な情報や支援・サービスを提供する。

4 こころのケア活動の継続

こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、県、市及び関係機関が連携し、必要な支援を切れ目なく実施する。

5 罹災証明の交付

市は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、地震発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

早期に罹災証明の交付体制を確立するため、次の措置を講ずる。

- (1) 市だけで対応できない場合は、応援協定等に基づいて実施する。
- (2) 県は、市から要請があった場合は、円滑な罹災証明の交付が図られるよう支援する。また、県は、罹災証明を円滑に発行するため、平時から被害認定調査講習会を開催するよう努めるとともに、罹災証明について、住民への周知徹底に努める。

6 被災者に対する職業のあっせん

- (1) 被災により他に転職を希望する者に対しては、公共職業安定所は、本人の希望、適性等を考慮して適当な求人を開拓して積極的に就職のあっせんを行う。
- (2) 被災者の就職を開拓するため、産業技術専門校等の職業能力開発施設において職業訓練を実施するよう努める。

7 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び市は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置を講ずるとともに、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

8 公営住宅等の整備

県及び市は、災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等の整備、公営住宅等の特定入居等を行うものとする。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、市及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅整備計画を作成し、災害査定を受け早期の整備を図る。

9 国有財産の無償借受等

国有財産を災害復旧や、避難住民受入のための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、市は国に対し無償借受等の申請を行う。

10 災害廃棄物の処理等

(1) 市等は、事前に策定した災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分方法を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、効率的に搬出を行う。

また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

(2) 市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市町への協力要請を行う。

第6節 災害義援金及び義援物資の配分

1 基本方針

被災者あて寄託された義援金及び義援物資については、被害状況に応じた配分計画をたて、
確実、迅速に配分を行う。

2 義援物資の募集

市又は県は、受入を希望する義援物資を具体的に示した上で募集するものとする。

また、市は、義援物資の受入・管理・配分窓口を一元化することにより、義援物資が被災者に迅速、効率的に届く体制とする。

なお、県に寄附の申し出があった義援物資については、健康福祉部が受け入れ窓口となり、必要な物資が迅速に届くよう市への仲介を行うものとする。

3 義援金及び義援物資の受付

市に寄託された義援金及び義援物資の受付については、市災害対策本部で決定し、庁舎正面に掲示する。

4 義援金の配分

市等は、それぞれ配分委員会を設置して、義援金の配分を決定し、できる限り迅速な配分に努める。

5 義援金及び義援物資の輸送

県又は日本赤十字社から送付された義援金及び義援物資について、日赤奉仕団等各種団体の協力を得て、被災者に配分する。

6 義援物資保管場所

義援物資の保管場所（倉庫等）について、あらかじめ計画を樹立しておく。

7 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

市は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・配分に関するマニュアル作成に努める。

第7節 復興計画

1 基本方針

被災地の復興にあたっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮したうえで、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。

2 基本方向の決定

市は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や住民の意向を勘案して、迅速な原状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。また、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

なお、特定大規模災害による被害を受けた場合は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることができる。

3 計画的復興の進め方

(1) 大規模な地震及び津波災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建は、大規模事業となることから、関係機関と十分協議し、計画的に復興を進める。

(2) 市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国、県との連携などにより、必要な体制を整備する。

(3) 市は、再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、計画作成段階で、都市のあるべき姿を明確にし、住民の理解を求めるよう努める。

併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(4) 市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

(5) 市は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行うものとする。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用制限や建築制限等を行うことについても検討する。

(6) 県は、特定大規模災害等を受けた市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

(7) 県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとし、この場合、県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努める。

第4章 複合災害対策

第1節 基本方針

本章は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

なお、市及び防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、珠洲市地域防災計画各編に記載する対策の内容を踏まえるとともに複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。

第2節 災害予防対策

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 県における通信連絡設備の整備

- ア 県と市、防災関係機関及びオフサイトセンターの間を結ぶ衛星系防災行政無線施設及びIMSを活用した地上系通信施設
- イ その他携帯電話、衛星電話等の移動通信機器

(2) 通信連絡体制の確立

各機関は、緊急時における各機関内部及び各機関相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、操作方法の習熟と通信連絡設備等の適正な管理に努めるとともに、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平常時から代替ルートの確保に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保等の停電対策等を講じる。

さらに、各機関は、北陸地方非常通信協議会との連携に努め、西日本電信電話株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努める。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

- (1) 県は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して適切に対応するため、災害業務の機能分担を行い、互いに連携すること、また、要員や資機材等の資源配分に関して調整を行うこと、外部からの支援を早期に要請すること等についてあらかじめ定めるよう努める。
- (2) 県は、複合災害対応により業務が集中する部署では、複合災害に備えたバックアップ体制を整備する。

3 複合災害を想定した訓練の実施

市は、国、県、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第3節 災害応急対策

1 活動体制の確立

- (1) 県は、複合災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合などで、県が必要と認める場合は、市からの要請を待たずに職員の派遣、又は国、他都道府県、他市町等に応援を要請・指示を行う。
- (2) 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、国の現地対策本部や市災害対策本部との合同会議を行うなど、同様の配慮を行う。

2 情報の収集・連絡

市は、国や県、防災関係機関と協力し、複合災害時においても情報連絡体制を確保し、被災情報等の収集・連絡を行う。

3 避難対策

- (1) 市は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難場所等の確保を図る。
- (2) 広域避難の実施にあたっては、県は、市に避難先等の情報を示す。
- (3) 市は、避難経路付近で家屋の倒壊等の危険性が想定される場合には、避難誘導の実施にあたり十分留意する。

4 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達

市は、情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、管内の警察署や道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。

5 緊急時医療措置

県は、大規模自然災害等への対応による医師やその他要員及び機器等に不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合は、国、他の都道府県、関係機関等に対し要請を行うなど体制の確保を図る。

第4節 災害復旧対策

複合災害として発生する災害の種類に応じて、珠洲市地域防災計画の各災害編の災害復旧対策の内容を踏まえて対応する。